	いなべ市 条例適用処分一覧表 【申請に対する処分】							
No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	備考	標準処理期間	処分ID (条例適用)	県特例条例根拠	個票
01	上画部 財政課							
1	分担金の徴収猶予及び減免	いなべ市分担金徴収条例	第4条	【関連部署】各所管課	14日	13		1
2	手数料の減免	いなべ市手数料徴収条例	第8条	【関連部署】各所管課	14日	18		2
3	手数料の還付承認	いなべ市手数料徴収条例	第9条ただし書	【関連部署】各所管課	14日	19		3
4	延滞金の減免	いなべ市税外収入金に係る督促手続及び延滞 金徴収条例	第4条	【関連部署】各所管課	14日	23		4
01	上画部 法務課							
1	公開請求に対する決定	いなべ市情報公開条例	第7条第1項		15日以内	6		5
2	手数料の減免	いなべ市審査請求に係る提出書類等の写し等 の交付手数料を定める条例	第3条		15日以内	2801		7
O #	総務部 総務課							
		いなべ市行政協力員及び行政区に関する規則	第7条		4週間	2501		8
O #	総務部 管財課							
1	庁舎の目的外使用の許可	いなべ市庁舎管理規則	第8条ただし書	【関連部署】各所管課	7日	1		9
2	物品の販売等の許可	いなべ市庁舎管理規則	第9条ただし書	【関連部署】各所管課	7日	2		10
3	使用料の徴収猶予及び減免	いなべ市行政財産の使用料に関する条例	第5条第1項	【関連部署】各所管課	7日	15		11
4	使用料の返還承認	いなべ市行政財産の使用料に関する条例	第5条第2項ただし 書	【関連部署】各所管課	15日	16		12
5	行政財産の目的外使用の許可	いなべ市公有財産管理規則	第13条	【関連部署】各所管課	1週間~4週間	2502		13
6	使用の許可	いなべ市シビックコア棟研修室管理規則	第4条		7日	3101		15
7	使用目的の変更許可	いなべ市シビックコア棟研修室管理規則	第6条		7日	3102		16
8	使用料の徴収猶予及び減免等	いなべ市シビックコア棟研修室管理規則	第8条		7日	3103		17
9	使用料の還付	いなべ市シビックコア棟研修室管理規則	第9条		15日	3104		18
O #	総務部 市民税課							
	臨時運行の許可	いなべ市自動車臨時運行許可取扱規則	第3条		即日	262		19
O	都市整備部 住宅課							
1	入居の決定	いなべ市営住宅管理条例	第8条第3項		約3か月	176		20
2	家賃又は敷金の減免及び徴収猶 予	いなべ市営住宅管理条例	第18条		約2週間	177		23
3	使用許可	いなべ市営住宅管理条例	第42条第1項		未設定	178		25
4	親族以外の者の同居の承認	いなべ市営住宅管理条例	第12条第1項		約4週間	2605		26
5	同居人の入居承認	いなべ市営住宅管理条例	第13条		約4週間	2606		28
6	市営住宅の一部を住宅以外の用 途併用の承認	いなべ市営住宅管理条例	第26条ただし書		約4週間	2607		30
7	市営住宅模様替え及び増築等の 承認	いなべ市営住宅管理条例施行規則	第27条		約4週間	2608		31
	方民部 保険年金課							
1	出産育児一時金の支給	いなべ市国民健康保険条例	第8条第1項		20日	89		32

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	備考	標準処理期間	処分ID (条例適用)	県特例条例根拠	個票
2	葬祭費の支給	いなべ市国民健康保険条例	第9条		1か月	90		33
3	福祉医療費 受給資格の認定及 び更新	いなべ市福祉医療費の助成に関する条例	第4条		7日	2504		34
4	福祉医療費 助成の申請、決定	いなべ市福祉医療費の助成に関する条例	第8条		3か月	2505		35
5	保険税の納期限の延長	いなべ市国民健康保険税条例	第28条		7日	3201		36
	保険税の減免	いなべ市国民健康保険税条例	第29条		15日以内	3202		37
O E	環境部 環境政策課							
1	手数料の減免	いなべ市環境保全センター手数料徴収条例	第3条	施設休止中	ı	25		38
2	斎場使用の許可	いなべ市北勢斎場条例	第5条		即時	120		39
3	斎場使用料の減免	いなべ市北勢斎場条例	第8条		即時	123		40
	使用料の還付承認	いなべ市北勢斎場条例	第9条ただし書		1週間	124		41
O I	環境部 環境衛生課							
1	許可証等の再交付	いなべ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第17条		2週間	113		42
2	手数料の免除	いなべ市あじさいクリーンセンター条例	第7条		1週間	117		43
3	利用の許可	いなべ市員弁リサイクルセンターの設置及び 管理に関する条例	第5条		1週間	118		44
◎ ∤	畐祉部 人権福祉課							
1	社会福祉法人が行う事業の助成	する余例	第2条		15日以内	3301		45
	明	いなべ市性の多様性を認め合う社会を実現するための条例	第12条		7日以内	3302		47
◎	畐祉部 障がい福祉課							
1	利用の承認	いなべ市障害者活動支援センター条例	第6条第1項		60日	2509		48
2	利用の承認		第6条第1項		60日以内	2510		50
3	事業者の登録	いなべ市障害者の日常生活および社会生活を 総合的に支援するための法律における基準該 当障害福祉サービス事業者の登録等に関する 規則	第4条	別紙基準	2か月	2511		52
4	訪問入浴サービス事業利用の決 定	いなべ市障害者等地域生活支援事業実施規 則	第6条第1項		1か月	2512		86
5	手話通訳者等の派遣の決定	<u>追争耒</u> 兲肔規則	第6条第1項		14日	2516		87
6	手話通訳者等の登録	いなべ市手話通訳者及び要約筆記奉仕員派 <u>遣事業実施規則</u>	第8条第2項		14日	2517		88
7	日常生活用具給付の決定	いなべ市障害者等日常生活用具給付事業実 施規則	第4条		1か月	2518		89
8	移動支援事業利用決定	いなべ市障害者等移動支援事業実施規則	第5及び6条		1か月	2519		96
9	事業利用決定	いなべ市障害者等地域活動支援センター運営 事業実施規則	第4及び5条		1か月	2520		97
10	利用の承認	大安ぴあハウス条例	第8条第1項		60日以内	2903		98

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	備考	標準処理期間	処分ID (条例適用)	県特例条例根拠	個票
11	利用の承認	いなべ市障害者等地域活動支援センター運営 事業実施規則	第8条第1項		60日以内	2906		100
12	利用の承認	オレンジエ房あげき条例	第8条		7日以内	3003		102
13	多目的室利用料金の減免	オレンジエ房あげき条例	第9条第3項		7日以内	3008		104
14	利用料金等の還付	オレンジエ房あげき条例	第10条		30日以内	3009		105
15	使用料の還付	いなべ市障害者活動支援センター条例	第8条		30日以内	3010		106
16	利用料金等の還付	大安ぴあハウス条例	第11条		30日以内	3011		107
17	利用料金等の還付	篠立きのこ園条例	第10条		30日以内	3013		108
18	利用の許可	いなべ市立田農園条例	第6条第2項		7日以内	3015		109
19	行為の許可	いなべ市立田農園条例	第10条		7日以内	3016		110
20	利用料金等の還付	いなべ市立田農園条例	第8条		30日以内	3017		111
21	使用料の還付	いなべ市重度障害者生活支援センター条例	第8条		30日以内	3022		112
◎ ∤	福祉部 長寿福祉課							
1	利用の許可(変更許可を含む。)	いなべ市老人福祉センター等設置及び管理に 関する条例	第5条第1項		7日	82		113
2	特別の設備の計り	いなべ市老人福祉センター等設置及び管理に 関する条例	第8条		7日	83		115
3	使用料の減免	いなべ市老人福祉センター等設置及び管理に 関する条例	第11条		7日	86		116
4	使用料の還付承認	いなべ市老人福祉センター等設置及び管理に 関する条例	第12条		7日	87		117
5	使用の許可	ふじわら高齢者生活支援センターいこい条例	第6条第1項		7日	2106		118
6	使用料の減免	ふじわら高齢者生活支援センターいこい条例	第8条		7日	2107		120
7	使用料の還付承認	ふじわら高齢者生活支援センターいこい条例	第9条ただし書		7日	2108		121
8	行為の制限許可	ふじわら高齢者生活支援センターいこい条例	第11条第1項		7日	2109		122
9	利用の計り	熟人荘パークゴルフ場設置及び管理に関する 条例	第3条		7日	2506		124
10	利用施設の設備設直等の許り	熟人荘パークゴルフ場設置及び管理に関する 条例	第5条		7日	2507		126
11	使用料の減免	熟人荘パークゴルフ場設置及び管理に関する 条例	第9条		14日	2508		127
12		いなべ市介護予防・日常生活支援総合事業の 実施に関する規則	第11条		60日	2805		128
	逼祉部 介護保険課							
1	保険料の徴収猶予	いなべ市介護保険条例	第9条		30日	98		131
2		いなべ市介護保険条例	第10条		30日	99		132
		いなべ市高齢者に係る所得税及び地方税上の 障害者控除対象者認定事務取扱規則	第3条		7日	2803		133
4		いなべ市高齢者に係る所得税及び地方税上の 障害者控除対象者認定事務取扱規則	第4条2項		7日	2804		134

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	備考	標準処理期間	処分ID (条例適用)	県特例条例根拠	個票
O	建康こども部 こども政策課							
1	家庭生活支援員の派遣の決定	いなべ市ひとり親家庭日常生活支援事業実施 規則	第8条第2項		30日以内	2806		135
2	子育て支援又は生活支援の支給	いなべ市ひとり親家庭日常生活支援事業実施 規則	第12条第2項		30日以内	2807		136
O	建康こども部 母子保健課							
<u> </u>	ひ決定	いなべ市未熟児養育医療給付施行規則	第5条		7日	2522		137
O (建康こども部 保育課							
1	保育料の減免	いなべ市立保育所条例	第8条		30日以内	76		138
2	目的外使用の許可	いなべ市立保育所条例施行規則	第7条		30日以内	77		142
3	利用の承諾	いなべ市一時預かり事業(余裕活用型)実施細 則	第11条		30日以内	3031		143
O (建康こども部 家庭児童相詞							
1	徴収金の減免	いなべ市児童福祉法による助産の実施及び母 子保護の実施に関する規則	第5条第1項		30日以内	78		146
〇 月	農林商工部 農林整備課							
1	占用の許可	191	第5条		7日	149		150
2	11.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	いなべ市三重県営土地改良事業分担金徴収 条例	第5条		7日	150		151
3	農道使用の許可(変更許可を含む。)	いなべ市農道管理条例	第8条		7日	151		152
	行為の許可	いなべ市林地荒廃防止施設維持管理条例	第4条ただし書		5日	154		153
	林道使用の許可(変更許可を含 む。)	いなべ市林道管理条例	第8条		5日	157		154
6	行為の許可	いなべ市大井田西部地区公園の設置及び管 理に関する条例	第4条		7日	2001		155
〇 月	農林商工部 獣害対策課							
1	使用の許可	鼎活性化施設夢かなえ荘の設置及び管理に 関する条例	第4条		3日	142		156
2	使用料の減免	鼎活性化施設夢かなえ荘の設置及び管理に 関する条例	第8条		3日	145		157
3	使用料の還付承認	鼎活性化施設夢かなえ荘の設置及び管理に 関する条例	第9条ただし書		10日	146		158
		鼎活性化施設夢かなえ荘の設置及び管理に 関する条例	第10条第2項ただ し書		3日	147		159
〇 房	農林商工部 商工観光課							
1	利用の許可	いなべ市農業公園に関する条例	第8条		1日~ 7日	133		160
		いなべ市農業公園に関する条例	第9条 第4項		7日	135		161
3	使用料の返還	いなべ市農業公園に関する条例	第10条		未設定	136		162
4	利用の許可(変更許可含む。)	いなべ市青川峡キャンピングパーク条例	第8条		5日	137		163

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	備考	標準処理期間	処分ID (条例適用)	県特例条例根拠	個票
5	行為の許可	いなべ市青川峡キャンピングパーク条例	第10条第1項		5日	139		164
6	使用の許可	いなべ市ウッドヘッド阿下喜の設置及び管理に 関する条例	第5条第1項		3日	159		166
7	利用料の減免	いなべ市ウッドヘッド阿下喜の設置及び管理に 関する条例	第9条		3日	162		168
	利用科の鬼り承認	いなべ市ウッドヘッド阿下喜の設置及び管理に 関する条例	第10条		5日	163		169
9		いなべ市青川峡キャンピングパーク条例	第13条		3日	2603		170
		いなべ市青川峡キャンピングパーク条例	第14条ただし書		7日	2604		171
11	利用料金の減免	いなべ市藤原岳駐車場条例	第9条		7日	2809		172
12	利用料金の還付承認	いなべ市藤原岳駐車場条例	第10条		7日	2810		173
O	建設部 管理課							
1	占用料の減免	いなべ市道路占用料等徴収条例	第3条		3週間	165		174
2	流水占用料等の減免	いなべ市流水占用料等徴収条例	第3条		3週間	166		175
3	流水占用料等の返還	いなべ市流水占用料等徴収条例	第5条ただし書		3週間	167		176
4	使用等の許可(更新許可を含む。)	いなべ市法定外公共物管理条例	第5条第1項		3週間	168		177
5	変更の許可	いなべ市法定外公共物管理条例	第8条第1項		3週間	169		178
6	権利譲渡の承認	いなべ市法定外公共物管理条例	第12条		3週間	170		179
7	使用料等の減免	いなべ市法定外公共物管理条例	第19条		3週間	173		180
8	用途廃止の承認	いなべ市法定外公共物管理条例	第20条		4週間	174		181
9	行為の許可(変更許可を含む。)	いなべ市都市公園条例	第6条		10日	182		182
10	優良住宅、宅地の認定	いなべ市土地譲渡益重課税制度及び長期譲 渡所得課税の特例措置に係る優良宅地等の 認定事務施行規則	第6条		15日以内	2503		184
0 7	K道部 水道総務課							
	排水設備指定工事店の指定(指 定更新を含む。)	いなべ市下水道条例	第8条第1項		新規45日以内 更新90日以内	188		186
2	使用料の納期限の延長及び減免 (いなべ市農業集落排水処理施 設条例第12条において準用する 場合を含む。)	いなべ市下水道条例	第10条	【関連部署】 水道総務課	漏水8か月 その他1か月	203		187
		いなべ市給水条例	第37条		240日	213		189
_		いなべ市指定給水装置工事事業者規程	第4条第1項		新規45日以内 更新90日以内	215		191
3	水道メーターの設置個数に対す る決定	いなべ市給水条例	第19条第2項		7日	2609		192
0 7	K道部 下水道課							
1	公共ます設置申請	いなべ市下水道条例	第3条第2項		7日以内	185		193

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	備考	標準処理期間	処分ID (条例適用)	県特例条例根拠	個票
2	排水設備等の計画の確認(変更確認を含む。)(いなべ市農業集落排水処理施設条例第12条において準用する場合を含む。)	いなべ市下水道条例	第6条		10日以内	187		194
	検査済証の交付(いなべ市農業 集落排水処理施設条例第12条に おいて準用する場合を含む。)	いなべ市下水道条例	第15条第2項及び 第16条第2項		検査当日	190		196
4	占用の許可(いなべ市農業集落 排水処理施設条例第12条におい て準用する場合を含む。)	いなべ市下水道条例	第30条		14日以内	194		197
5	権利の譲渡等の承認(いなべ市 農業集落排水処理施設条例第12 条において準用する場合を含 む。)	いなべ市下水道条例	第32条ただし書		未設定	195		198
6	水質暫定管理責任者の承認(いなべ市農業集落排水処理施設条例施行規則第4条において準用する場合を含む。)	いなべ市下水道条例施行規則	第12条第2項		14日以内	200		199
7	負担金の徴収猶予(いなべ市農業集落排水事業負担金徴収条例第6条において準用する場合を含む。)	いなべ市下水道事業受益者負担に関する条例	第7条	【関連部署】 水道総務課	1か月	205		200
8	負担金の減免(いなべ市農業集 落排水事業負担金徴収条例第6 条において準用する場合を含 む。)	いなべ市下水道事業受益者負担に関する条例	第8条		10日以内	206		201
〇 孝	收育委員会事務局 教育総	務課						
1	利用の許可	いなべ市学校施設の利用に関する条例	第2条	【関連部署】学校教育 課及び生涯学習課	3日	65		204
2	使用料の減免	いなべ市学校施設の利用に関する条例	第6条	【関連部署】学校教育 課及び生涯学習課	15日以内	68		206
3	使用料の還付承認	いなべ市学校施設の利用に関する条例	第7条ただし書	【関連部署】学校教育 課及び生涯学習課	15日以内	69		208
4	会議の傍聴の許可	いなべ市教育委員会会議傍聴人規則	第2条		1日(即日)	223		209
5	学校給食費の減免に対する決定		第8条		15日以内	3701		210
◎								
			第6条		30日	2811		211
◎ 孝								
		いなべ市公民館条例	第4条第1項		15日以内	31		212
		いなべ市公民館条例	第8条		15日以内	34		213
		いなべ市公民館条例	第9条ただし書		15日以内	35		214
4	図書館利用カードの交付	いなべ市図書館条例施行規則	第4条第3項		即日	38		215

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	備考	標準処理期間	処分ID (条例適用)	県特例条例根拠	個票
5	文化施設利用の許可	いなべ市文化施設条例	第4条第1項		15日以内	39		216
6	特別設備設置による文化施設利 用の許可	いなべ市文化施設条例	第7条		15日以内	40		217
7	文化施設使用料の減免	いなべ市文化施設条例	第10条		15日以内	43		218
8	文化施設使用料の還付承認	いなべ市文化施設条例	第11条ただし書		15日以内	44		219
9		いなべ市文化施設条例施行規則	第9条第2項		15日以内	46		220
10	文化施設における宣伝行為等の 許可	いなべ市文化施設条例施行規則	第17条		15日以内	47		221
11	文化資料保存施設入場の許可 (変更許可を含む。)	いなべ市文化資料保存施設条例	第5条		即日	48		222
12	体育施設利用の許可(変更許可 を含む。)	いなべ市体育施設条例	第5条第1項		15日以内	54		223
13	体育施設使用料の減免	いなべ市体育施設条例	第10条		15日以内	57		224
14	体育施設使用料の還付承認	いなべ市体育施設条例	第11条ただし書		15日以内	58		226
15	市指定有形文化財の現状変更等 の許可	いなべ市文化財保護条例	第16条第1項		60日以内	71		227
16	市指定有形文化財の所有者等以 外の者の観覧許可	いなべ市文化財保護条例	第19条第2項(第31条において準用する場合を含む。)		60日以内	73		228
17	市指定史跡名勝天然記念物の現 状変更等の許可	いなべ市文化財保護条例	第39条第1項		60日以内	74		229
18	県指定史跡名勝天然記念物の現 状変更等の許可	三重県文化財保護条例	第39条第1項	三重県の事務処理の 特例に関する条例	60日以内	1005	0	230
	他設予約ンステム登録の決定	いなべ市施設予約システムの利用に関する規 則	第3条		15日以内	2523		231
20	温水プール利用の許可(変更許 可を含む。)	いなべ市温水プール条例	第7条第1項		15日以内	3601		232
	*	いなべ市温水プール条例	第11条		15日以内	3602		233
		いなべ市温水プール条例	第12条ただし書		15日以内	3603		234
0	養会事務局							
1	開示請求に対する決定	いなべ市議会の個人情報の保護に関する条例	第24条		15日以内	3501		235
2	訂正請求に対する決定等	いなべ市議会の個人情報の保護に関する条例	第34条		30日以内	3502		237
3	利用停止請求に対する決定等	いなべ市議会の個人情報の保護に関する条例	第41条		30日以内	3503		238

担当部署: 企画部 財政課

処分の概要	分担金の徴収猶予及び減免
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市分担金徴収条例 第4条
例 規 番 号	平成17年 条例第10号

【根拠条文】

(徴収猶予)

第4条 市長は、災害その他のやむを得ない理由により分担金の徴収が著しく困難又は不適当と認めるときは、分担金の徴収を猶予し、又はその額の一部若しくは全部を減免することができる。

【基準】

- 1 分担金の徴収猶予の基準(災害その他のやむを得ない理由により分担金の徴収が著しく困難又は不適当と認めるとき)は、次のとおりとする。
 - (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
 - (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。
 - (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
 - (4) 前3号に掲げる理由に類する理由があったとき。
- 2 分担金の減免の基準(災害その他のやむを得ない理由により分担金の徴収が著しく困難又は不適当と認めるとき)は、次のとおりとする。
 - (1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる場合
 - (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となったもの又はこれに準ずると認められる場合

その他分担金の徴収猶予及び減免について、条例その他別に定めがある場合は、その規定に基づくものとする。

標準処理期間

14日

備考

【関連部署】各所管課

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日
HA /C //	1 /94 10 1 1 / 4 1 1 .	~~!`~~	1 /94 = 0 1 2 / 3 2 1 .

担当部署: 企画部 財政課

処分の概要	手数料の減免等
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市手数料徴収条例 第8条
例 規 番 号	平成15年 条例第51号

【根拠条文】

(手数料の減免等)

第8条 市長は、特別な事情があると認めたときは、その手数料の徴収を猶予し、又はその手数料 の額の全部若しくは一部を減免することができる。

【基準】

- 1 手数料の減免等の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 国又は地方公共団体が行政目的に必要なとき。
 - (2) 生活保護法により保護を受けている者からの申請で、法令その他に減免の規定があるとき。
 - (3) その他市長が必要と認めるとき。
- 2 手数料の減免等をしない基準は、次のとおりとする。

法令等により算定方法が定められているもの及び国・県の機関が算定している経費等を基 に、手数料等を定めているもの

その他手数料の減免等について、条例その他に別に定めがある場合は、その規定に基づくものとする。

標準処理期間 14日

備考

【関連部署】各所管課

担当部署: 企画部 財政課

処分の概要	手数料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市手数料徴収条例 第9条ただし書
例 規 番 号	平成15年 条例第51号

【根拠条文】

(還付)

第9条 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、 その全部又は一部を還付することができる。

【基準】

- 1 手数料の還付承認の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 法令等の規定により無料で取り扱うこととされている手数料を徴収したとき。
 - (2) 生活保護法により保護を受けている者からの申請で、法令その他に減免の規定があるとき。
 - (3) 国又は地方公共団体が行政目的等のため市長が必要と認めるとき。

その他手数料の還付承認について、条例その他に別に定めがある場合は、その規定に基づくものとする。

標準処理期間	14 FI
	ITH

備考

【関連部署】各所管課

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

担当部署: 企画部 財政課

処分の概要	延滞金の減免
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市税外収入金に係る督促手続及び延滞金徴収条例 第4条
例 規 番 号	平成15年 条例第52号

【根拠条文】

(延滞金の減免)

第4条 税外収入金を納付すべきものが滞納したことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、市長は、延滞金を減額し、又は免除することができる。

【基準】

延滞金の減免の基準(やむを得ない理由)は、次のとおりとする。

- (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。
- (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる理由に類する理由があったとき。
- (5) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (6) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となったもの又はこれに準ずると認められる者。

その他延滞金の減免について、条例その他定めがある場合はその規定に基づく。

【関連部署】各所管課

標準処理期間 14日

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和5年4月1日
-------	-----------------	---------	----------

担当部署: 企画部 法務課

処分の概要	公開請求に対する決定
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市情報公開条例 第7条第1項
例 規 番 号	平成15年 条例第8号

【根拠条文】

(公文書の公開の請求に対する決定及び通知)

第7条 実施機関は、公開請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日から起算して15日以内に、公開の請求に係る公文書を公開する旨又は公開しない旨の決定(以下「公開決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該機関に算入しない。

【基準】

第9条の規定による。

(公開しないことができる公文書)

- 第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書を公開しないことができる。
 - (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国、県の機関の指示により、公開することができないと認められるもの
 - (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として、何人でも閲覧できるとされている情報
 - イ 公表することを目的としている情報
 - ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公益上公開することが必要であると認められる情報
 - エ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - オ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
 - (3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報 又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等 又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただ し、次に掲げる情報を除く。
 - ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体及び健康を保 護するため、公開することが必要であると認められる情報
 - イ 違法又は著しく不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

- ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公益上公開することが必要であると認め られるもの
- (4) 個人又は法人等から公開しないことを条件として任意に市に提供された情報であって、当該個人又は法人等の承諾なく公開することにより、当該個人又は法人等と市との信頼関係が損なわれ、将来その協力を得ることが困難になるおそれがあるもの
- (5) 国又は他の地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)との間における協議、協力、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの
- (6) 市又は国等の事務事業に係る意思形成過程における審議、調査、検討等に関する情報であって、公開することにより、当該又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障を生ずるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 検査、監査、取締り、入札、試験、交渉、渉外、争訴、調査研究、人事等の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該若しくは同種の事務事業の目的が損なわれ、 又はこれらの事務事業の公正又は円滑な執行に支障を生ずるおそれがあるもの
- (8) 実施機関の附属機関並びにこれらに類するもの(以下「合議制機関等」という。)の会議に係る情報であって、当該合議制機関等の運営規程又は議決により公開しないことと定められているもの及び公開することにより公正又は円滑な議事運営に支障を生ずるおそれがあるもの
- (9) 公開することにより、個人の生命、身体及び財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるもの

標準処理期間

請求書を受理した日から起算して15日以内(やむを得ない理由によりその期間内 に公開決定等をすることができないときは、その期間を30日に限り延長可)(第7条 第1項・第2項)

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日

2

6

担当部署: 企画部 法務課

処分の概要	手数料の減免
例 規 名	いなべ市審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料を定める条例 第3条第
根拠条項	1項
例 規 番 号	平成28年 条例第2号

【根拠条文】

(手数料の減免)

- 第3条 審理員(法第9条第1項ただし書の規定により審理員を指名しない場合にあっては、審査庁。 以下この条において同じ。)又はいなべ市行政不服審査会は、法第38条第1項又は第78条第1項の 規定による交付を受ける審査請求人又は参加人(以下この条において「審査請求人等」という。) が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める額の手数料を減額し、又は免除することができる。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の被保護者 その全額
 - (2) 前号に準ずる者 その半額
 - (3) 前2号に掲げるものほか、特別な理由があると認められる者 その半額

【基準】

手数料の減免等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 条例第3条第1号の規定については、規定のとおり生活保護法の被保護者については全額免除とする。
- (2) 条例第3条第1号の規定する前号に準ずる者とは、所得が皆無となったため生活が著しく困難となったもの又はこれに準ずると認められるものについてはその半額とする。
- (3) 条例第3条第1号の規定する前2号に掲げるものほか、特別な理由があると認められる者とは、災害等により生活が著しく困難となるなど市長が認めるときその半額とする。

標準処理期間	15日
備考	

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日

担当部署: 総務部 総務課

処	分の概	要	行政区の認定
例根	規 拠 条	名項	いなべ市行政協力員及び行政区に関する規則 第7条
例	規 番	号	平成 15 年 規則第 2 号

【根拠条文】

(行政区の認定)

- 第7条 <u>第3条</u>に定める行政区は、関係住民の申請に基づいて市長が認定する。この場合、次の基準に適合していなければならない。
 - (1) 行政区の区域は、市内の一定の区域に住所を有する一団の住居地域又は集落の範囲とする。
 - (2) 自治組織 行政区には、当該区域内の住民の5分の4以上の数の世帯主を構成員とする自治組織が結成されていなければならない。
 - (3) 世帯数行政区の区域内の世帯数は、一戸建ての世帯でおおむね50世帯以上とする。

第3条

(協力員の任務)

- 第3条 協力員は、当該協力員の連絡事務の受持区域(以下「行政区」という。)内において、市の各機関から依頼された次に掲げる事項を処理するものとする。
 - (1) 広報に関すること 市が依頼する配布物の配布、回覧及びこれらに類すること。
 - (2) 広聴に関すること 市が依頼する各種調査の実施、地域住民の市に対する要望、苦情等の 連絡及びこれらに類すること。
 - (3) 地域のとりまとめに関すること 市が依頼する人材等の推薦、催事や説明会等の調整及びこれらに類すること。
 - (4) 地域環境衛生に関すること 環境の保全、環境衛生の推進及び啓発・ゴミ減量、分別収集 の推進及びこれらに類すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に依頼されたこと。

			T
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 4 月 1 日

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	庁舎の目的外使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市庁舎管理規則 第8条ただし書
例 規 番 号	平成15年 規則第3号

【根拠条文】

(庁舎の目的外使用)

第8条 庁舎は、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用してはならない。 ただし、その使用が庁舎の管理上支障がないと認められるもので市長が許可した場合は、こ の限りでない。

【基準】

- 1 庁舎の目的外使用の許可の基準(その使用が庁舎の管理上支障がないと認められる。)は、 次のとおりとする。
 - (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
 - (2) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと (あらかじめ許可を受けた場合を除く。)
 - (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。
 - (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは 提示しないこと (あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (6) 物品の販売をしないこと (あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (7) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。
 - (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。
 - (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)
 - (10) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合
- 2 庁舎の目的外使用の許可をしない基準は、次のとおりとする。
 - (1) 意思能力を有しない者であるとき。
 - (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
 - (3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (4) 庁舎及び設備器具等を損傷するおそれがあるとき。
 - (5) 庁舎の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することが出来ないとき。
 - (6) 行商、宣伝、勧誘その他これに類する行為あるとき(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

標準処	0.理期間	7日以内
備考		

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和2年4月1日
-------	-----------------	---------	----------

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	物品の販売等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市庁舎管理規則 第9条ただし書
例 規 番 号	平成15年 規則第3号

【根拠条文】

(禁止行為)

- 第9条 何人も庁舎において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、その行為で庁舎の管理上 支障がないと認め市長が許可した場合は、この限りでない。
 - (1) 市の事務又は事業と関係のない物品の販売、宣伝、勧誘その他これに類する行為
 - (2) 公共用又は公用を目的とする以外の広告物(ビラ、ポスターその他これに類するものを含む。)をまき、配布し、又は掲示する行為
 - (3) テントその他これに類する施設を設置する行為
 - (4) 旗、のぼり、幕、プラカードその他これに類する物又は拡声器、宣伝カー等を所持し、又は使用しようとする行為
 - (5) 写真の撮影、録画、録音その他これらに類する行為(市が行う発表、記者会見等において 報道機関が行うもの、市の職員が職務上行うものその他公務の執行に明らかに支障がないもの として庁舎管理者が認めたものを除く。)

【基準】

- 1 物品の販売等の許可の基準 (その行為で庁舎の管理上支障がないと認める。) は、次のとおりとする。
 - (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
 - (2) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと (あらかじめ許可を受けた場合を除く。)
 - (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。
 - (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (6) 物品の販売をしないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (7) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。
 - (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。
 - (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)
 - (10) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合
- 2 物品の販売等の許可をしない基準は、次のとおりとする。
 - (1) 意思能力を有しない者であるとき。
 - (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
 - (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (4) 庁舎及び設備器具等の損傷するおそれがあるとき。
 - (5) 庁舎の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することが出来ないとき。
 - (6) 行商、宣伝、勧誘その他これに類する行為あるとき。(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和3年4月1日
	1 /2/2 10 1 /3 1	*****	14 10 0 1 1 74 1 10

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	使用料の徴収猶予及び減免
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市行政財産の使用料に関する条例 第5条第1項
例 規 番 号	平成15年 条例第50号

【根拠条文】

(使用料の徴収猶予及び減免等)

第5条 市長は、使用料について、公益上特に必要があると認めるときは、その納付を猶予し、又 はその減免をすることができる。

【基準】

使用料の徴収猶予及び減免の基準(公益上特に必要があると認めるとき)は、次のとおりとする。

- (1) 学術調査、研究、その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合
- (2) 電気、ガス事業その他の公益事業の用に供するためやむを得ないと認められる場合
- (3) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合
- (4) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合
- (5) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合

その他使用料の徴収猶予及び減免について、条例その他別に定めがある場合は、その規定に基づくものとする。

標準処理期間	7日
--------	----

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	使用料の返還承認
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市行政財産の使用料に関する条例 第5条第2項ただし書
例 規 番 号	平成15年 条例第50号

【根拠条文】

(使用料の徴収猶予及び減免等)

第5条

2 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りではない。

【基準】

使用料の返還承認の基準(市長が特別の理由があると認める場合)は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 天災等若しくはこれに類する利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき。
- (3) 利用者が利用の3日前までに利用の許可の取消し又は変更の申出があって、市長がこれについて相当の理由があると認めたとき。
- (4) その他使用料の返還承認について、条例その他別に定めがある場合は、その規定に基づくものとする。

標準処理期間 15日

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	行政財産の目的外使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市公有財産管理規則 第13条及び第14条
例 規 番 号	平成15年 規則第45号

【根拠条文】

(行政財産の目的外使用)

- 第13条 行政財産の使用の許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書(様式第4号)を市 長に提出しなければならない。
- 第14条 行政財産の使用期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由があると認められるときは、1年を超えることができる。

【基準】

- 1 行政財産の目的外使用の許可の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 公の施設の利用者、職員等本市の行政財産を利用し、又は使用する者のため、食堂、売店、その他収益を目的とした施設を設置する場合
 - (2) 学術調査、研究、その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合
 - (3) 電気、ガス事業その他の公益事業の用に供するためやむを得ないと認められる場合
 - (4) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に 供する場合
 - (5) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合
 - (6) 本市の行政財産を使用しなければ、隣接する家屋等の新築、解体、建替等のための工事用 足場、資材置場、搬入用通路等の確保が困難であり、当該行政財産を使用させることがやむを 得ないと認められる場合
 - (7) 広告その他行政財産の効率的利用に資すると認められる場合において、公募により相手方を選定するとき
 - (8) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合
 - (9) その他行政財産の目的外使用について、各施設の管理を定める条例その他別に定めがある場合は、その規定に基づくものとする。
- 2 行政財産の目的外使用で1年間を超える許可の基準(特別の事由があると認められるとき)は、 次のとおりとする。
 - (1) 災害、その他緊急な事態から市民の安全等を確保する目的で長期的に実施する必要がある と認められる場合
 - (2) 市民の健康福祉の増進及び地域の活性化を図る事業、都市と山村との交流を促進し、魅力あるふるさとを創出し農林業の育成をはじめとする産業の振興を図るなど、公益上特に必要があると認められる場合
 - (3) 国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公営事業の用に供することが特に必要と認められる場合

- 3 行政財産の目的外使用を許可しない基準は、次のとおりとする。
 - (1) 意思能力を有しない者であるとき。
 - (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
 - (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (4) 庁舎及び設備器具等の損傷するおそれがあるとき。
 - (5) 庁舎又は管理運営上支障をきたすおそれがあるとき。
 - (6) 行商、宣伝、勧誘その他これに類する行為があるとき。(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (7) 暴力団又は暴力団員を利するおそれがあるとき。(いなべ市暴力団排除条例第9条)
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

標準処理期間	1週間から4週間		
備考			
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和2年4月1日

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	いなべ市シビックコア棟研修室の使用許可
例 規 名	 いなべ市シビックコア棟研修室管理規則 第4条
根 拠 条 項	「なべ回うこうグラケ保仰修主旨座別別 第4米
例 規 番 号	平成31年 規則第14号

【根拠条文】

(使用の許可等)

- 第4条 前条に規定する申請があったときは、市長はその内容を審査し、適当と認めるときはいなべ市シビックコア棟研修室使用許可書(様式第2号)を、不適当と認めるときは、いなべ市シビックコア棟研修室使用不許可通知書(様式第3号)を当該申請者に交付するものとする。
- 2 市長は、前項の許可に条件を付し、又は使用者の守るべき事項を指示することができる。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を与えないことができる。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (2) シビックコア棟を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 使用しようとする者が、いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成28年いなべ市告示第119号)別表第2に規定する要件に該当すると認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、シビックコア棟の管理上支障があると認められるとき。

【基準】

- 1 いなべ市シビックコア棟研修室の使用許可の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
 - (2) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと (あらかじめ許可を受けた場合を除く。)
 - (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。
 - (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (6) 物品の販売をしないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (7) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。
 - (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。
 - (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)
 - (10) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合
- 2 いなべ市シビックコア棟研修室の使用を許可しない基準は、次のとおりとする。
 - (1) 意思能力を有しない者であるとき。
 - (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
 - (3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (4) 庁舎及び設備器具等を損傷するおそれがあるとき。
 - (5) 庁舎の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することが出来ないとき。
 - (6) 行商、宣伝、勧誘その他これに類する行為あるとき(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

標準処理期間 7日

型 中 日 日 日	亚比 21 年 4 日 1 日	旱 级亦再年日口	今和9年4月1日
設定年月日	平成 31 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和2年4月1日

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	いなべ市シビックコア棟研修室の使用目的の変更許可	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市シビックコア棟研修室管理規則 第6条	
例 規 番 号	平成31年 規則第14号	

【根拠条文】

(使用目的の変更等)

- 第6条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を得ないで使用目的を変更し、 又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。
- 2 使用者は、申請内容を変更し、又は研修室の使用を取り消そうとするときは、使用日の3日前までにいなべ市シビックコア棟研修室使用変更・取消許可申請書(様式第4号)に使用許可書を添えて、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の使用の変更等を許可したときは、いなべ市シビックコア棟研修室使用変更・取 消許可書(様式第5号(以下「変更・取消許可書」という。)を使用者に交付するものとする。

【基準】

いなべ市シビックコア棟研修室の使用変更許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (2) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと (あらかじめ許可を受けた場合を除く。)
- (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。
- (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは 提示しないこと (あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
- (6) 物品の販売をしないこと (あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
- (7) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)
- (10) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合
- 2 いなべ市シビックコア棟研修室使用変更を許可しない基準は、次のとおりとする。
 - (1) 意思能力を有しない者であるとき。
 - (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
 - (3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (4) 庁舎及び設備器具等を損傷するおそれがあるとき。
 - (5) 庁舎の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することが出来ないとき。
 - (6) 行商、宣伝、勧誘その他これに類する行為あるとき(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

標準処	0.理期間	7日		
備考				
設定	年月日	平成31年4月1日	最終変更年月日	令和2年4月1日

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	いなべ市シビックコア棟研修室の使用料の徴収猶予及び減免等
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市シビックコア棟研修室管理規則 第8条
例 規 番 号	平成31年 規則第14号

【根拠条文】

(使用料の徴収猶予及び減免等)

第8条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前条の使用料を猶予し、又はその減免を することができる。

【基準】

使用料の徴収猶予及び減免の基準(公益上特に必要があると認めるとき)は、次のとおりとする。

- (1) 学術調査、研究、その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合
- (2) 電気、ガス事業その他の公益事業の用に供するためやむを得ないと認められる場合
- (3) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合
- (4) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合
- (5) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合

その他使用料の徴収猶予及び減免について、条例その他別に定めがある場合は、その規定に基づくものとする。

標準処理	理期間	7日		
備考				
設定年	年月日	平成 31 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	いなべ市シビックコア棟研修室の使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市シビックコア棟研修室管理規則 第9条
例 規 番 号	平成31年 規則第14号

【根拠条文】

(使用料の還付)

- 第9条 既納の使用料は、還付しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、当該各号に定める割合によって既納の使用料を還付する。
 - (1) 災害、庁舎管理上の理由その他の使用者の責めによらない理由で使用できないとき 100 分の 100
 - (2) 使用変更を許可された場合において既納使用料に過納金が発生したとき 過納金の 100 分の 100
 - (3) 次の表に掲げる日までに使用者が使用の取消しを申請し、市長が許可したとき

研修室(附属設備、器具等を含む。)	
使用までの日数	還付の割合
30 日前まで	100 分の 100
7日前まで	100 分の 80
3 日前まで	100 分の 50

- 3 前項の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、いなべ市シビックコア棟研修室使用料還付申請書(様式第6号)に変更・取消許可書を添えて、市長に申請しなければならない。
- 4 市長は、前項の申請があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、いなべ市シビックコア棟研修室使用料還付決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

【基準】

根拠条文に同じ

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 31 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

担当部署: 総務部 市民税課

処分の概要	臨時運行の許可
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市自動車臨時運行許可取扱規則 第3条
例 規 番 号	平成15年 規則第43号

(許可)

- 第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、有 効期間を定め許可するものとする。
- 2 前項の有効期間は、5日を限度として、運行の目的を達するために必要な最小の日数とする。 ただし、長期間を要する回送の場合その他特にやむを得ない場合は、この限りでない。

【基準】

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条及び第35条の規定による。

(臨時運行の許可)

- 第34条 臨時運行の許可を受けた自動車を、当該自動車に係る臨時運行許可証に記載された目的及び経路に従つて運行の用に供するときは、第4条、第19条、第58条第1項及び第66条第1項の規定は、当該自動車について適用しない。
- 2 前項の臨時運行の許可は、地方運輸局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長(「行政庁」という。次条において同じ。)が行う。

(許可基準等)

設定年月日

- 第35条 前条の臨時運行の許可は、当該自動車の試運転を行う場合、新規登録、新規検査又は当該 自動車検査証が有効でない自動車についての継続検査その他の検査の申請をするために必要な 提示のための回送を行う場合その他特に必要がある場合に限り、行うことができる。
- 2 臨時運行の許可は、有効期間を附して行う。
- 3 前項の有効期間は、5日をこえてはならない。但し、長期間を要する回送の場合その他特にやむ を得ない場合は、この限りでない。
- 4 行政庁は、臨時運行の許可をしたときは、臨時運行許可証を交付し、且つ、臨時運行許可番号標を貸与しなければならない。
- 5 前項の臨時運行許可証には、臨時運行の目的及び経路並びに第2項の有効期間を記載しなければならない。
- 6 臨時運行の許可を受けた者は、第2項の有効期間が満了したときは、その日から5日以内に、当 該行政庁に臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を返納しなければならない。

標準処理期間	即日
備考	

最終変更年月日

平成 30 年 4 月 1 日

平成 19 年 1 月 1 日

担当部署: 都市整備部 住宅課

処分の概要	入居の決定
例 規 名	いなべ市営住宅管理条例 第8条第3項
根 拠 条 項	V は、川宮住七日理未例 第0未第3項
例 規 番 号	平成15年 条例第125号

【根拠条文】

(入居の申込み及び決定)

- 第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で、市営住宅に入居しようとするものは、規則の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。
- 2 前項の申込みは、1回の入居者の公募につき1つの市営住宅に限りできるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により入居の申込みをした者の中から市営住宅の入居者を決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。
- 4 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該市営住宅の借上げ期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

【基準】

第6条から第9条までの規定による。

(入居の資格)

- 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の 安定を図る必要がある者(次条第2項において「老人等」という。)にあっては第2号から第7 号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあって は第5号及び第7号)の条件を具備する者でなければならない。
 - (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。
 - (2) 現にいなべ市内に住所又は勤務場所を有すること。
 - (3) 過去において市営住宅に入居していた者にあっては、当該住宅の家賃を滞納していないこと。
 - (4) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。
 - ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして次 に掲げるもののいずれかである場合 25万9,000円
 - (ア) 入居者又は同居者に第5項第2号(同号イに該当する者にあっては、1級又は2級に該当する者に限る。)から第4号まで、第6号又は第7号の規定に該当する者がある場合
 - (4) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者 である場合
 - (ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
 - イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の 財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係る もの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失し た住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 25万9,000円 (当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円)
 - ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 15万8,000円
 - (5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
 - (6) 市民税、固定資産税、軽自動車税その他市長が必要とする諸保険料及び諸使用料等を滞納していないこと。
 - (7) その者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

- 2 改良住宅に入居することができる者は、要領第2第1項に掲げる者で、改良住宅へ入居を希望し、かつ、住宅に困窮する者でなければならない。この場合において、要領第2第1項中「小規模改良住宅」とあるのは「小集落改良住宅」と、「小規模住宅地区等改良事業制度要綱第9第1項」と読み替えるものとする。
- 3 更新住宅に入居することができる者は、改善要綱第13第1項に掲げる者で、更新住宅への入 居を希望し、かつ、住宅に困窮する者でなければならない。
- 4 前2項に規定する者が改良住宅若しくは更新住宅に入居せず、又は居住しなくなった場合においては、前2項の規定にかかわらず、第1項第1号から第3号まで、第5号から第7号までに掲げる条件を具備する者で、その者の収入が入居の申込みをした日において、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額を超えないものは、当該改良住宅又は更新住宅に入居することができる。
 - (1) 第1項第4号アに掲げる場合 15万8,000円
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 11万4,000円
- 5 第1項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各 号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の 介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であ ると認められる者を除く。
 - (1) 60歳以上の者
 - (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度であるもの
 - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から 4級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施 行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当す る程度
 - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症のもの
 - (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者
 - (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
 - (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
 - (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この 号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法 第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で 当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- 6 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しよ

うとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした 者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調 査させることができる。

(入居者資格の特例)

- 第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明 渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合にお いては、その者は、前条第1項各号又は同条第3項に掲げる条件を具備する者とみなす。
- 2 前条第1項第4号イに掲げる公営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあっては、第2号から 第7号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害に より住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み及び決定)

- 第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で、市営住宅に入居しようとするものは、規則の 定めるところにより入居の申込みをしなければならない。
- 2 前項の申込みは、1回の入居者の公募につき1つの市営住宅に限りできるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により入居の申込みをした者の中から市営住宅の入居者を決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。
- 4 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該市営住宅の借上げ期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(入居者の選考等)

- 第9条 市長は、前条第1項の規定により入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅 の戸数を超える場合においては、令第7条各号に掲げる者のうち、住宅困窮の度合が高いもの から入居者を決定する。
- 2 市長は、前項の場合において、住宅困窮の度合の順位を定めがたいときは、公開抽選により 入居者を決定する。
- 3 市長は、令第7条各号に掲げる者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で速やかに市営 住宅に入居することを必要としているものについては、前2項の規定にかかわらず、市長が割 当をした市営住宅に優先的に選考して入居の決定をすることができる。
 - (1) 20歳未満の子を扶養している寡婦又は老人で市長が定める要件を備えている者
 - (2) 引揚者、炭坑離職者、心身障害者若しくは公害により健康に被害を受けている者で市長が定める要件を備えているもの又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族にこれらの者がいる者
 - (3) 市長が定める基準の収入を有する低額所得者
 - (4) 市長が特に必要と認める場合は、入居者選考委員会の意見を聴いて定める。
- 4 市長は、前3項の規定により入居者を決定する場合において、入居決定者のほかに、補欠と して入居の順位を定めて、必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。
- 5 市長は、入居決定者が市営住宅への入居を辞退し、又は入居を取り消されたときは、前項の 入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定するものとする。
- 6 第4項の入居補欠者としての資格の有効期限は、前条第3項の規定により当該市営住宅の入 居決定者に対して市長が入居を指定する日(以下「入居指定日」という。)から1月とする。

標準処理期間 入居申請受付開始日からおおむね3箇月後(12週後)入居可能

備考

募集広報1週間前 受付期間4週間程度 1次審査期間4週間程度 通知期間2週間程度 公開抽選・ 決定通知 1週間程度

設 定 年 月 日 | 平成 19 年 4 月 1 日 | **最終変更年月日 |** 平成 26 年 4 月 1 日

3

担当部署: 都市整備部 住宅課

処分の概要	家賃又は敷金の減免及び徴収猶予
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市営住宅管理条例 第18条
例 規 番 号	平成15年 条例第125号

【根拠条文】

(家賃又は敷金の減免及び徴収猶予)

第18条 市長は、入居者又は同居者が、災害、疾病その他特別な事情があることにより、家賃又は 敷金の納付が困難であると認める場合には、家賃又は敷金を減免し、又はその徴収を猶予するこ とができる。

【基準】

1 家賃又は敷金を減免の基準は、「いなべ市営住宅の家賃又は敷金の減免又は徴収猶予基準等の要綱」のとおりとする。

いなべ市営住宅の家賃又は敷金の減免又は徴収猶予基準等の要綱

(減免対象者)

第2条 家賃の減免の対象者及びその減免額は、市営住宅入居者で次の表のとおりとする。

申請者の世帯が生活保護法(昭和 25 年法律を超える額第 144 号)による保護受給世帯で、申請者の入居している市営住宅の家賃が同法の規定による住宅扶助の認定額を超える者 (2) 生活保護法の規定による住宅扶助の受給世帯が生活保護法による住宅扶助の交給世帯で、疾病などによる入院加療のため住宅扶助の支給を停止された者 (3) かのとおりとする。 かのとおりとする。 がのとおりとする。 がのとおりとする。 がのとおりとする。 がのとおりとする。 なり、7 30,750 円以下の場合、当該家賃の 2 分の 1 に相当する額 (以下「政令月収」という。)が 61,500 円以下である者 (4) 申請者の世帯員が病気のために、おおむね 6 月以上の療養を必要とし、多額の医療費を必要とするか、そのことによって当該期間中収入を得ることができないと認められる者 (5) 当該損害の程度を勘案し、決定する。 申請者の世帯が災害等により著しい被害を受けた場合。ただし、その被害が申請者の世帯長の責めに属さない場合とする。	男 2 条	1、甲呂仕七八店有ぐ次の衣のとわりとする。
申請者の世帯が生活保護法(昭和 25 年法律を超える額 第 144 号)による保護受給世帯で、申請者の入居している市営住宅の家賃が同法の規定による住宅扶助の認定額を超える者 (2) 生活保護法による住宅扶助の受給世帯で、疾病などによる入院加療のため住宅扶助の支給を停止された者 (3) 次のとおりとする。 (3) がのとおりとする。 (4) 共の党令第 240 号)第 1 条第 3 号の規定に基づく (5) 中請者の世帯員が病気のために、おおむね6月以上の療養を必要とし、多額の医療費を必要とするか、そのことによって当該期間中収入を得ることができないと認められる者 (5) 申請者の世帯が災害等により著しい被害を受けた場合。ただし、その被害が申請者の世帯員の責めに属さない場合とする。 (6) 申請者の世帯員の退職又は転出等により、収入が著しく減少した場合 (7) 前各号に準ずるものとする。 (7) 生活保護法の規定による住宅扶助の支給を停止された期間中の家賃の額 (生活保護法の規定による住宅扶助の支給を停止された期間中の家賃の額 (本語の世帯のより、当該家賃の 2 分の 1 に相当する額 (本語の世帯員が病気のために、おおむね6月以上の療養を必要とし、多額の医療費を必要とするか、そのことによって当該期間中収入を得ることができないと認められる者 (5) 当該損害の程度を勘案し、決定する。 当該損害の程度を勘案し、決定する。 当該損害の程度を勘案し、決定する。 (4) 当該世帯の政令月収に応じた家賃の額とする。 (6) 当該世帯の政令月収に応じた家賃の額とする。 (7) 前各号に準ずるものとする。	対象者	減免額
第 144 号)による保護受給世帯で、申請者の入居している市営住宅の家賃が同法の規定による住宅扶助の認定額を超える者 (2) 申請者の世帯が生活保護法による住宅扶助 の受給世帯で、疾病などによる入院加療のため 住宅扶助の支給を停止された者 (3) 前 2 号の世帯以外の世帯であって、世帯の 収入月額に対して公営住宅法施行令(昭和 26 年政令第 240 号)第 1 条第 3 号の規定に基づ き算出した額(以下「政令月収」という。)が 61,500 円以下である者 (4) 申請者の世帯員が病気のために、おおむね 6 月以上の療養を必要とし、多額の医療費を必要とするか、そのことによって当該期間中収入を得ることができないと認められる者 (5) 申請者の世帯が災害等により著しい被害を受けた場合。ただし、その被害が申請者の世帯員の責めに属さない場合とする。 (6) 申請者の世帯員の退職又は転出等により、 収入が著しく減少した場合 (7)	(1)	家賃のうち生活保護法の規定による住宅扶助
居している市営住宅の家賃が同法の規定による住宅扶助の認定額を超える者 (2) 申請者の世帯が生活保護法による住宅扶助 の受給世帯で、疾病などによる入院加療のため 住宅扶助の支給を停止された者 (3) 前 2 号の世帯以外の世帯であって、世帯の 収入月額に対して公営住宅法施行令(昭和 26 年政令第 240 号)第 1 条第 3 号の規定に基づ き算出した額(以下「政令月収」という。)が 61,500円以下である者 (4) 申請者の世帯員が病気のために、おおむね 6 月以上の療養を必要とし、多額の医療費を必要とするか、そのことによって当該期間中収入を得ることができないと認められる者 (5) 申請者の世帯が災害等により著しい被害を受けた場合。ただし、その被害が申請者の世帯員の責めに属さない場合とする。 (6) 申請者の世帯員の退職又は転出等により、 収入が著しく減少した場合 (7) 生活保護法の規定による住宅扶助の支給を停止された期間中の家賃の額 (2) 生活保護法の規定による住宅扶助の支給を停止された期間中の家賃の額 (2) 生活保護法の規定による住宅扶助の支給を停止された期間中の家賃の額 (2) 生間ようる。 (2) ないとおりとする。 生活保護法の規定による住宅扶助の支給を停止された期間中の家賃の額 (4) は知当する額 (5) 当該医療費の額などを勘案し、決定する。 当該損害の程度を勘案し、決定する。 当該損害の程度を勘案し、決定する。 当該世帯の政令月収に応じた家賃の額とする。 (6) 当該世帯の政令月収に応じた家賃の額とする。 (7)	申請者の世帯が生活保護法(昭和 25 年法律	を超える額
る住宅扶助の認定額を超える者 (2) 生活保護法の規定による住宅扶助の支給を停申請者の世帯が生活保護法による住宅扶助の支給を停止された期間中の家賃の額の受給世帯で、疾病などによる入院加療のため住宅扶助の支給を停止された者 (3) 前2号の世帯以外の世帯であって、世帯の収入月額に対して公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第1条第3号の規定に基づる第出した額(以下「政令月収」という。)が61,500円以下である者 (4) 申請者の世帯員が病気のために、おおむね6月以上の療養を必要とし、多額の医療費を必要とするか、そのことによって当該期間中収入を得ることができないと認められる者 (5) 申請者の世帯が災害等により著しい被害を受けた場合。ただし、その被害が申請者の世帯員の責めに属さない場合とする。 (6) 申請者の世帯員の退職又は転出等により、収入が著しく減少した場合 (7) 生活保護法の規定による住宅扶助の支給を停止された期間中の家賃の額の数字の額のを含める。 (7) 生活保護法の規定による住宅扶助の支給を停止された期間中の家賃の額を含める。 (6) 当該屋が表現により、表現である。当該を表現では、決定する。当該損害の程度を勘案し、決定する。当該損害の程度を勘案し、決定する。当該損害の程度を勘案し、決定する。当該損害の程度を勘案し、決定する。	第 144 号) による保護受給世帯で、申請者の入	
(2) 生活保護法の規定による住宅扶助の支給を停止された期間中の家賃の額の受給世帯で、疾病などによる入院加療のため住宅扶助の支給を停止された者 (3) 次のとおりとする。 30,750 円以下の場合、当該家賃の 2 分の 1 に相当する額 (以下「政令月収」という。)が 61,500 円以下である者 (4) 当該医療費の額などを勘案し、決定する。 申請者の世帯員が病気のために、おおむね 6月以上の療養を必要とし、多額の医療費を必要とするか、そのことによって当該期間中収入を得ることができないと認められる者 (5) 申請者の世帯が災害等により著しい被害を受けた場合。ただし、その被害が申請者の世帯員の責めに属さない場合とする。 (6) 申請者の世帯員の退職又は転出等により、収入が著しく減少した場合 (7) 生活保護法の規定による住宅扶助の支給を停止された期間中の家賃の額 (昭和 25 におりとする。 30,750 円以下の場合、当該家賃の 3 分の 1 に相当する額 (4) 当該医療費の額などを勘案し、決定する。 当該援害の程度を勘案し、決定する。 当該損害の程度を勘案し、決定する。 当該損害の程度を勘案し、決定する。 当該損害の程度を勘案し、決定する。 当該世帯の政令月収に応じた家賃の額とする。 (6) 当該世帯の政令月収に応じた家賃の額とする。 (7) 前各号に準ずるものとする。	居している市営住宅の家賃が同法の規定によ	
申請者の世帯が生活保護法による住宅挟助 の受給世帯で、疾病などによる入院加療のため 住宅扶助の支給を停止された者 (3) 前 2 号の世帯以外の世帯であって、世帯の 収入月額に対して公営住宅法施行令(昭和 26 年政令第 240 号)第 1 条第 3 号の規定に基づ き算出した額(以下「政令月収」という。)が 61,500 円以下である者 (4) 申請者の世帯員が病気のために、おおむね 6 月以上の療養を必要とし、多額の医療費を必要 とするか、そのことによって当該期間中収入を 得ることができないと認められる者 (5) 申請者の世帯が災害等により著しい被害を 受けた場合。ただし、その被害が申請者の世帯 員の責めに属さない場合とする。 (6) 申請者の世帯員の退職又は転出等により、 収入が著しく減少した場合 (7) 本のとおりとする。 次のとおりとする。 当該家賃の 2 分の 1 に相当する額 30,750 円を超え、61,500 円以下の場合、当 該家賃の 3 分の 1 に相当する額 当該医療費の額などを勘案し、決定する。 当該損害の程度を勘案し、決定する。 当該損害の程度を勘案し、決定する。 当該損害の程度を勘案し、決定する。 当該損害の程度を勘案し、決定する。 当該損害の程度を勘案し、決定する。 が表見に準ずるものとする。 1 当該世帯の政令月収に応じた家賃の額とする。 1 対象性帯の政令月収に応じた家賃の額とする。 1 対象性帯の政令月収に応じた家賃の額とする。 1 対象性帯の政令月収に応じた家賃の額とする。 1 対象性帯の政令月収に応じた家賃の額とする。	る住宅扶助の認定額を超える者	
の受給世帯で、疾病などによる入院加療のため 住宅扶助の支給を停止された者 (3) 前 2 号の世帯以外の世帯であって、世帯の 収入月額に対して公営住宅法施行令(昭和 26 年政令第 240 号)第 1 条第 3 号の規定に基づ き算出した額(以下「政令月収」という。)が 61,500 円以下である者 (4) 申請者の世帯員が病気のために、おおむね 6 月以上の療養を必要とし、多額の医療費を必要とするか、そのことによって当該期間中収入を 得ることができないと認められる者 (5) 申請者の世帯が災害等により著しい被害を 受けた場合。ただし、その被害が申請者の世帯 員の責めに属さない場合とする。 (6) 申請者の世帯員の退職又は転出等により、収入が著しく減少した場合 (7) 次のとおりとする。 次のとおりとする。 次のとおりとする。 当該家賃の 2 分の 1 に相当する額 30,750 円を超え、61,500 円以下の場合、当 該家賃の 3 分の 1 に相当する額 当該医療費の額などを勘案し、決定する。 当該損害の程度を勘案し、決定する。	(2)	生活保護法の規定による住宅扶助の支給を停
住宅扶助の支給を停止された者 (3) 次のとおりとする。 前 2 号の世帯以外の世帯であって、世帯の収入月額に対して公営住宅法施行令(昭和 26年政令第 240号)第 1 条第 3 号の規定に基づき算出した額(以下「政令月収」という。)が61,500円以下である者 (4) お該家賃の 3 分の 1 に相当する額 (30,750円を超え、61,500円以下の場合、当該家賃の 3 分の 1 に相当する額 (4) お該家賃の 3 分の 1 に相当する額 (4) お該家賃の 3 分の 1 に相当する額 (4) お該家賃の 3 分の 1 に相当する額 (5) お該医療費の額などを勘案し、決定する。 お該援害の程度を勘案し、決定する。 お該損害の程度を勘案し、決定する。 お該損害の程度を勘案し、決定する。 お該損害の程度を勘案し、決定する。 お該損害の程度を勘案し、決定する。 お該損害の程度を勘案し、決定する。 お該損害の程度を勘案し、決定する。 お該損害の程度を勘案し、決定する。 お該損害の程度を勘案し、決定する。 がお着しく減少した場合 (6) おお世帯の政令月収に応じた家賃の額とする。 (6) おおせ帯員の退職又は転出等により、収入が著しく減少した場合 (7) 前各号に準ずるものとする。	申請者の世帯が生活保護法による住宅扶助	止された期間中の家賃の額
(3) 次のとおりとする。 次のとおりとする。 前2号の世帯以外の世帯であって、世帯の収入月額に対して公営住宅法施行令(昭和 26年政令第240号)第1条第3号の規定に基づる第二は上た額(以下「政令月収」という。)が 61,500円以下である者 (4) 申請者の世帯員が病気のために、おおむね6月以上の療養を必要とし、多額の医療費を必要とするか、そのことによって当該期間中収入を得ることができないと認められる者 (5) 申請者の世帯が災害等により著しい被害を受けた場合。ただし、その被害が申請者の世帯員の責めに属さない場合とする。 (6) 申請者の世帯員の退職又は転出等により、収入が著しく減少した場合 (7) 次のとおりとする。 次のとおりとする。 (4) 次の表第3号の規定に基づる。 (5) 当該医療費の額などを勘案し、決定する。 当該損害の程度を勘案し、決定する。 当該世帯の政令月収に応じた家賃の額とする。 (6) 当該世帯の政令月収に応じた家賃の額とする。 (7) 前各号に準ずるものとする。	の受給世帯で、疾病などによる入院加療のため	
前2号の世帯以外の世帯であって、世帯の収入月額に対して公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第1条第3号の規定に基づき算出した額(以下「政令月収」という。)が61,500円以下である者(4)申請者の世帯員が病気のために、おおむね6月以上の療養を必要とし、多額の医療費を必要とするか、そのことによって当該期間中収入を得ることができないと認められる者(5)申請者の世帯が災害等により著しい被害を受けた場合。ただし、その被害が申請者の世帯員の責めに属さない場合とする。(6)申請者の世帯員の退職又は転出等により、収入が著しく減少した場合(7) 当該世帯の政令月収に応じた家賃の額とする。(7) 当該世帯の政令月収に応じた家賃の額とする。前各号に準ずるものとする。	住宅扶助の支給を停止された者	
収入月額に対して公営住宅法施行令(昭和 26 年政令第 240 号)第 1 条第 3 号の規定に基づ き算出した額(以下「政令月収」という。)が 61,500 円以下である者 (4) 申請者の世帯員が病気のために、おおむね 6 月以上の療養を必要とし、多額の医療費を必要とするか、そのことによって当該期間中収入を得ることができないと認められる者 (5) 申請者の世帯が災害等により著しい被害を受けた場合。ただし、その被害が申請者の世帯員の責めに属さない場合とする。 (6) 申請者の世帯員の退職又は転出等により、収入が著しく減少した場合 (7) に相当する額 は相当する額 は相当する額 当該医療費の額などを勘案し、決定する。 当該損害の程度を勘案し、決定する。 当該損害の程度を勘案し、決定する。 当該世帯の政令月収に応じた家賃の額とする。 前各号に準ずるものとする。	(3)	次のとおりとする。
年政令第 240 号)第 1 条第 3 号の規定に基づ き算出した額(以下「政令月収」という。)が 61,500 円以下である者 (4) 申請者の世帯員が病気のために、おおむね 6 月以上の療養を必要とし、多額の医療費を必要 とするか、そのことによって当該期間中収入を 得ることができないと認められる者 (5) 申請者の世帯が災害等により著しい被害を 受けた場合。ただし、その被害が申請者の世帯 員の責めに属さない場合とする。 (6) 申請者の世帯員の退職又は転出等により、 収入が著しく減少した場合 (7)	│ 前 2 号の世帯以外の世帯であって、世帯の	ア 30,750 円以下の場合、当該家賃の 2 分の 1
き算出した額(以下「政令月収」という。)が 61,500円以下である者 (4) 当該医療費の額などを勘案し、決定する。 申請者の世帯員が病気のために、おおむね 6 月以上の療養を必要とし、多額の医療費を必要とするか、そのことによって当該期間中収入を得ることができないと認められる者 (5) 当該損害の程度を勘案し、決定する。 申請者の世帯が災害等により著しい被害を受けた場合。ただし、その被害が申請者の世帯員の責めに属さない場合とする。 (6) 当該世帯の政令月収に応じた家賃の額とする。 (6) 当該世帯の政令月収に応じた家賃の額とする。 収入が著しく減少した場合	収入月額に対して公営住宅法施行令(昭和 26	に相当する額
(4) 当該医療費の額などを勘案し、決定する。 申請者の世帯員が病気のために、おおむね 6 月以上の療養を必要とし、多額の医療費を必要 とするか、そのことによって当該期間中収入を 得ることができないと認められる者 (5) 当該損害の程度を勘案し、決定する。 申請者の世帯が災害等により著しい被害を 受けた場合。ただし、その被害が申請者の世帯 員の責めに属さない場合とする。 (6) 当該世帯の政令月収に応じた家賃の額とする。 収入が著しく減少した場合 (7) 前各号に準ずるものとする。	年政令第 240 号)第 1 条第 3 号の規定に基づ	イ 30,750 円を超え、61,500 円以下の場合、当
(4) 申請者の世帯員が病気のために、おおむね 6 月以上の療養を必要とし、多額の医療費を必要とするか、そのことによって当該期間中収入を得ることができないと認められる者 (5) 申請者の世帯が災害等により著しい被害を受けた場合。ただし、その被害が申請者の世帯員の責めに属さない場合とする。 (6) 申請者の世帯員の退職又は転出等により、収入が著しく減少した場合 (7) 当該医療費の額などを勘案し、決定する。 当該損害の程度を勘案し、決定する。 当該世帯の政令月収に応じた家賃の額とする。 向きおい場合とする。 当該世帯の政令月収に応じた家賃の額とする。	き算出した額(以下「政令月収」という。)が	該家賃の3分の1に相当する額
申請者の世帯員が病気のために、おおむね 6 月以上の療養を必要とし、多額の医療費を必要とするか、そのことによって当該期間中収入を 得ることができないと認められる者 (5) 申請者の世帯が災害等により著しい被害を 受けた場合。ただし、その被害が申請者の世帯 員の責めに属さない場合とする。 (6) 申請者の世帯員の退職又は転出等により、 収入が著しく減少した場合 (7) 前各号に準ずるものとする。	61,500 円以下である者	
月以上の療養を必要とし、多額の医療費を必要とするか、そのことによって当該期間中収入を得ることができないと認められる者 (5) 当該損害の程度を勘案し、決定する。 申請者の世帯が災害等により著しい被害を受けた場合。ただし、その被害が申請者の世帯員の責めに属さない場合とする。 (6) 当該世帯の政令月収に応じた家賃の額とする。収入が著しく減少した場合 (7) 前各号に準ずるものとする。	(4)	当該医療費の額などを勘案し、決定する。
とするか、そのことによって当該期間中収入を 得ることができないと認められる者 (5) 当該損害の程度を勘案し、決定する。 申請者の世帯が災害等により著しい被害を 受けた場合。ただし、その被害が申請者の世帯 員の責めに属さない場合とする。 (6) 当該世帯の政令月収に応じた家賃の額とす の入が著しく減少した場合 (7) 前各号に準ずるものとする。	申請者の世帯員が病気のために、おおむね6	
得ることができないと認められる者 (5) 当該損害の程度を勘案し、決定する。 申請者の世帯が災害等により著しい被害を受けた場合。ただし、その被害が申請者の世帯員の責めに属さない場合とする。 (6) 当該世帯の政令月収に応じた家賃の額とする。 収入が著しく減少した場合 (7) 前各号に準ずるものとする。	月以上の療養を必要とし、多額の医療費を必要	
(5) 当該損害の程度を勘案し、決定する。 申請者の世帯が災害等により著しい被害を 受けた場合。ただし、その被害が申請者の世帯 員の責めに属さない場合とする。 (6) 当該世帯の政令月収に応じた家賃の額とす 申請者の世帯員の退職又は転出等により、 収入が著しく減少した場合 (7) 前各号に準ずるものとする。	とするか、そのことによって当該期間中収入を	
申請者の世帯が災害等により著しい被害を受けた場合。ただし、その被害が申請者の世帯員の責めに属さない場合とする。 (6) 当該世帯の政令月収に応じた家賃の額とする。 収入が著しく減少した場合 (7) 前各号に準ずるものとする。	得ることができないと認められる者	
受けた場合。ただし、その被害が申請者の世帯 員の責めに属さない場合とする。 (6) 当該世帯の政令月収に応じた家賃の額とす 申請者の世帯員の退職又は転出等により、 収入が著しく減少した場合 (7) 前各号に準ずるものとする。	(5)	当該損害の程度を勘案し、決定する。
員の責めに属さない場合とする。 (6) 当該世帯の政令月収に応じた家賃の額とする。 申請者の世帯員の退職又は転出等により、 収入が著しく減少した場合 (7) 前各号に準ずるものとする。	申請者の世帯が災害等により著しい被害を	
(6) 当該世帯の政令月収に応じた家賃の額とする。 収入が著しく減少した場合 前各号に準ずるものとする。	受けた場合。ただし、その被害が申請者の世帯	
申請者の世帯員の退職又は転出等により、る。 収入が著しく減少した場合 (7) 前各号に準ずるものとする。	員の責めに属さない場合とする。	
収入が著しく減少した場合 前各号に準ずるものとする。	(6)	当該世帯の政令月収に応じた家賃の額とす
(7) 前各号に準ずるものとする。	申請者の世帯員の退職又は転出等により、	る。
	収入が著しく減少した場合	
前各号に定めるもののほか、特別の事情に	(7)	前各号に準ずるものとする。
	前各号に定めるもののほか、特別の事情に	

7	n	市長	75	心更	上	釵ℷ∤	、 ス	場合

2 敷金の減免対象者及び減免額については次の表のとおりとする。

対象者	減免額				
(1)	当該敷金額の3分の1に相当する額				
政令月収が0円である者					
(2)	当該敷金額の2分の1に相当する額				
申請者の世帯が災害により住宅を滅失した					
者。ただし、火災は類焼に限る。					
(3)	前各号に準ずるものとする。				
前各号に定めるもののほか、特別の事情に					
より市長が必要と認める場合					

3 第1項の表中第3号から第7号及び第2項の表中各号において、その計算された額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(家賃の減免の期間)

第4条 家賃の減免の期間は、申請書を受理した月の翌月からその月の属する年度の末月までとする。ただし、その期間内に第2条第1項の表各号に定める減免対象者でなくなったときは、その月までとする。

【基準】

2 家賃又は敷金の徴収を猶予の基準は、「いなべ市営住宅の家賃又は敷金の減免又は徴収猶予基 準等の要綱」のとおりとする。

いなべ市営住宅の家賃又は敷金の減免又は徴収猶予基準等の要綱

(家賃の徴収猶予対象者)

第8条 家賃の徴収猶予の対象者は、申請者の世帯が第2条第1項の表各号のいずれかに該当し、 申請日から6月以内に家賃の支払能力が回復すると認められる者とする。

(家賃の徴収猶予の期間)

- 第9条 家賃の徴収猶予の期間は、申請書を受理した日の属する月の翌月から減免を開始した月の属する年度の末月までとし、6月を限度として徴収猶予することができるものとする。
 - (敷金の徴収猶予対象者)
- 第 10 条 敷金の徴収猶予の対象者は、入居決定後入居するまでの間に主たる生計者が死亡したときや、入居決定後入居するまでの間に世帯員の疫病、事故等により一時的に費用を要したため敷金の納付が困難であるときで、申請日から 6 月以内に敷金の支払能力が回復すると認められる者とする。

(敷金の徴収猶予の期間)

第 11 条 敷金の徴収猶予の期間は、申請書を受理した日の属する月の翌月から減免を開始した月 の属する年度の末月までとし、6 月を限度として徴収猶予することができる者とする。

標準処理期間 申請受付後2週間で通知

設 定 年 月 日 平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日
----------------------------------	---------	-----------------

担当部署: 都市整備部 住宅課

処分の概要	使用許可
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市営住宅管理条例 第42条第1項
例 規 番 号	平成15年 条例第125号

【根拠条文】

(使用許可)

第42条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が公営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、公営住宅の使用を許可することができる。

2 市長は、前項の許可に条件を付すことができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	過去に事例がないため、	未設定			
--------	-------------	-----	--	--	--

設 定 年 月 日 平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日
----------------------------------	---------	-----------------

担当部署: 都市整備部 住宅課

処分の概要	親族以外の者の同居の承認
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市営住宅管理条例 第12条第1項
例 規 番 号	平成15年 条例第125号

【根拠条文】

(同居の承認等)

- 第12条 市営住宅の入居者は、入居の際に同居を認められた親族以外の者を同居させようとする ときは、省令第10条で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の同居させようとする者が暴力団員であると判明したときは、同項の承認をしてはならない。
- 3 市営住宅の入居者は、出生、死亡、婚姻、転出等により同居者に異動があったときは、その日から 14 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない

【基準】

同居の承認の基準は、根拠条文のとおりとする。

建設省令第19号省令第10条

(法第27条第5項の規定による承認)

- 第10条 事業主体は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、<u>法第27条第5項</u>の規定による承認をしてはならない。
- 1 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が<u>令第6条第1項</u>に規定する金額を超える場合
- 2 当該入居者が法第32条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合
 - (2) 事業主体は、入居者が病気にかかつていることその他特別の事情により当該入居者が入居 の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、前項の規定にか かわらず、法第27条第5項の規定による承認をすることができる。

公営住宅法施行令第6条第1項

(入居者資格)

第6条 法第23条第1号イに規定する政令で定める金額は、259,000円とする。

公営住宅法第32条第1号から第5号

(公営住宅の明渡し)

- 第32条 事業主体は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対して、公営住宅 の明渡しを請求することができる。
- 1 入居者が不正の行為によって入居したとき。
- 2 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。
- 3 入居者が公営住宅又は共同施設を故意に毀き損したとき。
- 4 入居者が第27条第1項から第5項までの規定に違反したとき。
- 5 入居者が第48条の規定に基づく条例に違反したとき

公営住宅法第27条第1項から第5項

(入居者の保管義務等)

- 第27条 公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。
- 2 公営住宅の入居者は、当該公営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
- 3 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の用途を変更してはならない。ただし、事業主体の承認を 得たときは、他の用途に併用することができる。
- 4 公営住宅の入居者は、当該公営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、事業主体の承認を得たときは、この限りでない。
- 5 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の入居の際に同居した親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)以外の者を同居させようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、事業主体の承認を得なければならない。

公営住宅法第48条

(管理に関する条例の制定)

第48条 事業主体は、この法律で定めるもののほか、公営住宅及び共同施設の管理について必要な 事項を条例で定めなければならない

標準処理期間

申請受付後4週間程度

備考

設 定 年 月 日 平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日
----------------------------------	---------

2

27

担当部署: 都市整備部 住宅課

処分の概要	同居人の入居承継承認
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市営住宅管理条例 第13条
例 規 番 号	平成15年 条例第125号

【根拠条文】

(入居の承継)

- 第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該 入居者と同居していた者は、<u>省令第11条</u>定めるところにより、市長の承認を受けて、引き続き 当該市営住宅に入居することができる。
- 2 市長は、前項の承認を受けようとする者が暴力団員であると判明したときは、同項の承認をしてはならない。
- 3 第1項の承認を受けようとする者は、承継の理由となるべき事実の発生後1月以内に承認の申請をしなければならない。
- 4 第1項の入居の承認を受けた者は、当該承認の日から14日以内に第10条第1項各号に掲げる 手続をしなければならない。この場合においては、同条第2項及び第3項の規定を準用する。

【基準】

同居人の入居承認の基準は、根拠条文のとおりとする。

建設省令第19号第11条

(法第27条第6項の規定による承認)

- 第11条 事業主体は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、<u>法第27条第6項</u>の規定 による承認をしてはならない。
 - (1) 当該承認を受けようとする者が入居者と同居していた期間が1年に満たない場合(当該承認を受けようとする者が当該入居者の入居時から引き続き同居している親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)である場合を除く。)
 - (2) 当該承認を受けようとする者に係る当該承認の後における収入が<u>令第9条第1項</u>に規定する金額を超える場合
 - (3) 当該入居者が<u>法第32条第1項第1号から第5号</u>までのいずれかに該当する者であった場
- 2 前条第2項の規定は、前項に規定する承認について準用する。

公営住宅法第27条第6項

公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、国土交通省令で定めるところにより、事業主体の承認を受けて、引き続き、当該公営住宅に居住することができる。

公営住宅法施行令第9条第1項

(法第29条第1項に規定する収入の基準)

第9条 法第29条第1項に規定する政令で定める基準は、313,000円とする。

公営住宅法第32条第1項第1号から第5号

(公営住宅の明渡し)

第32条 事業主体は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対して、公営住宅 の明渡しを請求することができる。

- 1 入居者が不正の行為によって入居したとき。
- 2 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。
- 3 入居者が公営住宅又は共同施設を故意に毀き損したとき。
- 4 入居者が第27条第1項から第5項までの規定に違反したとき。
- 5 入居者が第48条の規定に基づく条例に違反したとき

公営住宅法第27条第1項から第5項

(入居者の保管義務等)

- 第27条 公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。
- 2 公営住宅の入居者は、当該公営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
- 3 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の用途を変更してはならない。ただし、事業主体の承認を得たときは、他の用途に併用することができる。
- 4 公営住宅の入居者は、当該公営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、事業主体の承認を得たときは、この限りでない。
- 5 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の入居の際に同居した親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)以外の者を同居させようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、事業主体の承認を得なければならない。

公営住宅法第48条

(管理に関する条例の制定)

第48条 事業主体は、この法律で定めるもののほか、公営住宅及び共同施設の管理について必要な 事項を条例で定めなければならない

標準処理期間 申請受付後4週間程度

備考

設定年月日	平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
-------	-----------------	---------	--

2

29

担当部署: 都市整備部 住宅課

処分の概要	市営住宅の一部を住宅以外の用途併用の承認	
例 規 名 根 拠 条 項	ハなべ市営住宅管理条例 第26条ただし書	
例 規 番 号	平成15年 条例第125号	

【根拠条文】

(用途変更の制限)

第26条 入居者は、市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

【基準】

用途併用の承認する基準は、条例施行規則第17条の規定のとおりとする。

いなべ市営住宅管理条例施行規則第17条

(用途併用)

第17条 条例第26条の規定により、市営住宅の一部を他の用途に併用することを承認する場合は、当該用途併用がその市営住宅団地の管理又は福利上必要があると認められるときに限る。

規則第1項に規定する「その市営住宅団地の管理又は福利上必要があると認められるとき」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 介護を必要とする高齢者や障害者が居住し、身体状況に配慮した仕様(段差解消等)に改造することに相当な理由があると市長が認めたとき。
- (2) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合。

標準処理期間	申請受付後4週間程度で通知
備考	

設定年月日	平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 4 月 1 日

担当部署: 都市整備部 住宅課

処分の概要	市営住宅模様替え及び増築等の承認	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市営住宅管理条例 第27条ただし書	
例 規 番 号	平成15年 条例第125号	

【根拠条文】

(模様替え及び増築等)

- 第27条 入居者は、市営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を受けたときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書の承認を受けた入居者は、当該市営住宅を明け渡そうとするときは、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。
- 3 第1項ただし書の承認を受けずに市営住宅を模様替えし、又は増築したときは、入居者は、自己 の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

【基準】

用途併用の承認する基準は、条例施行規則第18条の規定のとおりとする。

いなべ市営住宅管理条例施行規則第18条

(模様替え、増築)

設定年月日

- 第 18 条 条例第 27 条の規定により、市営住宅の模様替及び増築を承認するときは、次に定める ものに限る。
 - (1) 模様替えは、市営住宅を損傷しない程度のもので、事情やむを得ないと認められるもの
 - (2) 増築は、次に掲げるもので、事情やむを得ないと認められるもの

平成 26 年 4 月 1 日

- ア 物置、浴室は、床面積10平方メートル以内(既設のものを含む。)
- イ その他特に必要と認められるもの

標準処理期間	申請受付後4週間程度で通知
備考	

最終変更年月日

平成27年4月1日

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	出産育児一時金の支給	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市国民健康保険条例 第8条	
例規番号	平成15年 条例第97号	

【根拠条文】

(出産育児一時金)

- 第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万8,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、48万8,000円に1万2,000円を加算した額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	20日
備考	

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	葬祭費の支給	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市国民健康保険条例 第9条	
例 規 番 号	平成15年 条例第97号	

【根拠条文】

(葬祭費)

第9条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、5万円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	1שיקן		
備考			
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要 福祉医療費 受給資格の認定及び更新		
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市福祉医療費の助成に関する条例 第4条	
例 規 番 号	例 規 番 号 平成15年 条例第88号	

【根拠条文】

(受給資格の認定及び更新)

- 第4条 対象者がこの条例に定める福祉医療費及び証明書料の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより受給資格の認定の申請を行い市長の認定を受け、規則で定める受給資格を証する証明書(以下「受給資格証」という。)の交付を受けなければならない。
- 2 前項の受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、規則で定めるところにより1年ごとに受給資格の更新の申請を行い市長の認定を受けなければならない。
- 3 前2項の場合において、市長が必要と認めた場合は、対象者の保護者、養育者又は配偶者その他の者で、対象者を現に監護している者(以下「保護者等」という。)が対象者に代わり当該申請を行うことができるものとする。

【判断基準】

所得制限の限度額について

障がい者医療費(特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条並びに第21条及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項並びに第7条の基準に準ずる。)

(単位:人・円)

扶養親族等の数	本人所得額	配偶者及び扶養義務者所得額
0	3, 604, 000	6, 287, 000
1	3, 984, 000	6, 536, 000
2	4, 364, 000	6, 749, 000
3	4, 744, 000	6, 962, 000
4	5, 124, 000	7, 175, 000
5	5, 504, 000	7, 388, 000

一人親家庭等医療費(児童扶養手当法第9条及び児童扶養手当法施行令第2条の4の基準に準ずる。) (単位:人・円)

扶養親族等の数	本人所得額	児童等の養育者、
伏食税	平八川侍領	配偶者及び扶養義務者所得額
0	2, 080, 000	2, 360, 000
1	2, 460, 000	2, 740, 000
2	2,840,000	3, 120, 000
3	3, 220, 000	3, 500, 000
4	3,600,000	3, 880, 000
5	3, 980, 000	4, 260, 000

標準処理期間 17日

備考

設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和7年4月1日

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	福祉医療費 助成の申請、決定
例 規 名	 いなべ市福祉医療費の助成に関する条例 第8条 第10条
根 拠 条 項	10元 10元
例 規 番 号	平成15年 条例第88号

【根拠条文】

(助成の申請)

- 第8条 受給資格者又は保護者等が、福祉医療費及び証明書料の助成を受けようとする場合は、規 則で定めるところにより、市長に福祉医療費及び証明書料の助成を申請しなければならない。
- 2 前項による申請は、助成の申請をすることができるときから2年を経過したときはすることができない。

(助成の決定)

第10条 市長は、第8条の規定による助成の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請 に係る福祉医療費及び証明書料の助成額を決定し、規則で定めるところにより決定した内容を通 知する。ただし、県内の保険医療機関等において受給資格証を提示して、未就学児が保険診療を 受けたときはこの限りではない。

いなべ市福祉医療費の助成に関する条例施行規則

(助成の申請)

- 第8条 条例第8条第1項の規定による福祉医療費及び証明書料の助成の申請は、様式第5号による福祉医療費助成申請書(以下「申請書」という。)に、受給資格証、医療機関等の発行する医療費証明書及びその他市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者から申請があったものとみなす。
 - (1) 条例第7条の規定により受給資格証の提示を受けた保険医療機関が福祉医療費及び証明書料に係る内容を記載した様式第6号による福祉医療費領収証明書(以下「領収証明書」という。)又は様式第7号による福祉医療費領収証明一覧表(以下「一覧表」という。)を市長に提出したとき。
 - (2) 条例第7条の規定により受給資格証の提示を受けた保険医療機関が、領収証明書又は一覧表をいなべ市長から事務処理を委託された三重県国民健康保険団体連合会に提出したとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、条例第9条第1項に規定する受給資格者が同項に規定する保険医療機関において条例第7条の規定により現物給付用受給資格証を提示して医療に関する給付を受けた場合において、当該保険医療機関から提出される当該受給資格者への医療に関する給付に係る診療報酬明細書等に基づき、市長から事務処理を委託された三重県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金三重支部が当該医療に関する給付に要した費用その他助成額の算定に必要な事項を市長に通知し、市長がこれによることが適当と認めるときは、当該通知をもって助成申請があったものとみなす。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、対象者のうち高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年 法律第80号)による医療の給付を受ける者にあっては、市長がこれによることが適当と認める同 法第48条により設立された三重県後期高齢者医療広域連合の作成する帳票又は障がい者(後期高 齢者医療適用者)医療費助成申請書(様式第8号)により助成をするものとする。
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、対象者のうち母子保健法(昭和40年法律第141号) による養育医療の給付に係る措置を受けた者又はその保護者にあっては、指定養育医療機関の発 行する請求書により助成するものとする。

【基準】

根拠条文に同じ

標準処理期間 3 筒月 (後期高齢者医療適用者に関しては5 筒月)

備考

医療機関に受診した月から支給されるまでの月の期間

設 定 年 月 日	1 日
------------------	-----

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	国民健康保険税の納期限の延長
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市国民健康保険税条例 第28条
例 規 番 号	平成31年 条例第8号

【根拠条文】

(国民健康保険税の納期限の延長)

第28条 市長は、国民健康保険税の納税義務者のうち、災害その他特別の事情がある者について、 特に必要があると認める場合においては、当該納税義務者の申請によって3か月を超えない限度 において納期限を延長することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設 定 年 月 日 令和 2 年 4 月 1 日	最終変更年月日
--------------------------	---------

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	国民健康保険税の減免
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市国民健康保険税条例 第29条
例 規 番 号	平成31年 条例第8号

【根拠条文】

(国民健康保険税の減免)

- 第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、 保険税を減額し、又は免除することができる。
 - (1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
 - (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると 認められる者
 - (3) 被保険者の資格を取得した日の前日において、別表に掲げる被用者保険の被保険者(当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者で 65 歳以上のもの(資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限る。)
- 2 前項の規定によって保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項 を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなけれ ばならない。
 - (1) 氏名及び住所
 - (2) 納期限及び保険料の額
 - (3) 減免を受けようとする理由
- 3 第1項の規定によって保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ち にその旨を市長に申告しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	請求書を受理した日から起算して15日以内
備考	

設定年月日 平成19年4月1日 1	最終変更年月日	
-------------------	---------	--

担当部署: 環境部 環境政策課

処分の概要	手数料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市環境保全センター手数料徴収条例 第3条
例 規 番 号	平成15年 条例第53号

【根拠条文】

(手数料の減免)

第3条 市長は、特別の事情があると認められるものについては、手数料の一部又は全額を減額し、 又は免除することができる。

【基準】

- 1 手数料の減免等の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 国又は地方公共団体が行政目的に必要なとき。
 - (2) その他市長が必要と認めるとき。
- 2 手数料の減免等をしない基準は、次のとおりとする。

法令等により算定方法が定められているもの及び国・県の機関が算定している経費等を基 に、手数料等を定めているもの

標準処理期間	_

備考

施設休止中

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------

担当部署: 環境部 環境政策課

処分の概要		要	斎場使用の許可
例	規	名	いなべ市北勢斎場条例 第5条
根	拠 条	項	(1/4)、旧礼务员场采例 第3条
例	規 番	号	平成15年 条例第103号

【根拠条文】

(使用の許可)

第5条 斎場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

【基準】

いなべ市北勢斎場の使用を許可しない基準は、次のとおりとする。

- (1) 斎場の利用の申請が他の利用許可と競合するとき。
- (2) 斎場の死体及び胎児の火葬利用許可において、火葬許可証を受けていないとき。
- (3) 分娩に係る胎盤等及び身体の一部等の火葬において、個人が申請するときは医療機関もしくは警察等公共機関の証明がないとき。
- (4) ペット類の死骸等の火葬においては、感染症等人体に影響を及ぼす可能性があるとき。
- (5) 公安、風俗その他公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (6) その他市長が管理運営上特に支障があると認めるとき。

「公安、風俗その他公益を害するおそれがあると認めるとき」とは、次のいずれかの事項に該当するおそれがある場合をいう。

- (1) 人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれるという明らかに差し迫った 危険の発生が具体的に予見される場合。
- (2) 刑法(明治40年法律第45号)、軽犯罪法(昭和23年法律第39号)その他の法令による刑の対象となる行為を過去に反復継続して行うなど、斎場の利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合。

「管理運営上特に支障があると認められる」とは、次のいずれかの事項に該当するおそれがある 場合をいう。

- (1) 主催者が葬儀を平穏に行おうとしているのに、その葬儀の目的や主催者の思想、信条等に 反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれがあって、警察 の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の著しい迷惑になる行為を過去に反復継続して行うなど、
 斎場の利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合。
- (3) 利用予定人数が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合。
- (4) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合。
- (5) 条例第3条に規定する休館日に利用する場合又は条例第4条に規定する開館時間以外の時間に利用する場合。ただし、開館時間の変更又は臨時の開館により利用させる場合を除く。

標準如	0.理期間	即時		
備考				
設定	年 日 日	平成 10 年 <i>4</i> 日 1 日	最終 変面在日日	会和 4 年 4 目 1 日

担当部署: 環境部 環境政策課

処分の概要	斎場使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市北勢斎場条例 第8条
例 規 番 号	平成15年 条例第103号

【根拠条文】

(使用料の減免)

- 第8条 市長は、使用者が市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、その 使用料を減額し、又は免除することができる。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものを火葬する場合は、その使用料を免除する。
 - (1) 市の所有地又は管理地において生じた動物の死骸
 - (2) 使用者の飼育していない動物の死骸

【基準】

使用料の減免基準は、いなべ市北勢斎場条例第8条の規定に基づくものとする。

第1項第2号に規定する「特に必要があると認めた者」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 大規模災害として市長が認めるものの災害発生に伴い生じた遺体を火葬するために斎場を利用する場合において、その利用者が当該災害の被害者であって資力その他の事情の急激な変化により使用料の納付が困難であると市長が認めるとき。
- (2) 遺体(行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)の適用を受ける者の遺体を除く。)の火葬を行う扶養義務者等がないことその他やむを得ない事情により当該遺体を火葬するために斎場を利用する場合であって、その使用料の全額を死者の遺留した金品等で賄うことができないとき、使用料から当該金品等で賄うことができる額を控除した額を免除する。

標準処理期間		即時
備考		

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 31 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------

担当部署: 環境部 環境政策課

処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市北勢斎場条例 第9条ただし書
例 規 番 号	平成15年 条例第103号

【根拠条文】

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、 その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない事由により使用することができなかったとき。
- (2) 使用許可の取消しを申し出て市長が相当の事由があると認めたとき。

【基準】

使用料の還付基準は、いなべ市北勢斎場条例第9条ただし書の規定に基づくものとする。 第2号に規定する「相当の事由がある」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 社会通念上、客観的にみて合理的な理由があるとき。
- (2) ペット類の死骸等を斎場に受け渡す前に取り消しを申し出たとき。

標準処理期間	1週間		
備考			
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和3年4月1日

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	許可証等の再交付
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第17条
例 規 番 号	平成15年 条例第100号

【根拠条文】

(許可証等の再交付)

第17条 前3条の規定に基づき許可又は指定を受けた者(以下「一般廃棄物処理業者等」という。) は、許可証又は指定証(以下「許可証等」という。)を亡失し、又は損傷したときは、規則で定め るところにより、その再交付を市長に申請することができる。

【基準】

許可証等の再交付の基準は、次のとおりとする。

許可証等再交付申請書の記載事項が、当初に一般廃棄物処理業の許可の基準に適合していることを基準とする。

(法適用処分 I D334:廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項及び第10項)

標準処理期間 2週間

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	手数料の免除
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市あじさいクリーンセンター条例 第7条
例 規 番 号	平成15年 条例第101号

【根拠条文】

(手数料の免除)

第7条 市長は、天災その他特別の事由があると認めるときは、第5条の手数料の全部又は一部を免除することができる。

【基準】

- 1 手数料の免除の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 国又は地方公共団体が行政目的に必要で、市長が認めたとき。
 - (2) 法令等の規定により無料で取り扱うこととされているとき。
 - (3) その他市長が必要と認めるとき。
- 2 手数料の減免等をしない基準は、次のとおりとする。

法令等により算定方法が定められているもの及び国・県の機関が算定している経費等を基 に、手数料等を定めているもの

標準処理期間	1週間
備考	

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	利用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市員弁リサイクルセンターの設置及び管理に関する条例 第5条
例 規 番 号	平成15年 条例第102号

【根拠条文】

(利用の許可)

第5条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。搬入 しようとするときはセンター管理人の指示に従い、自らが指定された場所に分別したうえ集積し なければならない。

【基準】

1 利用の許可の基準は、同条例第4条の規定のとおりとする。

(利用者の範囲)

第4条 センターを利用することができる者は、いなべ市に住所を有する者とする。ただし、市長 が特に必要と認めたときは、その他の者の利用を妨げないものとする。

「市長が特に必要と認めたとき」とは、本市で処理しなければならないやむを得ない理由が明確である場合とする。

- (1) 洪水、地震等の災害により処理協力要請があった場合。
- (2) 処理施設の故障や処理施設の整備等により一時的に自区域内処理が困難な場合
- 2 利用の許可をすることができない基準は、条例第6条の規定のとおりとする。

(利用の制限)

- 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用を許可しないことができる。
 - (1) 公安、風俗その他公益を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 建物、附属設備又は備品等を損傷又は滅失するおそれがあると認めるとき。
 - (3) その他市長が管理運営上特に支障があると認めるとき。

条例第6条第3号に規程する「管理運営上特に支障があると認める」とは、施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合及び休館日又は開館時間以外の時間(ただし、開館時間の変更又は臨時の開館により利用させる場合を除く。)等をいう。

標準処理期間	1週間
備考	

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------

担当部署: 福祉部 人権福祉課

処分の概要	いなべ市社会福祉法人が行う事業の助成
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市社会福祉法人が行う事業の助成に関する条例 第2条
例 規 番 号	平成15年 条例第87号

【根拠条文】

条例第2条

(助成)

第2条 市長は、規則で定める社会福祉事業の健全な運営を図るため必要があるときは、当該社会福祉事業を行う社会福祉法人に対し助成することができる。ただし、補助金の額については、予算の範囲内で交付するものとする。

いなべ市社会福祉法人が行う事業の助成に関する規則

(対象事業)

- 第2条 条例第2条に規定する助成を対象とする事業は、次に掲げる事業で、市長が助成を必要と認めた事業とする。
 - (1) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第2条第2項及び第3項に規定する事業
 - (2) 社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会が行う事業

社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第2条第2項及び第3項に規定する事業

- 2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。
 - 一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に規定する救護施設、更生施設その他生計困 難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する 事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
 - 二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童 養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
 - 三 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
 - 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設を経営する事業

五 削除

- 六 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に規定する婦人保護施設を経営する事業
- 七 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業
- 3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。
 - 一 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭 を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
 - 一の二 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)に規定する認定生活困窮者就労訓 練事業
 - 二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
 - 二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年 法律第七十七号)に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業
 - 二の三 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第百十号)に規定する養子縁組あつせん事業

- 三 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)に規定する母子家庭日常 生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母 子・父子福祉施設を経営する事業
- 四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、 小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉 事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター 又は老人介護支援センターを経営する事業
- 四の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業
- 五 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業
- 六 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業
- 七削除
- 八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の 施設を利用させる事業
- 九 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
- 十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法(平成九年法律第百二十三号) に 規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業
- 十一 隣保事業(隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。)
- 十二 福祉サービス利用援助事業(精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス(前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。)の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。)
- 十三 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

【基準】

根拠条文に同じ

標準処理期間 申請書を受理した日から起算して15日以内				
備考				
			l	
設定年	月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	

担当部署: 福祉部 人権福祉課

処分の概要	パートナーシップ宣誓に対する証明
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市性の多様性を認め合う社会を実現するための条例 第12条
例 規 番 号	令和2年 条例第15号

【根拠条文】

(パートナーシップの宣誓等)

第12条 パートナーシップの宣誓は、宣誓書を市長に提出することにより、これを行う。

2 市長は、パートナーシップの宣誓があった場合は、パートナーシップ登録簿への登録を行うと ともに、宣誓した2人の者に対して、登録証明書を交付するものとする。

いなべ市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則

(宣誓対象者の要件)

- 第3条 宣誓することができる者は、次の各号いずれにも該当するものとする。
 - (1) 成年に達していること。
 - (2) 市内に住所を有し、又は本市への転入を予定していること。
 - (3) 配偶者がいないこと及び当事者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
 - (4) 当事者同士が民法(明治 29 年法律第 89 号)第 734 条に規定される近親者でないこと。

民法(明治29年法律第89号)第734条

(近親者間の婚姻の禁止)

第七百三十四条 直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。ただし、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。

2 第八百十七条の九の規定により親族関係が終了した後も、前項と同様とする。

【基準】

根拠条文に同じ

標準処理期間	宣誓書を受理した日から起算して7日以内
備考	

設定年月日	令和2年7月1日	最終変更年月日	
-------	----------	---------	--

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	利用の承認
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市障害者活動支援センター条例 第6条第1項
例 規 番 号	平成19年 条例第21号

【根拠条文】

(利用の承認等)

第6条 支援センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認(以下「利用承認」という。)をする場合において、支援センターの管理 運営上必要があると認めるときは、それらの利用について条件を付することができる。

【基準】

1 利用の承認の基準は、同条例第5条の規定のとおりとする。

(利用者の資格)

- 第5条 <u>前条第1号から第3号までの事業</u>を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 法第19条第1項に規定する支給決定を受けた者
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第9条第1項に規定する市町村の長から同法第18 条第1項の措置を受けた者
 - (3) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第1項に規定する市町村の長から同法第15 条の4の措置を受けた者
- 2 前条第4号の事業を利用することができる者は、福祉事務所長からいなべ市障害者等地域活動 支援センター運営事業実施規則(平成18年いなべ市規則第43号)第5条に規定する利用決定を受 けた者とする。

前条第1号から第3号までの事業

(事業及び定員)

- 第4条 支援センターで行う事業及びその定員は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 法第5条第7項に定める生活介護 40人
 - (2) 法第5条第8項に定める短期入所 3人
 - (3) 法第5条第15項に定める就労継続支援 15人
- 2 利用の承認をしない基準は、条例第9条の規定のとおりとする。 (利用の不承認)
- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認をしない。
 - (1) 利用者の数が定員に達している場合
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
 - (3) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合
 - (4) その他支援センターの管理運営上支障があると認める場合

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第5条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス(障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)その他厚生労働省令で定める施設において行われ

る施設障害福祉サービス(施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。)を除く。)を行う事業をいう。

- 7 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 8 この法律において「短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう
- 15 この法律において「共同生活援助」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

標準処理期間 60日

備考

設 定 年 月 日 平成 25 年 4 月 1 日 **最終変更年月日** 令和 7 年 4 月 1 日

2 49

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	利用の承認
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市重度障害者生活支援センター条例 第6条第1項
例 規 番 号	平成22年 条例第16号

【根拠条文】

(利用の承認等)

第6条 支援センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認(以下「利用承認」という。)をする場合において、支援センターの管理運営上必要があると認めるときは、それらの利用について条件を付することができる。

【基準】

1 利用の承認の基準は、条例第5条のとおりとする。

(利用者の資格)

- 第5条 前条の事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 法第19条第1項に規定する支給決定を受けた者
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第9条第1項に規定する市町村の長から同法第18 条第1項の措置を受けた者
 - (3) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第1項に規定する市町村の長から同法第15 条の4の措置を受けた者
- 2 行為の許可をしない基準は、条例第9条の規定のとおりとする。

(利用の不承認)

- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承認をしない。
 - (1) 利用者の数が定員に達しているとき。
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
 - (4) その他支援センターの管理運営上支障があると認めるとき。

前条の事業

(事業及び定員)

第4条 支援センターで行う事業は、法第5条第7項に定める生活介護とし、定員は、20人とする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第5条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス(障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス(施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。)を除く。)を行う事業をいう。

- 7 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める 者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設におい て行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生 労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 第19条 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」 という。)の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給 する旨の決定(以下「支給決定」という。)を受けなければならない。

身体障害者福祉法

(援護の実施者)

第9条 この法律に定める身体障害者又はその介護を行う者に対する援護は、その身体障害者の居住地の市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行うものとする。ただし、身体障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その身体障害者の現在地の市町村が行うものとする。

(措置の受託義務)

第18条の2 障害福祉サービス事業を行う者又は障害者支援施設等若しくは指定医療機関の設置者は、前条の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

知的障害者福祉法

(更生援護の実施者)

第9条 この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村(特別区を含む。以下同じ。)による更生援護は、その知的障害者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、知的障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その知的障害者の現在地の市町村が行うものとする。

(障害福祉サービス)

第15条の4 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第6項に規定する療養介護及び同条第10項に規定する施設入所支援(以下この条及び次条第1項第2号において「療養介護等」という。)を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

標準処理期間 60日以内

備考

設 定 年 月 日 | 平成 25 年 4 月 1 日 | **最終変更年月日 |** 令和 7 年 4 月 1 日

2

51

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	事業者の登録
	いなべ市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における基 準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則
例 規 番 号	平成20年 規則第20号

【根拠条文】

(登録)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年三重県条例第21号。以下「県条例」という。)に規定する基準該当障害福祉サービスに関する基準に基づきその内容を審査したうえ、登録の可否を決定し、いなべ市基準該当事業者登録決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

【基準】

別紙「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」のとおり。

標準処理期間	2か月
備考	

設 定 年 月 日 平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日
----------------------------------	---------	----------

1

三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 2 5年三重県条例第 2 1 号。以下「条例」という。)及び三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成 2 5年三重県規則第 6 6 号)において規定するもののほか、指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準についての準用) 第2条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、この要綱 に定めるものを除き、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以 下「法」という。)に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関

する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の規定を準用する。

(法第36条第3項第1号で定める者)

第3条 条例第3条においては、指定申請の際の欠格事由を規定した法第36条第3項第 1号の「条例で定める者」を、法人である者(ただし、療養介護又は病院若しくは診療 所で行われる短期入所を除く。)としたものである。

(設備)

- 第4条 条例第65条、第119条及び第129条に規定する訓練・作業室は、内法により測定した床面積の合計が利用定員一人当たり3㎡以上あるものとする。
- 2 条例第81条、第106条、第129条及び第168条に規定する居室の床面積は、 内法により測定するものとする。

(非常災害対策)

第5条 条例第24条に規定する具体的な計画の作成にあたっては、人命の保護を最優先とし、従業者一人ひとりが主体的に状況を判断し、目的に合った行動がとれるよう移動中、自宅待機中及び在宅介護中等を想定した従業者の行動手順等を盛り込んだ計画の作成に努めることとする。条例第55条において非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものであり、関係機関への通報及び連携体制の整備は、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹

底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難 等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。

また、条例第55条第1項に規定する「消火器、非常口その他の必要な設備」とは、 消防法(昭和28年法律第186号)その他法令等に規定された設備を示しており、そ れらの設備を確実に設置しなければならない。

なお、同条項に規定する「非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、 行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画」とは、消防法施行規 則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。) 及び風水害、地震、津波等の災害に対処するための計画をいい、この場合、障害計画の 策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に 行わせるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に 定める。

附則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日とする。
- 2 平成18年9月30日以前に指定を受けている施設(平成18年10月1日以後に増築又は全面的に改築された部分を除く)については、第4条は適用しない。

ただし、第4条を適用しない場合には、利用定員の増加を認めない。

(参考:改正後全文)

障発第 0126001 号 平成 19 年 1 月 26 日

- 一 部 改 正 障発第 0331020 号 平成 20 年 3 月 31 日
- 一 部 改 正 障発第 0331033 号 平成 21 年 3 月 31 日
- 一 部 改 正 障発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の 人員、設備及び運営に関する基準について

障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第38条第1項、第44条及び第46条第2項の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(以下「基準」という。)については、平成18年9月29日厚生労働省令第172号をもって公布され、平成18年10月1日から施行されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

第一 基準の性格

1 基準は、指定障害者支援施設等が法に規定する便宜を適切に実施するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定障害者支援施設等は、常にその事業の

運営の向上に努めなければならないこと。

2 指定障害者支援施設等が満たすべき基準を満たさない場合には、指定障害者支援施設等の指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、設置者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものであること。

また、③の命令をした場合には設置者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること(不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護給付費又は訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の請求を停止させること)ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。

- (1) 次に掲げるときその他の指定障害者支援施設等が自己の利益を図るために基準に違反したとき
 - ① 施設障害福祉サービスの提供に際して指定障害者支援施設等に入所する者 者又は当該指定障害者支援施設等に通所する者(以下「利用者」という。) が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
 - ② 相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して事業者による指定障害福祉サービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
 - ③ 相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者から、利用者又はその家族に対して特定の事業者による指定障害福祉サービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を収受したとき
- (2) 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
- (3) その他(1) 及び(2) に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき
- 3 指定障害者支援施設等が、運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該施設等から指定障害者支援施設等について指定の申請がなされた場合には、当該施設等が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとすること。

第二 総論

- 1 事業者指定の単位について
- (1) 従たる事業所(昼間実施サービスの場)の取扱いについて

指定障害者支援施設の指定等は、原則として施設障害福祉サービスの提供を行う障害者支援施設ごとに行うものとするが、障害者支援施設で行う昼間実施サービス(生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型)については、次の①及び②の要件を満たす場合については、当該障害者支援施設内の「主たる事業所(昼間実施サービスの場に限る。以下同じ。)」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、当該障害者支援施設と異なる場所に一又は複数の「従たる事業所(昼間実施サービスの場に限る。以下同じ。)」を設置することが可能であり、これらを一の障害者支援施設として指定することができる取扱いとする。

- ① 人員及び設備に関する要件
 - ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者 が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業 者が1人以上確保されていること。
 - イ 「従たる事業所」の利用定員が障害福祉サービスの種類に応じて次のとおりであること。
 - (I) 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行 支援 6人以上
 - (Ⅱ) 就労継続支援A型又は就労継続支援B型 10人以上
 - ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね 30 分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。
- ② 運営に関する要件
 - ア 利用申し込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われていること。
 - イ 職員の勤務態勢、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制(例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要因を派遣できるような体制)にあること。
 - ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
 - エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営 規定が定められていること。
 - オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われる とともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されて いること。
- (2)複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設において、昼間実施サービスを 当該障害者支援施設と異なる場所で実施する場合は、(1)の①のイ及びウ並び に②の要件を満たしている場合は、一の障害者支援施設として取り扱うことが可 能である。
- 2 用語の定義(基準第2条)
- (1)「常勤換算方法」

指定障害者支援施設等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害者支援施設等において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該障害者支援施設等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうもので

ある。この場合の勤務延べ時間数は、当該施設障害福祉サービスに従事する勤 務時間の延べ数であること。

(2)「勤務延べ時間数」

勤務表上、施設障害福祉サービスの提供に従事する時間として明確に位置づけられている時間又は当該施設障害福祉サービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害者支援施設等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

(3) 「常勤」

指定障害者支援施設等における勤務時間が、当該指定障害者支援施設等において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。

当該指定障害者支援施設等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害者支援施設等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

例えば、指定障害者支援施設と指定短期入所事業所が併設されている場合、 当該指定障害者支援施設の管理者と指定短期入所事業所の管理者とを兼務して いる者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満た すこととなる。

(4)「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて施設障害福祉サービス以外の職務 に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、従 業者の指定障害者支援施設等における勤務時間(生活介護及び施設入所支援に ついては、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の 常勤・非常勤の別を問わない。

(5) 「前年度の平均値」

- ① 基準第4条第2項における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。
- ② 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した施設において、新設 又は増床分のベッドに関して、前年度において1年未満の実績しかない場合 (前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者の数は、新設又は増床の 時点から6月未満の間は、便宜上、利用定員の90%を利用者数とし、新設 又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者 の延べ数を当該6月間の開所日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点 から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を

当該1年間の開所日数で除して得た数とする。これに対し、減少の場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後の利用者の数の延べ数を当該3月間の開所日数で除して得た数とする。

ただし、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。

③ 特定旧法指定施設が指定障害者支援施設へ転換する場合の「前年度の平均値」については、当該指定を申請した日の前日から直近1月間の全利用者の延べ数を当該1月間の開所日数で除して得た数とする。また、当該指定後3月間の実績により見直すことができることとする。

第三 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

- 1 人員に関する基準
 - (1) 従業者の員数(基準第4条)
 - ① 生活介護を行う場合(基準第4条第1項第1号)
 - ア 医師(基準第4条第1項第1号イ(1))

日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を、生活介護を利用する利用者の障害の特性に応じて必要数を配置しなければならないものであること。なお、この場合の「必要数を配置」とは、嘱託医を確保することをもって、これを満たすものとして取り扱うことも差し支えない。

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員(基準第4条第 1項第1号イ(2))

これらの従業者については、生活介護の単位ごとに、前年度の利用者の数の平均値及び障害程度区分に基づき、次の算式により算定される平均障害程度区分に応じて、常勤換算方法により必要数を配置するものである。

なお、平均障害程度区分の算定に当たっては、利用者の数から、法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者(以下「特定旧法受給者」という。)、平成18年9月30日において現に児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設及び同法第43条の4に規定する重症心身障害児施設を利用していた者又は平成18年9月30日において現に同法第7条第6項及び旧身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関に入院していた者であって、生活介護又は施設入所支援の対象に該当しない者(以下「経過措置利用者」という。)又は生活介護以外の昼間実施サービスを利用する利用者は除かれる。(厚生労働省告示第553号「厚生労働大臣が定める者」参照)

(算式)

 $\{(2 \times \text{区} 分 2 に該当する利用者の数) + (3 \times \text{区} 分 3 に該当する利用者の数) + (4 \times \text{区} 分 4 に該当する利用者の数) + (5 \times \text{区} 分 5 に該当する利用者の数) + (6 \times \text{区} 分 6 に該当する利用者の数) <math>\}$ /総利用者数

なお、平均障害程度区分の算出に当たって、小数点以下の端数が生じる 場合には、小数点第2位以下を四捨五入することとする。

また、看護職員及び生活支援員については、それぞれについて最低1人

以上配置するとともに、必要とされる看護職員及び生活支援員のうち、1 人以上は常勤でなければならない。

ウ 機能訓練指導員(基準第4条第1項第1号ハ)

理学療法士及び作業療法士を確保することが困難な場合には、看護師のほか、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な訓練を行う能力を有する者をもって代えることができるものであること。

また、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、指定障害者支援施設等の生活支援員が兼務して行っても差し支えない。

エ サービス管理責任者(基準第4条第1項第1号イ(3))

サービス管理責任者は、利用者に対する効果的かつ適切な生活介護を行う観点から、適切な方法により、利用者の解決すべき課題を把握した上で、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等を行う者であり、利用者の数に応じて必要数を置くこととしたものである。

また、指定障害者支援施設等の従業者は、原則として専従でなければならず、職種間の兼務は認められるものではない。このため、サービス管理責任者についても、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供した生活介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。

ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定障害者支援施設等の他の職務に従事することができるものとする。この場合においては、原則として、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものであること。

また、1人のサービス管理責任者は、最大利用者 60 人までの施設障害福祉サービス計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから、この範囲で、指定障害者支援施設等のサービス管理責任者が、指定共同生活介護事業所若しくは指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者1人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。

(例) 利用者の数が 30 人の指定障害者支援施設におけるサービス管理責任者が、利用者の数が 10 人の指定共同生活介護事業所におけるサービス管理責任者と兼務する場合

- オ 生活介護の単位(基準第4条第1項第1号ロ)
 - (I) サービス提供の単位

生活介護の単位とは、1日を通じて、同時に、一体的に提供される 生活介護をいうものであり、次の要件を満たす場合に限り、複数の生 活介護の単位を設置することができる。

i 生活介護が階を隔てるなど、同時に、2つの場所で行われ、これ らのサービスの提供が一体的に行われているとはいえないこと。

- ii 生活介護の単位ごとの利用定員が20人以上であること。
- iii 生活介護の単位ごとに必要とされる従業者が確保されていること。
- (Ⅱ) サービス提供単位ごとの従業者の配置

生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者を確保するとは、生活介護の単位ごとに生活支援員について、当該生活介護の提供時間帯に当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである(例えば専従する生活支援員の場合、その員数は1人となるが提供時間帯の2分の1ずつの時間専従する生活支援員の場合は、その員数としては2人が必要となる)。

(Ⅲ) 常勤の従業員の配置

同一施設で複数の生活介護の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者(サービス管理責任者及び医師を除く。)が必要となるものである。

- ② 自立訓練(機能訓練)を行う場合(基準第4条第1項第2号)
 - ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員(基準第4条第1 項第2号イ(1))

これらの従業者については、その員数の総数が、常勤換算方法により、自立訓練(機能訓練)を利用する利用者の数を6で除した数以上でなければならないものであり、この場合、看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員については、それぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。

また、これらの従業者のうち、看護職員及び生活支援員については、それぞれ1人以上が常勤でなければならない。

- イ サービス管理責任者(基準第4条第1項第2号イ(2)) 生活介護の場合と同趣旨であるため、①のエを参照されたい。
- ウ 訪問による自立訓練(機能訓練)を行う場合(基準第4条第1項第2号 ロ)

自立訓練(機能訓練)は、指定障害者支援施設等において行うほか、当該自立訓練(機能訓練)の利用により、当該指定障害者支援施設等を退所した利用者の居宅を訪問して行うこともできるが、この場合、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者の員数とは別に、当該業務を担当する生活支援員を1人以上確保する必要がある。

- エ 機能訓練指導員(基準第4条第1項第2号ハ) 生活介護の場合と同趣旨であるため、①のウを参照されたい。
- ③ 自立訓練(生活訓練)を行う場合(基準第4条第1項第3号)
 - ア 生活支援員(基準第4条第1項第3号イ(1))

生活支援員の員数が、常勤換算方法により、自立訓練(生活訓練)を利用する利用者の数を6で除した数以上でなければならないものであり、この場合、生活支援員について、最低1人以上配置することが必要である。また、生活支援員は、1人以上が常勤でなければならない。

イ 看護職員を配置する場合(基準第4条第1項第3号ロ)

当該自立訓練(生活訓練)において、健康上の管理が必要な利用者がいるために看護職員を配置している場合は、「生活支援員」を「生活支援員

及び看護職員」と読み替え、この場合、生活支援員及び看護職員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。

- ウ サービス管理責任者(基準第4条第1項第3号イ(2)) 生活介護の場合と同趣旨であるため、①のエを参照されたい。
- エ 訪問による自立訓練(生活訓練)を行う場合(基準第4条第1項第3号 ハ)

| 自立訓練(機能訓練)の場合と同趣旨であるため、②のウを参照された い。

- ④ 就労移行支援を行う場合(基準第4条第1項第4号)
 - ア 職業指導員及び生活支援員(基準第4条第1項第4号イ(1))

職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、就労移行支援を利用する利用者の数を6で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。

また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。

イ 就労支援員(基準第4条第1項第4号イ(2))

就労支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、就労移行支援を利用する利用者の数を15で除した数以上でなければならない。なお、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましい。

- ウ サービス管理責任者(基準第4条第1項第4号イ(3)) 生活介護の場合と同趣旨であるため、①のエを参照されたい。
- エ 認定指定障害者支援施設において就労移行支援を行う場合の従業者の 員数(基準第4条第1項第4号ロ)
 - (I)職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、就労移行支援を利用する利用者の数を 10 で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員のそれぞれについて、最低 1 人以上配置することが必要である。

また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤 でなければならない。

- (Ⅱ) サービス管理責任者については、生活介護の場合と同趣旨であるため、①のエを参照されたい。
- (Ⅲ) なお、認定指定障害者支援施設において就労移行支援を行う場合の 従業者は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校 又は養成施設の教員との兼務が可能であること。
- ⑤ 施設入所支援(基準第4条第1項第5号)
 - ア 生活支援員(基準第4条第1項第5号イ(1))

施設入所支援については、夜間の時間帯(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの時間を含めた連続する 16 時間をいい、原則として、指定障害者支援施設等ごとに設定するものとする。)において、入浴、排せつ又は食事の介護等を適切に提供する必要があることから、当該夜間の時間帯を通

じて、施設入所支援の単位ごとに、利用定員の規模に応じ、夜勤を行う生活支援員を必要数配置するものである。

ただし、生活介護以外の昼間実施サービスを利用する利用者に対しての みその提供が行われる施設入所支援の単位にあっては、利用者の障害の程 度や当該利用者に対する夜間の時間帯に必要となる支援の内容等を踏ま え、宿直勤務を行う生活支援員を1以上確保すれば足りることとしたもの である。

イ サービス管理責任者(基準第4条第1項第5号イ(2)) 施設入所支援に係るサービス管理責任者については 原則として

施設入所支援に係るサービス管理責任者については、原則として、昼間 実施サービスにおいて配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとす ること。

- ウ 施設入所支援の単位(基準第4条第1項第5号ロ) 生活介護の場合と同趣旨であるため、①のオを参照されたい。 ただし、施設入所支援の単位ごとの利用定員が30人以上である必要が あること。
- ⑥ 昼間実施サービスの従業者と施設入所支援の生活支援員との兼務につい て

昼間実施サービスの従業者が施設入所支援の生活支援員を兼務する場合については、当該昼間実施サービスの従業者の員数の算定に当たって、夜間の時間帯において当該施設入所支援の生活支援員が勤務すべき時間も含めて差し支えない。したがって、昼間実施サービスとして必要とされる従業者の員数とは別に、施設入所支援の生活支援員を確保する必要はないこと。

(例) 昼間、生活介護(平均障害程度区分は4)を行う指定障害者支援施設であって、利用定員が50人の場合(常勤職員が1日に勤務すべき時間が8時間であることとした場合)

この場合に必要となる指定障害者支援施設における従業者の1日の 勤務延べ時間数は、

- ・ 生活介護の従業者 50÷5=10人 10人×8時間=80時間
- ・ 施設入所支援の生活支援員 1人×16 時間=16 時間

合計 96 時間が必要となるのではなく、夜間の時間帯を通じて1人の生活支援員を確保した上で、合計 80 時間が確保されれば足りるものであること。

- (2) 複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数(基準第5条)
 - ① 基準第5条第1項の規定は、指定障害者支援施設等が複数の昼間実施サービスを提供する場合にあっては、当該昼間実施サービスの利用定員の合計数が20人未満の場合は、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者のうち、1人以上が常勤の者であれば足りるものである。
 - ② 同条第2項の規定は、複数の昼間実施サービスを提供する指定障害者支援施設等に置くべきサービス管理責任者の数については、当該昼間実施サービスの利用定員の合計数に対して、必要な員数が確保されていれば足りるものである。
- 2 設備に関する基準

(1) 訓練・作業室(基準第6条第2項第1号)

訓練・作業室については、面積や数に定めはないが、利用者の障害の特性や機能訓練又は生産活動の内容等に応じて適切な施設障害福祉サービスが提供されるよう、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、適当な広さ又は数の設備を確保しなければならないものとする。

(2) 廊下幅については、従来の規制を緩和したところであるが、利用者の障害の 特性を踏まえた適切な幅員を確保するとともに、非常災害時において、利用者 が迅速に避難できるよう、配慮されたものでなければならない。

なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。

また、ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと」とは、アルコーブを設けることなどにより、利用者又は従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。

(3) 指定障害者支援施設等は、利用者の日常生活全般を支援する必要があること から、利用者のニーズを踏まえ、この基準に定める設備のほか、必要な設備を 設けるよう努めるものとすること。

(4) 経過措置

指定障害者支援施設等の設備に関する基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。

① 多目的室の経過措置(基準附則第15条)

施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者入所授産施設、指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設が、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、当分の間、多目的室を設けないことができるものであること。

② 居室の定員の経過措置(基準附則第16条)

施行日において現に存する指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産施設又は指定知的障害者通勤寮(基本的な設備が完成しているものを含み、この基準の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、居室について、原則として4人以下とするものであること。

- ③ 居室面積の経過措置(基準附則第17条)
 - ア 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者入所授産施設、指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産施設、指定知的障害者通勤寮、旧身体障害者福祉法第17条の32第1項に規定する国立施設又は法第5条第1項に規定するのぞみの園については、居室面積について、6.6平方メートル以上とするものであること。

- イ 施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者入 所授産施設については、居室面積について、4.4平方メートル以上とする ものであること。
- ウ 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者入所授産施設であって、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。)による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第79号)附則第2条第1項若しくは附則第4条第1項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮であって、整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第81号)附則第2条から附則第4条までの規定の適用を受けているものについては、居室面積について、3.3平方メートル以上とするものであること。
- ④ ブザー又はこれに代わる設備の経過措置(基準附則第18条) 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者 入所授産施設、指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産 施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者入所 授産施設については、当分の間、第6条第2項第2号トのブザー又はこれに 代わる設備を設けないことができるものであること。
- ⑤ 廊下幅の経過措置(基準附則第19条)
 - ア 施行日において現に存する指定知的障害者入所更生施設又は指定特定 知的障害者入所授産施設については、廊下幅について、1.35 メートル以 上とするものであること。
 - イ 施行日において現に存する指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練 施設又は精神障害者入所授産施設については、第6条第2項第8号の規定 は当分の間適用しないものであること。
 - ウ 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者入所授産施設、指定知的障害者入所更生施設 又は指定特定知的障害者入所授産施設については、第6条第2項第8号ロの規定は当分の間適用しないものであること。

3 運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明及び同意(基準第7条)

指定障害者支援施設等は、利用者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設等の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該指定障害者支援施設等から施設障害福祉サービスの提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。

なお、利用者及び指定障害者支援施設等双方の保護の立場から書面によって

確認することが望ましいものである。

また、利用者との間で当該施設障害福祉サービスの提供に係る契約が成立したときは、当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、

- ① 指定障害者支援施設等の設置者の名称及び主たる事務所の所在地
- ② 指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの内容
- ③ 施設障害福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ④ 施設障害福祉サービスの提供開始年月日
- ⑤ 施設障害福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。

なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。

(2) 契約支給量の報告等(基準第8条)

① 契約支給量等の受給者証への記載

指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に係る契約が成立 した時は、利用者の受給者証に当該指定障害者支援施設等の設置者及びその 施設の名称、当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの 内容、当該指定障害者支援施設等の設置者が当該利用者に提供する月当たり の施設障害福祉サービスの提供量(契約支給量)、契約日等の必要な事項を 記載すること。

なお、当該契約に係る施設障害福祉サービスの提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した施設障害福祉サービスの量を記載することとしたものである。

② 契約支給量

基準第8条第2項は、受給者証に記載すべき契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならないこととしたものである。

③ 市町村への報告

同条第3項は、指定障害者支援施設等は、①の規定による記載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告するとともに、当該利用者が退所する場合には、その理由等を報告しなければならないこととしたものである。

(3) 提供拒否の禁止(基準第9条)

指定障害者支援施設等は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害程度区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、

- ① 当該指定障害者支援施設等の利用定員を超える利用申込みがあった場合
- ② 入院治療の必要がある場合
- ③ 当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの主たる対象とする障害の種類を定めている場合、その他利用者に対し自ら適切な施設障害福祉サービスを提供することが困難な場合である。

(4) 連絡調整に対する協力(基準第10条)

指定障害者支援施設等は、当該施設等の利用について市町村又は相談支援事業者から、利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定障害者支援施設等の円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないこととしたものである。

(5) サービス提供困難時の対応(基準第11条)

指定障害者支援施設等は、基準第9条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な施設障害福祉サービスを提供することが困難であると認めた場合には、同条の規定により、適当な他の指定障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

(6) 受給資格の確認(基準第12条)

指定障害者支援施設等の利用に係る介護給付費等を受けることができるのは、支給決定障害者に限られるものであることを踏まえ、指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供の開始に際し、利用者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量などサービス提供に必要な事項を確かめなければならないこととしたものである。

特に、生活介護及び施設入所支援の利用につき介護給付費の支給を受けることができるのは、障害程度区分の認定を受けている支給決定障害者のうち、区分4以上(50歳以上の支給決定障害者にあっては、区分3以上)のもの(経過措置利用者は除く。)に限られるものであることに留意すること。

(7) 介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助(基準第13条)

① 支給決定を受けていない者

基準第 13 条第 1 項は、支給決定を受けていない者から利用の申込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費等の支給申請に必要な援助を行うこととするものである。

② 利用継続のための援助

同条第2項は、利用者の支給決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き 当該利用者が当該指定障害者支援施設等のサービスを利用する意向がある 場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利 用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うこ とを定めたものである。

(8) 心身の状況等の把握(基準第14条)

基準第 14 条は、指定障害者支援施設等は、利用者の日常生活全般を支援する観点から、当該利用者の障害の程度やその客観的なニーズ等に即した適切な施設障害福祉サービスが提供されるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならないことを規定したものである。

(9) 指定障害福祉サービス事業者等との連携(基準第15条)

- ① 基準第 15 条第 1 項は、指定障害者支援施設等が、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、外部の障害福祉サービスの利用も含め、利用者の障害の程度や客観的なニーズ等に即したサービスの選択が可能となるよう、他の障害福祉サービス事業者等との連携を密接に行うこととしたものである。
- ② 同条第2項は、指定障害者支援施設等が、施設障害福祉サービスの提供を終了するに際しては、利用者が当該施設を退所した後、地域生活への円滑な移行が可能となるよう、他の障害福祉サービス事業者等との連携を密接に行うこととしたものである。

(10) 身分を証する書類の携行(基準第16条)

指定障害者支援施設等が、自立訓練(機能訓練)又は自立訓練(生活訓練)の利用に係る利用者(当該指定障害者支援施設等を退所し、居宅において引き続き自立訓練(機能訓練)又は自立訓練(生活訓練)を利用する者を含む。以下この第 16 条において同じ。)の居宅を訪問して、自立訓練(機能訓練)又は自立訓練(生活訓練)を行う場合には、利用者が安心して施設障害福祉サービスの提供を受けられるよう、当該指定障害者支援施設等の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。

なお、この証書等には、当該指定障害者支援施設等の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。

(11) サービスの提供の記録(基準第17条)

① 記録の時期

- ア 基準第 17 条第 1 項は、利用者及び指定障害者支援施設等が、その時点での施設障害福祉サービスの利用状況等を把握できるようにするため、指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際には、当該施設障害福祉サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスを提供する都度記録しなければならないこととしたものである。
- イ 基準第 17 条第 2 項は、指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供する場合であって、当該記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えないこととしたものである。

② 利用者の確認

基準第17条第3項は、同条第1項及び第2項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。

(12) 指定障害者支援施設等が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の 範囲等(基準第 18 条)

指定障害者支援施設等は、基準第 19 条第 1 項から第 4 項までに規定する額のほか曖昧な名目による不適切な費用の領収を行うことはできないこととしたものであるが、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、当該利用者に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。

- ① 施設障害福祉サービスのサービスの提供の一環として行われるものでは ないサービスの提供に要する費用であること。
- ② 利用者に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を当該利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。

(13) 利用者負担額等の受領(基準第19条)

① 利用者負担額の受領

基準第 19 条第 1 項は、指定障害者支援施設等は、法定代理受領サービスとして提供される施設障害福祉サービスについての利用者負担額として、介護給付費等の基準額の 1 割(ただし、法第 31 条の規定の適用により介護給付費等の給付率が 9 割でない場合については、それに応じた割合とし、負担上限月額を上限とする。)の支払を受けなければならないことを規定したものである。

② 法定代理受領を行わない場合

同条第2項は、指定障害者支援施設等が法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際には、利用者から、利用者負担額のほか、当該施設障害福祉サービスにつき法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該施設障害福祉サービスに要した費用(法第29条第1項に規定する特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該施設障害福祉サービスに要した費用の額)の支払を受けるものとしたものである。

③ その他受領が可能な費用の範囲

同条第3項は、指定障害者支援施設等は、前2項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、次に掲げる費用の支払を受けることができることとし、介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

- ア 生活介護を行う場合
 - (I)食事の提供に要する費用
 - (Ⅱ) 創作的活動に係る材料費
 - (Ⅲ) 日用品費
 - (IV) その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの
- イ 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援を行う 場合

- (I) 食事の提供に要する費用
- (Ⅱ) 日用品費
- (Ⅲ) その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの
- ウ 施設入所支援を行う場合
 - (I) 食事の提供に要する費用及び光熱水費
 - (Ⅱ) 利用者が選定する特別な居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。) の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (Ⅲ)被服費
 - (IV) 日用品費
 - (V) その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

なお、アの(IV)、イの(III)及びウの(V)の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成18年12月6日付け障発第1206002号当職通知)によるものとする。

④ 領収書の交付

同条第5項は、同条第1項から第3項の規定による額の支払を受けた場合には、当該利用者に対して領収証を交付することとしたものである。

⑤ 利用者の事前の同意

同条第6項は、同条第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならないこととしたものである。

- (14) 利用者負担額に係る管理(基準第20条)
 - ① 基準第 20 条第 1 項は、指定障害者支援施設等は、施設入所支援を受けている支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス及び他の障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び当該他の障害福祉サービス等に係る利用者負担額を算定しなければならないこととされたが、その具体的な取扱いについては、別に通知するところによるものとする。
 - ② 同条第2項は、指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスのみを利用する支給決定障害者の依頼を受けて、利用者負担額に係る管理を行うこととされたが、その具体的な取扱いについては、別に通知するところによるものとする。
- (15) 介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等(基準第21条)
 - ① 利用者への通知

基準第 21 条第 1 項は、指定障害者支援施設等は、市町村から法定代理受領を行う施設障害福祉サービスに係る介護給付費等の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費等の額を通知することとしたものである。

② サービス提供証明書の利用者への交付 同条第2項は、基準第19条第2項の規定による額の支払を受けた場合に

は、提供した施設障害福祉サービスの内容、費用の額その他利用者が介護給付費等を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならないこととしたものである。

(16) 施設障害福祉サービスの取扱方針(基準第22条)

- ① 基準第22条第2項に規定する支援上必要な事項とは、施設障害福祉サービス計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。
- ② 同条第3項は、指定障害者支援施設等は、自らその提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図らなければならないこととしたものである。

(17) 施設障害福祉サービス計画の作成等(基準第23条)

① 基準第 23 条においては、サービス管理責任者が作成すべき施設障害福祉サービス計画について規定している。

施設障害福祉サービス計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した書面である。

また、施設障害福祉サービス計画は、利用者の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。

② サービス管理責任者の役割

サービス管理責任者は、当該指定障害者支援施設等以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、施設障害福祉サービス計画の原案を作成し、以下の手順により施設障害福祉サービス計画に基づく支援を実施するものである。

- ア 利用者に対する施設障害福祉サービス計画の提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案について意見を求めること
- イ 当該施設障害福祉サービス計画の原案の内容について、利用者及びその 家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること
- ウ 利用者へ当該施設障害福祉サービス計画を交付すること
- エ 当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握及び施設障害福祉サービス計画を見直すべきかどうかについての検討(当該検討は、昼間、生活介護を利用するものにあっては少なくとも6月に1回以上、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援を利用するものにあっては少なくとも3月に1回以上行われ、必要に応じて施設障害福祉サービス計画の変更を行う必要があること。)を行うこと

(18) サービス管理責任者の責務(基準第24条)

サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成のほか、次の業務を担うものである。

- ① 利用申込みに際し、当該利用者に係る他の障害福祉サービス等の提供状況の把握を行うこと
- ② 指定障害者支援施設等を退所し、自立した日常生活を営むことが可能かどうか、定期的に点検するとともに、自立した日常生活を営むことが可能と認められる利用者に対し、地域生活への移行へ向けた支援を行うこと
- ③ 他の従業者に対して、施設障害福祉サービスの提供に係る技術的な指導及び助言を行うこと

(19) 相談等(基準第25条)

- ① 基準第 25 条第 1 項は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に利用者の生活の質の向上を図ることを趣旨とするものである。
- ② 同条第2項は、利用者が当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービス以外の外部の障害福祉サービス事業者等による生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、当該利用者の希望を踏まえ、地域における障害福祉サービス事業者等に関する情報提供及び当該利用者と外部の障害福祉サービス事業者等との利用契約締結に当たっての支援など、必要な支援を行わなければならないこととしたものである。

(20) 介護(基準第26条)

- ① 施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、 施設障害福祉サービス計画によるサービスの目標等を念頭において行うこ とが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって介護を 提供し、又は必要な支援を行うものとする。
- ② 排せつの介護は、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。
- ③ 利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。
- ④ 指定障害者支援施設等は、利用者にとって生活の場であることから、居宅における生活と同様に、通常の一日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行うものとする。
- ⑤ 基準第 26 条第 6 項に規定する「常に 1 人以上の従業者を介護に従事させなければならない」とは、夜間も含めて適切な介護を提供できるように介護に従事する生活支援員の勤務体制を定めておくとともに、複数の施設入所支援の単位など 2 以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時 1 人以上の生活支援員の配置を行わなければならないことを規定したものである。

また、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、施設障害福祉サービスの種類及びその提供内容に応じて、従業者の勤務体制を適切に組むものとす

る。

(21) 訓練(基準第27条)

① 基準第27条第2項に定める訓練の提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、施設障害福祉サービス計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって訓練又は必要な支援を行うものとする。

また、当該訓練は、単に身体機能の維持又は向上のための訓練を行うのみならず、利用者が当該施設を退所し、地域において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、当該利用者の生活全般にわたる諸課題を解決するための訓練も含め、総合的な支援を行うものでなければならないこと。

② 同条第3項に規定する「常時1人以上の従業者を訓練に従事させる」とは、 適切な訓練を行うことができるように訓練に従事する従業者の勤務体制を 定めておくとともに、2以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、それぞ れの勤務体制において常時1人以上の常勤の生活支援員の配置を行わなけ ればならないものである。

(22) 生產活動(基準第28条)

生産活動を実施するに当たっては、次の事項について留意すること。

① 生産活動の内容(基準第28条第1項)

生産活動の内容については、地域の実情、製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握するほか、利用者の心身の状況、利用者本人の意向、適性、障害の特性、能力などを考慮し、多種多様な生産活動の場を提供できるように努めなければならないものとしたものである。

- ② 生産活動による利用者の疲労軽減等への配慮(基準第28条第2項) 指定障害者支援施設等は、生産活動の機会を提供するに当たっては、利用 者の障害の特性、能力などに配慮し、生産活動への参加が利用者の過重な負 担とならないよう、生産活動への従事時間の工夫、休憩時間の付与、効率的 に作業を行うための設備や備品の活用等により、利用者の負担ができる限り 軽減されるよう、配慮しなければならないものである。
- ③ 障害特性を踏まえた工夫(基準第28条第3項) 指定障害者支援施設等は、生産活動の機会を提供するに当たっては、実施 する生産活動の能率の向上が図られるよう常に作業設備、作業工具、作業の 工程などの改善に努めなければならないものである。
- ④ 生産活動の安全管理(基準第28条第4項) 指定障害者支援施設等は、生産活動の機会の提供をするに当たっては、利 用者が行う生産活動の安全性を確保するため、必要な措置を講ずる義務があ るものである。

(23) 工賃の支払 (基準第 29 条)

指定障害者支援施設等は、生産活動に従事している利用者に、当該生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないこととしたものである。

なお、この場合の指定障害者支援施設等における会計処理については、「就

労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」(平成 18 年 10 月 2 日付け社援発第 1002001 号厚生労働省社会・援護局長通知)を参照されたい。

(24) 実習の実施(基準第30条)

実習については、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況 及びその希望に応じた適切な受入先が複数確保できるよう、就労支援員が中心 となり、その開拓に努めること。

なお、実習時において、指定障害者支援施設等における就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中に、実習先における利用者の状況について、利用者本人や実習先事業者から聞き取りを行うことにより、日報を作成するとともに、少なくとも1週間ごとに、当該聞き取りの内容等を元に、施設障害福祉サービス計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めること。

また、受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、盲学校、聾学校及び養護学校等の関係機関と連携して行うこと。

(25) 求職活動の支援等の実施(基準第31条)

求職活動については、施設障害福祉サービス計画に基づき、公共職業安定所での求職の登録、合同就職面接会や企業面接への参加などの機会を提供するとともに、当該求職活動が円滑に行えるよう、就労支援員が必要に応じ支援すること。

(26) 職場への定着のための支援の実施(基準第32条)

指定障害者支援施設等は、利用者が円滑に職場に定着できるよう、利用者が 就職してから、少なくとも6月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職 場適応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場 不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援を行 うこと。

なお、こうした指定障害者支援施設等による職場への定着支援は、無期限に行うのではなく、概ね6月間程度経過した後に、障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関により、利用者に対する適切な相談支援が継続的に行われるよう、当該就労支援機関との必要な調整を行うことが望ましいこと。

(27) 就職状況の報告(基準第33条)

指定障害者支援施設等は、毎年度、前年度における就職した利用者の数、就職後6月以上職場定着している者の数を、都道府県に報告しなければならないこと。

(28) 食事(基準第34条)

- ① 基準第34条第1項に規定する「正当な理由」とは、
 - ア 明らかに利用者が適切な食事を確保できる状態にある場合
 - イ 利用者の心身の状況から、明らかに適切でない内容の食事を求められた 場合

等をいい、食事の提供を安易に拒んではならないものであること。

② 栄養管理等

食事の提供は、利用者の支援に極めて重要な影響を与えるものであることから、当該指定障害者支援施設等において食事の提供を行う場合については、利用者の年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、管理栄養士又は栄養士による栄養管理が行われる必要があること。

なお、指定障害者支援施設等であって、当該施設に管理栄養士又は栄養士 を配置し、適切な栄養管理を行っている場合については、報酬上、「栄養士 配置加算」の対象としていること。

また、食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、指定 障害者支援施設等は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食 事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならないものであ る。

③ 食事の内容

利用者に提供される食事の内容については、できるだけ変化に富み、利用者の年齢や利用者の障害の特性に配慮したものとし、栄養的にもバランスのとれたものとすること。

- ④ 調理及び配膳に当たっては、食品及び利用者の使用する食器その他の設備 の衛生管理に努めること(食品衛生法施行規則別表第8上欄参照)。
- ⑤ 指定障害者支援施設等において食事の提供を行う場合であって、栄養士を 置かないときは、保健所等の指導を受けるように努めなければならないこと としたものである。

(29) 社会生活上の便宜の供与等(基準第35条)

- ① 基準第 35 条第 1 項は、指定障害者支援施設等は、画一的なサービスを提供するのではなく、利用者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるように努めなければならないこととしたものである。
- ② 同条第2項は、指定障害者支援施設等は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。
- ③ 同条第3項は、指定障害者支援施設等は、利用者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設等が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。

また、利用者と家族の面会の場所や時間等についても、利用者やその家族の利便に配慮したものとするよう努めなければならないこととするものである。

(30) 健康管理(基準第36条)

① 基準第36条第1項は、利用者の健康管理は、保健所等との連絡の上、医

師又は看護職員その他適当な者を健康管理の責任者とし、利用者の健康状態 に応じて健康保持のための適切な措置を講じることとしたものである。

② 同条第2項は、毎年、年2回以上定期的に健康診断を行うことにより、利用者の健康状態を適切に把握する必要がある。

(31) 緊急時等の対応(基準第37条)

指定障害者支援施設等が、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならないこととしたものである。

(32) 施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い(基準第38条)

- ① 「入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれる」かどうかの判断は、利用者の入院先の病院及び診療所の医師に確認するなどの方法によること。
- ② 「必要に応じて適切な便宜を供与する」とは、利用者及びその家族の同意の上での入退院の手続やその他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指すものである。
- ③ 「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退院日に満床であることをもって該当するものではなく、例えば、利用者の退院が予定より早まるなどの理由により、ベッドの確保が間に合わない場合等を指すものである。施設側の都合は、基本的には該当しないことに留意すること。

なお、前記の例示の場合であっても、再入所が可能なベッドの確保ができるまでの間、短期入所の利用を検討するなどにより、利用者の生活に支障を来さないよう努める必要がある。

④ 利用者の入院期間中のベッドは、短期入所等に利用しても差し支えないが、当該利用者が退院する際に円滑に再入所できるよう、その利用は計画的なものでなければならない。

(33) 支給決定障害者に関する市町村への通知(基準第39条)

法第8条第1項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって介護給付費等の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ、指定障害者支援施設等は、その利用者が偽りその他不正な手段によって介護給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときは、介護給付費等の適正化の観点から遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。

(34) 管理者による管理等(基準第40条)

基準第 40 条は、指定障害者支援施設等の管理者の責務として、当該施設の 従業者の管理及び当該施設の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うと ともに、当該施設の従業者に基準の第二章第三節(運営に関する基準)の規定 を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。

(35) 運営規程(基準第41条)

指定障害者支援施設等の適正な運営及び利用者に対する適切な施設障害福祉サービスの提供を確保するため、同条第1号から第13号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定障害者支援施設等ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

① 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員(基準第 41 条第 5 号)

利用定員は、施設障害福祉サービスの種類ごとに定めるものとし、具体的には次のとおりとすること。

ア 昼間実施サービス

同時に昼間実施サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。なお、複数の生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該生活介護の単位ごとに利用定員を定める必要があること。

イ 施設入所支援

施設入所支援の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。なお、 複数の施設入所支援の単位が設置されている場合にあっては、当該施設入 所支援の単位ごとに利用定員を定める必要があること。

② 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額(基準第41条第6号)

「施設障害福祉サービスの種類ごとの内容」とは、年間行事・レクリエーション及び日課等を含めたサービスの内容を指すものであること。また、「支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額」とは、基準第 19 条第 3 項により支払を受けることが認められている費用の額を指すものであること。

- ③ 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域(基準第41条第7号) 指定障害者支援施設等が定める通常の送迎の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、指定障害者支援施設等へは利用者自ら通うことを基本としているが、生活介護の利用者のうち、障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、円滑な生活介護の利用が図られるよう、当該指定障害者支援施設等が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があること。
- ④ サービス利用に当たっての留意事項(基準第41条第8号) 利用者が施設障害福祉サービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(入所期間中の生活上のルール、設備の利用上の注意事項等)を指すものであること。
- ⑤ 非常災害対策(基準第41条第10号) 基準第44条に規定する非常災害対策に関する具体的計画を指すものであ ること。
- ⑥ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類(基準第41条第11号)

指定障害者支援施設等は、障害種別にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の障害の特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供するサービ

スの専門性を確保するため、特に必要がある場合において、あらかじめ、障害種別により「主たる対象者」を定めることができることとしたものである。 なお、当該対象者からサービス利用の申込みがあった場合には、応諾義務が課せられるものである。

⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項(基準第41条第12号)

「虐待の防止のための措置」については、「障害者(児)施設における虐待の防止について」(平成17年10月20日付け当職通知)により、施設における虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について、地方自治体に向け技術的助言を行っているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定障害者支援施設等においても、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、

- ア 虐待の防止に関する責任者の選定
- イ 成年後見制度の利用支援
- ウ 苦情解決体制の整備
- エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)

等を指すものであること。

⑧ その他運営に関する事項(基準第41条第13号) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくなど苦情解決の体制等について定めておくことが望ましい。

(36) 勤務体制の確保等(基準第42条)

利用者に対する適切な施設障害福祉サービスの提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意するものとする。

- ① 基準第 42 条第 1 項は、指定障害者支援施設等ごとに、原則として月ごとの勤務表(従業員の勤務体制を生活介護の単位等により 2 以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表)を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。
- ② 同条第2項は、指定障害者支援施設等は原則として、当該施設の従業者によって施設障害福祉サービスを提供すべきであるが、洗濯等の利用者への介護・支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。
- ③ 同条第3項は、指定障害者支援施設等の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。

(37) 定員の遵守(基準第43条)

利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に支障が生ずることのないよう、原則として、指定障害者支援施設等が定める施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員を超えた利用者の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保され

ることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指定障害者支援施設等において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とすることとしたのもである。

① 昼間実施サービス

- ア 1日当たりの利用者の数
 - (I) 利用定員50人以下の指定障害者支援施設等の場合

1日当たりの利用者の数(複数の生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該生活介護の単位ごとの利用者の数。((Ⅱ)及びイにおいて同じ。)が、利用定員(複数の生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該生活介護の単位ごとの利用定員。(イ及び②において同じ。)に 150%を乗じて得た数以下となっていること。

(Ⅱ) 利用定員 51 人以上の指定障害者支援施設等の場合

1日当たりの利用者の数が、利用定員から 50 を差し引いた数に 125%を乗じて得た数に、75 を加えて得た数以下となっていること。

イ 過去3月間の利用者の数

過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 125%を乗じて得た数以下となっていること。

ただし、定員 11 人以下の場合は、過去 3 月間の利用者の延べ数が、定員の数に 3 を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。

② 施設入所支援

- ア 1日当たりの利用者の数
 - (I) 利用定員 50 人以下の指定障害者支援施設等の場合

1日当たりの利用者の数(複数の施設入所支援の単位が設置されている場合にあっては、当該施設入所支援の単位ごとの利用者の数。(イ及び②において同じ。)が、利用定員(複数の施設入所支援の単位が設置されている場合にあっては、当該施設入所支援の単位ごとの利用定員。(イ及び②において同じ。)に 110%を乗じて得た数以下となっていること。

(Ⅱ) 利用定員 51 人以上の指定障害者支援施設等の場合

1日当たりの利用者の数が、利用定員から 50 を差し引いた数に 105%を乗じて得た数に、55を加えて得た数以下となっていること。

イ 過去3月間の利用者の数

過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 105%を乗じて得た数以下となっていること。

(38) 非常災害対策(基準第44条)

- ① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならないこととしたものである。
- ② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23

年法律第 186 号) その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。

- ③ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。
- ④ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。

(39) 衛生管理等(基準第45条)

指定障害者支援施設等は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるべきことを規定したものであり、このほか、次の点に留意するものとする。

- ① 指定障害者支援施設等は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止する ための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、 常に密接な連携を保つこと。
- ② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。
- ③ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

(40) 協力医療機関等(基準第46条)

基準第 46 条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関は、 指定障害者支援施設等から近距離にあることが望ましいものであること。

(41) 身体拘束等の禁止(基準第48条)

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

(42) 秘密保持等(基準第49条)

- ① 基準第 49 条第1項は、指定障害者支援施設等の従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。
- ② 同条第2項は、指定障害者支援施設等に対して、過去に当該指定障害者支援施設等の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付け

たものであり、具体的には、指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。

③ 同条第3項は、利用者が当該指定障害者支援施設等以外のサービスを利用する等の理由により、当該施設以外の他の障害福祉サービス事業者等に対して情報の提供を行う場合には、あらかじめ、文書により利用者から同意を得る必要があることを規定したものである。

(43) 利益供与等の禁止(基準第51条)

- ① 基準第51条第1項は、相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による指定障害者支援施設等の紹介が公正中立に行われるよう、指定障害者支援施設等は、相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等に対し、当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。
- ② 同条第2項は、利用者による退所後の相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定障害者支援施設等は、相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、当該施設からの退所者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。

(44) 苦情解決(基準第52条)

- ① 基準第52条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、 苦情解決の体制及び手順等指定障害者支援施設等における苦情を解決する ための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利 用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、当該施設に掲示するこ とが望ましい。
- ② 同条第2項は、苦情に対し指定障害者支援施設等が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定障害者支援施設等が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。

また、指定障害者支援施設等は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。

③ 同条第7項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされていることを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又があっせんにできるだけ協力することとしたものである。

(45) 地域との連携等(基準第53条)

指定障害者支援施設等が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の 住民やボランティア団体等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めな ければならないこととしたものである。

(46) 事故発生時の対応 (基準第54条)

利用者が安心して施設障害福祉サービスの提供を受けられるよう、指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、また、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましいこと。
- ② 指定障害者支援施設等は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。
- ③ 指定障害者支援施設等は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)が示されているので、参考にされたい。

(47) 会計の区分(基準第55条)

指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、施設障害福祉サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。

(48) 記録の整備(基準第56条)

指定障害者支援施設等は、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年間備えておかなければならないこととしたものである。

- ① 施設障害福祉サービスに関する記録
 - ア 基準第17条第1項及び第2項に規定するサービスの提供の記録
 - イ 基準第23条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画
 - ウ 基準第48条第2項に規定する身体拘束等の記録
 - エ 基準第52条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - オ 基準第54条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- ② 基準第39条に規定する市町村への通知に係る記録

4 附則

- (1)経過的指定障害者支援施設等に置くべき従業者の員数(基準附則第3条) 基準附則第3条は、平成24年3月31日までの間、経過措置利用者に対して 生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は施設入所支援を提供する 指定障害者支援施設(以下「経過的指定障害者支援施設等」という。)に置く べき従業者の員数を定めたものである。
 - ① 生活介護を行う場合

- ア 医師、機能訓練指導員及びサービス管理責任者 指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第三の1の(1)の ①を参照されたい。
- イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 これらの従業者については、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法により、経過措置利用者以外の利用者に対する必要数と経過措置利用者の数を 10 で除して得た数を合計して得た数以上でなければならないものである。 また、看護職員及び生活支援員については、それぞれについて最低1人 以上配置するとともに、必要とされる看護職員及び生活支援員のうち、1 人以上は常勤でなければならない。
- ② 自立訓練(機能訓練)を行う場合 指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第三の1の(1)の② を参照されたい。
- ③ 自立訓練(生活訓練)を行う場合 指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第三の1の(1)の③ を参照されたい。
- ④ 就労移行支援を行う場合 指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第三の1の(1)の④ を参照されたい。
- ⑤ 就労継続支援A型又は就労継続支援B型を行う場合
 - ア職業指導員及び生活支援員

これらの従業者については、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を 10 で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員については、それぞれについて、最低 1 人以上配置することが必要である。

また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。

なお、職業指導員及び生活支援員の員数は、雇用関係の有無を問わず、 利用者たる障害者の人数に基づき算定すること。

- イ サービス管理責任者
 - 生活介護の場合と同趣旨であるため、第三の1の(1)の①の工を参照 されたい。
- ⑥ 施設入所支援を行う場合 指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第三の1の(1)の⑤ を参照されたい。
- (2)複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等における従業者の員数 (基準附則第4条)

指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第三の1の(2)を参照 されたい。

(3) 設備(基準附則第5条)

経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の 提供に当たって支障がない場合は、訓練・作業室を設けないことができること としたものである。

(4) 雇用契約の締結等(基準附則第6条)

就労継続支援A型を利用する利用者のうち、雇用契約を締結した者については、労働基準法等労働関係法規の適用を受ける労働者に該当するが、雇用契約によらない利用者については労働者には該当しないことから、これらの作業内容及び作業場所を区分するなど、利用者が提供する役務と賃金等との関係が明確になるよう、配慮すること。

なお、利用者の労働者性に関する具体的な考え方については、別に通知するところによる。

(5) 就労(基準附則第7条)

就労継続支援A型の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握するほか、利用者の心身の状況、利用者の意向又は障害の特性などを考慮し、多種多様な生産活動の場を提供できるように努めなければならないものとしたものである。

(6) 賃金等(基準附則第8条)

雇用契約を締結している利用者については、契約上の賃金を支払うこと。なお、最低賃金適用除外許可申請に関しては、別に通知するところによる。

また、雇用契約によらない利用者に対する工賃の支払については、生産活動に係る事業の収入から、上記雇用契約を締結している者に対する賃金も含め、 生産活動に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うこと。

(7) 工賃の支払等(基準附則第9条)

都道府県は、前年度の工賃の平均額が月額3,000円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。

また、経過的指定障害者支援施設等は、毎年度、当該年度における目標工賃と、前年度における工賃実績を利用者に通知するとともに、都道府県に届け出なければならないこと。

なお、具体的な届出方法については別に通知するところによる。

(8) 実習の実施(基準附則第10条)

指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第三の3の(24)を参照 されたい。

(9) 求職活動の支援等の実施(基準附則第11条)

指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第三の3の(25)を参照 されたい。

(10) 職場への定着のための支援等の実施(基準附則第12条)

指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第三の3の(26)を参照 されたい。

(11) 利用者及び従業者以外の者の雇用(基準附則第13条)

経過的指定障害者支援施設等は、利用者以外に、就労の機会の提供として行われる指定就労継続支援A型に従事する障害者以外の職員(基準附則第3条第1項第5号により必要とされる従業者は含まない。)を、利用定員(雇用契約によらない利用者に係る利用定員を含む。)の規模に応じた数を上限として雇用することができることを定めたものである。ただし、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場及び精神障害者福祉工場のうち、既に当該上限数を超える障害者以外の職員を福祉工場において行われる事業に従事する職員として雇用しているものが、経過的指定障害者支援施設等に転換する場合については、当分の間、同条の規定による基準を満たすための計画を都道府県知事に提出した場合に限り、同条の規定による上限数を超えた職員の雇用が引き続き可能である。

なお、経過的指定障害者支援施設等において就労の機会の提供として行われる就労継続支援A型は、利用者のために行われるものであることにかんがみ、障害者以外の者の雇用に当たっては、当該雇用により利用者の賃金や工賃の低下を招くことがないよう、その人数等について、十分に配慮すること。

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	処分の概要 訪問入浴サービス事業利用の決定					
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市障害者等地域生活支援事業実施規則 第6条第1項					
例 規 番 号	平成19年 規則第2号					

【根拠条文】

(利用の申請及び決定)

- 第6条 事業の利用を希望する者(以下この章において「利用者」という。)は、いなべ市身体障害者訪問入浴サービス事業利用申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、いなべ市福祉事務所長(以下「所長」という。)に申請するものとする。
 - (1) いなべ市身体障害者訪問入浴サービス事業医師意見書(様式第2号)
 - (2) いなべ市身体障害者訪問入浴サービス事業誓約書(様式第3号)
- 2 所長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請書に係る書類を審査の上利用の可否 を決定し、いなべ市身体障害者訪問入浴サービス事業利用決定(却下)通知書(様式第4号)により 申請者に通知するものとする。

【基準】

第4条の規定による。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、市内に住所を有する歩行が困難な在宅の身体障害者であって、移送に耐 えられない等の事情のある者のうち医師が入浴可能と認める者とする。ただし、介護保険法(平 成9年法律第123号)第8条第3項の規定により訪問入浴介護の提供を受けることができる者は除 く。

標準処理期間	1か月
備考	

設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	への概要 手話通訳者等の派遣の決定				
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市手話通訳者及び要約筆記奉仕員派遣事業実施規則 第6条第1項				
例 規 番 号	平成18年 規則第40号				

【根拠条文】

(派遣の申請及び決定)

- 第6条 手話通訳者等の派遣を受けようとする者(以下「派遣申請者」という。)は、派遣の7日前までに、手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣申請書(様式第1号)を所長に提出するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- 2 所長は、前項の規定による申請を受理したときは、派遣の可否を決定し、手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣決定(却下)通知書(様式第2号)により、派遣申請者に通知するものとする。

【基準】

第2条、第3条、第4条、第5条の規定による。

(派遣対象)

第2条 派遣対象となる聴覚障害者等は、いなべ市に住所を有し、身体障害者福祉法(昭和24年法律 第283号)に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者とする。

(派遣内容等)

- 第3条 福祉事務所長(以下「所長」という。)は、聴覚障害者等の日常生活又は社会生活上必要不可欠な用務に際し、手話通訳者又は要約筆記奉仕員(以下「手話通訳者等」という。)の派遣を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、派遣しないものとする。
 - (1) 各種催し、集会等に際し、その主催者が手話通訳者等を配置することが適当であると所長が認めたとき。
 - (2) その他派遣することが不適当であると所長が認めたとき。

(派遣先の範囲)

第4条 派遣先の範囲は、原則として市内とする。ただし、聴覚障害者等の社会参加の促進に役立 つ場合は、この限りでない。

(派遣時間)

第5条 手話通訳者等を派遣する時間は、午前8時から午後9時までとする。

標準処理期間	14日

備考

設 定 年 月 日 平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日
----------------------------------	---------	----------

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	概要 手話通訳者等の登録				
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市手話通訳者及び要約筆記奉仕員派遣事業実施規則 第8条第2項				
例 規 番 号	平成18年 規則第40号				

【根拠条文】

(手話通訳者等の登録)

第8条

2 手話通訳者等として登録を受けようとする者は、手話通訳者・要約筆記奉仕員登録申請書(様式 第3号)により申請するものとする。

【基準】

第8条第1項の規定による。

- 第8条 手話通訳者等として登録できる者は、原則としていなべ市に住所を有する者又は勤務する 者で次の各号に該当するものとする。
 - (1) 手話通訳者 社会福祉法人三重県聴覚障害者協会の実施するB級認定試験合格者若しくは 同等の能力を有する者又は手話通訳士
 - (2) 要約筆記奉仕員 社会福祉法人三重県聴覚障害者協会の実施する要約筆記奉仕員養成講習 を終了した者又は同等の能力を有する者

標準処理期間 14日

備考

設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日
-------	-----------------	---------	----------

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	日常生活用具給付の決定				
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市障害者等日常生活用具給付事業実施規則 第4条				
例 規 番 号	平成18年 規則第41号				

【根拠条文】

(給付の申請)

- 第3条 用具の給付を希望する対象者又は保護者(以下「申請者」という。)は、いなべ市重度障害 児(者)障害者等日常生活用具給付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により福祉事務 所長、次の書類を添えていなべ市福祉事務所長(以下「所長」という。)に申請するものとする。
 - (1) 難病患者等(治療方法が確立していない疾病その他特殊の疾病であって法第4条第1項及び第2項の政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者)及び障害の程度の判断が必要な者においては、いなべ市日常生活用具支給意見書(様式第2号)
 - (2) 居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費(以下「住宅改修費」という。)を申請する者においては、次に掲げる書類
 - ア 工事図面
 - イ 改修工事見積書
 - ウ 改修しようとする住居が自己の所有でない場合にあっては、所有者の住宅改修承諾書(様 式第3号)
- 2 所長は、申請書を受理したときは、速やかに当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境を実地調査し、いなべ市重度障害児(者)障害者等日常生活用具給付調査書(様式第2号様式第4号)を作成するとともに、申請内容を審査のうえ、用具の給付の可否を決定するものとする。

(給付の決定及び通知)

- 第4条 所長は、用具の給付を行うことを決定した場合には、いなべ市重度障害児(者)障害者等日常生活用具給付決定通知書(様式第3号様式第5号)及びいなべ市重度障害児(者)障害者等日常生活用具給付券(様式第4号様式第6号。以下「日常生活用具給付券」という。)により、その申請を却下することを決定した場合には、いなべ市重度障害児(者)障害者等日常生活用具給付却下決定通知書(様式第5号様式第7号)により、それぞれ申請者に通知するものとする。
- 2 所長は、住宅改修費の給付を決定した場合には、給付対象者に対して本制度の趣旨、給付の条件等を十分説明するものとし、住宅の改修工事が完了したときには、その確認を行うとともに、その後も適正な使用及び管理がなされているかなどについて家庭訪問等により指導の万全を期すものとする。

【基準】

第2条、第7条の規定による。

(用具の品目、給付要件等)

第2条 用具は給付を原則とし、給付する用具の品目、給付要件等は<u>別表</u>のとおりとする。なお、 対象者は、いなべ市に住所を有する者で別表に掲げる給付要件に該当するものとする。

(耐用年数と再給付)

第7条 <u>別表</u>の耐用年数を経過していない場合は、原則として重ねて給付しない。ただし、障害の 状況、程度が変更し、既に給付した用具が使用できない場合はこの限りでない。

別表	· (第 2 条関	月 係)			いなべ山 木別週五	中間に対するだ。
区分	品目	単価 (消費税含 む)	性能	耐用 年数	給付要件	対象年齢
介護・訓練	特殊寝台	154,000円	原則として頭部 及び脚部の傾斜 角度を個別に調 整できる機能を 有するもの	,	下肢又は体幹機能障害2級 以上 難病患者等で寝たきり状態 にある者	以上
	特殊マット	19,600円			知的障害 A 2 以上 下肢又は体幹機能障害 1 級 以上 難病患者等で寝たきり状態 にある者	
	床ずれ防止 用具		褥瘡予防のためのものでといってといったのでというないないないないないないないないないないないないないないないないないないな		下肢又は体幹機能障害 1 級 以上(常時介護を要する者) 難病患者等で寝たきり状態 にある者	
	特殊尿器		引 される もの で、障害者又は 介護者が容易に 使用し得るもの		難病患者等で自力で排尿で きない者	以上
	入浴担架		乗せたままリフ ト装置により入 浴させるもの		下肢又は体幹機能障害2級以上(常時介護を要する者)	
	体位変換器		の体位を変換さ せるのに容易に 使用し得るもの		下肢又は体幹機能障害2級 以上(常時介護を要する者) 難病患者等で寝たきり状態 にある者	以上
	移動用リフト		介害さてした型修業者者(るないのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで		下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等で下肢又は体幹 機能に障害のある者	
自	浴槽(湯沸 器を含む。)		障害者が容易に 使用し得るもの		下肢又は体幹機能障害2級 以上	学齢児(6歳) 以上
生活支援用具	人浴補助用 具	90, 000 円	入座槽補者容る設宅の移持水、助用だりののではにののではにのにといるとのにをよりがではないのにをでいます。 いい いい はい はい いい はい いい がん を 害が得し、住もいる。)		下肢又は体幹機能障害であって入浴に介助を必要とする者 難病患者等で入浴に介助を 必要とする者	
	便器	4,450円 手すり付き の場合	障害者や介護者 が容易に使用し 得るもの(手す りをつけることだ ができる。)ただ		下肢又は体幹機能障害2級 以上 難病患者等で常時介助を必 要とする者	以上

			いなへ用	宋例週用	申請に対するク
		し、取り替えに 当たり住宅改修 を伴うものを除			
T 字杖、棒 状の杖		利用できるもの 施設利用者も可	平衡、下肢、体草		
移動、移乗 支援用具	60,000円	うな性能を有す る手すり、スロープ等であるこ と。	平衡又は下肢若 機能障害で、家原 等において介助で る者 難病患者等で下原	医内の移動 を必要とす	
		ア 障害者の財害者の状まのとなるに、となるとなるもの強をもの。	な者		
		イ 転倒予防り を			
		。 (ただし、設置 に当たり住宅改 修を伴うものを 除く。)			
	を製 7500 と 主作 15,200 本 材 15,200 大 オファンス 主 本 10 で ま 20 で ま 36,750 イ 場 50 ペ で 10 で よ 50 ペ で 10 で で 10 で 10	転倒の衝撃から 頭部を保護で るもの 施設利用者も可	平衡、下肢、体幹神障害 (てんかんの発作頻繁に転倒する。	乍等により	
特殊便器	<u>囲内)</u> 151, 200 円	温水温風を出し 得るもの (ただし、取替 えに当たり住名 改修を伴うもの を除く。)	上肢障害2級以_ 害 A2以上 難病患者等で上服 害を有する者		学齢児(6 歳 以上
火災警報器	15, 500 円		身体障害2級以」 害 A2以上(火災知及び避難が著り 知及び避難が著り 障害者のみの世界 に準ずる世帯)	災発生の感 しく困難な	
自動消火器		室内温度の異常と異なる。 上昇又は動の異ない。 大変をでいる。 大変をでいる。 大変をでいる。 大変をでいる。 大変をでいる。 大変をでいる。 大変をできる。 大変をできる。 大変をできる。 大変をできる。 大変をできる。 大変をできる。 大変をできる。 はないのできる。 はないのできる。 はないのではない。 とないのではない。 とない。 とない。 とない。 とないのではない。 とない。 とない。 とない。 とない。 とない。 とない。 とない。 と	身体障害2級以上 害 A2以上(火災知及び避難が著り 障害者のみの世界 に準ずる世帯)	災発生の感 しく困難な 帯及びこれ	
電磁調理器	41,000円	障害者が容易に 使用し得るもの	視覚障害2級以_ 害 A2以上(視り 障害者のみの世帯 に準ずる世帯)	覚又は知的	

長信号機用 小型送信機 在 聴覚障害者 87,400円音声等を視覚、10年 聴覚障害2級(聴覚障害の18歳 宅 用屋内信号 療 装置 覚できるもの 世帯及びこれに準ずる 世帯で日常生活上必要と認	児(6歳) 以上
宅 用屋内信号 触覚等により知 みの世帯及びこれに準ずる 療 装置 覚できるもの 世帯で日常生活上必要と認	以上
举 沃托波加利 51 500 TT沃 托 波 t, 加 润 5 左 取 咝 愀 坐 陸 中 9 位 D I 一 ~ 白 9 毕 i	
養 められる世帯)	
具 ネブライザ 36,000 円障害者や介護者 5 年 呼吸器機能障害3級以上又3歳以 ー(吸入器) が容易に使用し は同程度の障害であって、 得るもの 必要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能に 障害を有する者	
電気式たん 56,400 円障害者や介護者 5 年 呼吸器機能障害3級以上又3歳以 吸引器 が容易に使用し は同程度の障害であって、	
酸素ボンベ 17,000円障害者や介護者10年医療保険における在宅酸素18歳 運搬車	
盲人用体温 9,000円視覚障害者が容 5 年 視覚障害 2 級以上(盲人の学齢り計(音声式) 易に使用し得る みの世帯及びこれに準ずる以上もの 世帯)	凡(6 歳)
動脈血中酸 157,500 円障害者や介護者 5 年 呼吸機能障害 3 級以上又は一	
発電機又は 100,000 円介護者が容易に外 部在宅で人工呼吸器、吸引器	
情報・ 開体重計 18,000 円視覚障害者が容 5 年 視覚障害 2 級以上 (視覚障学齢り 易に使用し得る もの 準ずる世帯)	
疎 携帯用会話 98,800 円携帯式で、言葉 5 年 音声言語機能障害者又は肢学齢が 体不自由者であって、発声・以上 に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し 得るもの 得るもの	
*パーソナ 100,000 円障害者が容易に 6年 上肢障害 2 級以上又は言学齢り 使用できるもの ピュー (プロテクタ ター、プリンタ等 ものに限る) 給付対象者の属する世帯が 市民税非課税世帯	凡(6歳)
情報・通信 150,000 円コンピュータの 6 年 視覚、上肢機能障害 2 級以学齢り 支援用具 入力等が可能と 上 以上	
なる周辺機器	以上
なる周辺機器 点字ディス 383,500 円 文字等のコンピ 6年 視覚障害及び聴覚障害の重18 歳 度重複障害者 (原則として 視覚障害 2 級以上かつ聴覚 検 であって、必要と認められる者 点字器 10,400 円点字板 7年 視覚障害 2 級以上 学齢り	

T	T	1		Pipil~XJ9 のX
点字タイプ ライター	63, 100 円	易に使用し得る	5年 視覚障害2級以上	<u>以上</u> 学齢児(6 歳 以上
用ポータブ	87,550 円 再生専用機	作ボタンがでま タンができ 大 いつ DAIZY からよ を 方 を 方 を 方 が で う る は で り る は で り る は で り る で き き で う で り に り に り に り に り に り に り に り に り に り		学齢児(6 歳 以上
視覚障害者 用活字文書 読上げ装置		得文紙れ報情り変るも害用る情に該号に変異の報に該号に変異の報に該号にでするででがいる。 と記文化 売言出有視易のおいのでが得いないのでがあるがある。		学齢児(6 歳 以上
視覚障害者用拡大読書器			3年 視覚障害者であって、本装 置により文字等を読むこと が可能になる者	
視覚障害者 用時計	触読式 10,300円 音声式 13,300円	視覚障害者が容 5 易に使用し得る もの	5年 視覚障害者2級以上。なお、 音声時計は、手指の感覚に 障害がある等のため触読式 時計の使用が困難な者を原 則とする。	18 歳以上
視覚障害者用ラジオ	29,0000円	地上デジタル放 6 送を受信できる ラジオで、障害 者が容易に使用 できるもの		学齢児(6歳 以上
聴覚障害者 用通信装置			5年 聴覚障害者又は発声・発語 に著しい障害のあるもの	学齢児(6 歳 以上
* ファック ス	35,000円	一続きり通器者でのこかでは、にが代よな障でがあり、に信でがあり、にががあるものに能であるものには、にののののでは、にののののののののののののののののののののののののののの	聴覚障害者又は発声・発語 に著しい障害のあるもの 給付対象者の属する世帯が 市民税非課税世帯	学齢児(6 歳 以上
聴覚障害者 用情報受信 装置		字幕及び手話通6 訳付きの聴覚障 害者用番組並び	6年 聴覚障害者	3歳以上

					いなべ市 条例適用	甲請に対する処グ
	人工喉頭	電動式	字訳しにを害者をでがき施見な映も力しのけ信聴易も別び像のすか覚急る障使があるか覚急る障使があるが関係のすができまりの別がのであるが見いの別にの別にの別している。		喉頭摘出した音声機能障害	
		70,100円 笛 5,000円 気ーた場け コーた場け 3,100円 とはし			者	
		本代の実費 相当分	点字により作成された図書、施		主に、情報の入手を点字に よっている視覚障害者	
	人工内耳用 音声信号処 理装置(ス ピーチプロ セッサ)		設利用者も可 障害者が容易に 使用し得るもの		 聴覚障害があり、人工内耳 を装着して5年以上が経過 し、医療保険の給付制度を 利用して本装置の買い替え ができないと判断された者	
	音声血圧計	15,000円	障害者が容易に	5年	視覚障害 2 級以上(視覚障	学齢児(6歳)
			使用し得るもの		害者のみの世帯及びこれに 準ずる世帯)	以上
泄管理支援用		月額	施設利用者も可 最大6箇月単位 で支給可能とす る。		ストマ造設者	3歳以上
具	収尿器	月額	施設利用者も可 最大 6 箇月単位 で支給可能とす る。		高度の排便、排尿機能障害 者のある全身性障害者等 	3歳以上
	収尿器		施設利用者も可 採尿部と蓄尿部 で構成の逆流 り、機能を有する もの		高度の排尿機能障害者	3歳以上
	居宅生活動作補助用具	200,000円	障を具規を(1)取) アラス で で で で で で で で で で で で で で で で で で で		下肢、体幹機能障害、乳绒病児期以前の非進行性障害(性)を実動機能では、別点のでは、別点のでは、別点のでは、別点のでは、別点のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	以上

		4 0. 11. MAINTA	1 HIII = 7-3 / @ 7@ 73 E 73
	(5) 洋式便器		
	等への便器の		
	取替え		
	(6) 玄関から		
	道路までの通		
	路部分などの		
	屋外における		
	住宅改修		
	(7) その他前		
	各号の住宅改		
	修に付帯して		
	必要となる住		
	名文 (
/			

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号等を含む。
- 3 「浴槽(湯沸器含む。)」については、実施主体が必要と認める場合には、「浴槽」及び「湯沸 - 器」を個々の種目として給付できるものとする。
- 4 紙オムツの支給対象者は3歳以上であって、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 治療によって軽減の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙オムツ等の用具を必要とするもの。
 - (2) 下肢若しくは体幹機能障害2級以上又は脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、身体障害者更生相談所若しくは指定自立支援医療機関(育成医療)の判定により紙オムツ等の用具類を必要とするもの。
- 5 *印のある用具は汎用品であるため、対象者はその属する世帯が市民税非課税世帯であるものとする。

標準処	0.理期間	1か月		
備考				
設 定	年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和7年4月1日

7

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	移動支援事業利用決定	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市障害者等移動支援事業実施規則 第5条、第6条	
例 規 番 号	平成18年 規則第42号	

【根拠条文】

(利用申請)

第5条 この事業を利用しようとする障害者等及び障害者等の保護者(以下「申請者」という。)は、いなべ市障害者等移動支援事業利用申請書(様式第1号)を福祉事務所長(以下「所長」という。) に提出するものとする。

(利用決定)

第6条 所長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨 をいなべ市障害者等移動支援事業利用決定通知書(様式第2号)又はいなべ市障害者等移動支援事 業利用却下通知書(様式第3号)により申請者に対し通知するものとする。

【基準】

第2条、第4条の規定による。

(定義)

第2条 この規則において、障害者等とは次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する上肢障害、下肢障害若しくは体幹障害で1級若しくは2級又は視覚障害で1級若しくは2級に該当し、身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉 法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において判定を受け、 療育手帳の交付を受けた者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神 障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) その他市長が外出時に移動の支援が特に必要と認めた者

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、いなべ市に住所を有する障害者等であって、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)に移動の支援が必要と市長が認めたものとする。

標準処	1理期間	1 איקן
備考		

設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	事業利用決定		
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市障害者等地域活動支援センター運営事業実施規則 第4条、第5条		
例 規 番 号	平成18年 規則第43号		

【根拠条文】

(利用申請)

第4条 事業を利用しようとする障害者等及び障害者等の保護者(以下「申請者」という。)は、いなべ市障害者等地域活動支援センター運営事業利用申請書(様式第1号)を福祉事務所長(以下「所長」という。)に提出するものとする。

(利用決定)

第5条 所長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨をいなべ市障害者等地域活動支援センター運営事業利用決定通知書(様式第2号)又はいなべ市障害者等地域活動支援センター運営事業利用却下通知書(様式第3号)により申請者に対し通知するものとする。

【基準】

第2条、第3条の規定による。

(定義)

第2条 この規則において、障害者等とは次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉 法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において判定を受け、 療育手帳の交付を受けた者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神 障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) その他市長が特に支援を必要と認めた者

(対象者)

第3条 事業の対象者は、いなべ市に住所を有する障害者等とする。

標準処理期間	1か月
備考	

設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	利用の承認
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市大安ぴあハウス条例 第8条第1項
例 規 番 号	平成28年 条例第20号

【根拠条文】

(利用の承認等)

- 第8条 第6条に定める短期入所又は共同生活援助の事業を利用しようとする者は、あらかじめ指 定管理者の承認(以下「利用承認」という。)を受けなければならない。
- 2 指定管理者は、利用承認をする場合において、グループホームの管理運営上必要があると認め るときは、それらの利用について条件を付することができる。

【基準】

1 利用の承認の基準は、条例第7条のとおりとする。

(利用者の資格)

- 第7条 前条に定める短期入所又は共同生活援助の事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、共同生活援助の事業を利用することができる者については、本市に住所を有するものに限る。
 - (1) 法第19条第1項に規定する支給決定を受けた者
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第9条第1項に規定する市町村の長から同法第 18条第1項の措置を受ける者
 - (3) <u>知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第1項</u>に規定する市町村の長から<u>同法第15</u> 条の4の措置を受ける者
- 2 行為の許可をしない基準は、条例第12条の規定のとおりとする。

(利用の不承認)

- 第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承認をしない。
 - (1) 利用者の数が定員に達しているとき。
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 施設、備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
 - (4) その他グループホームの管理運営上支障があると認めるとき。

法第19条第1項に規定する

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(介護給付費等の支給決定)

第19条 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」 という。)の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給 する旨の決定(以下「支給決定」という。)を受けなければならない。

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第9条第1項

身体障害者福祉法

(援護の実施者)

第9条 この法律に定める身体障害者又はその介護を行う者に対する援護は、その身体障害者の居住地の市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行うものとする。ただし、身体障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その身体障害者の現在地の市町村が行うものとす

る。

同法第18条第1項

身体障害者福祉法

(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置)

第18条 市町村は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項</u>に 規定する障害福祉サービス(同条第6項に規定する療養介護及び同条第10項に規定する施設入所 支援(以下この条において「療養介護等」という。)を除く。以下「障害福祉サービス」という。) を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除 く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で 定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの 提供を委託することができる。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第5条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス(障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス(施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。)を除く。)を行う事業をいう。

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第1項

知的障害者福祉法

(更生援護の実施者)

第9条 この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村(特別区を含む。以下同じ。)による更生援護は、その知的障害者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、知的障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その知的障害者の現在地の市町村が行うものとする。

同法第15条の4

知的障害者福祉法

(障害福祉サービス)

第15条の4 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス(同条第六項に規定する療養介護及び同条第十項に規定する施設入所支援(以下この条及び次条第一項第二号において「療養介護等」という。)を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

標準処理期間 | 60日以内

備考

設 定 年 月 日 平成 28 年 9 月 27 日 **最終変更年月日** 令和 6 年 4 月 1 日

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	利用の承認
例 規 名 根 拠 条 項	篠立きのこ園条例 第8条第1項
例 規 番 号	平成28年 条例第21号

【根拠条文】

(利用の承認等)

- 第8条 第6条に定める就労継続支援の事業を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認(以下「利用承認」という。)を受けなければならない。
- 2 指定管理者は、利用承認をする場合において、自立支援施設の管理運営上必要があると認めるときは、それらの利用について条件を付することができる。

【基準】

1 利用の承認の基準は、条例第7条のとおりとする。

(利用者の資格)

- 第7条 前条に定める就労継続支援の事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 法第19条第1項に規定する支給決定を受けた者
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第9条第1項に規定する市町村の長から同法第 18条第1項の措置を受ける者
 - (3) <u>知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第1項</u>に規定する市町村の長から<u>同法第15</u> 条の4の措置を受ける者
- 2 行為の許可をしない基準は、条例第12条の規定のとおりとする。

(利用の不承認)

- 第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承認をしない。
 - (1) 利用者の数が定員に達しているとき。
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 施設、備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
 - (4) その他自立支援施設の管理運営上支障があると認めるとき。

法第19条第1項に規定する

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(介護給付費等の支給決定)

第19条 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」 という。)の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給 する旨の決定(以下「支給決定」という。)を受けなければならない。

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第9条第1項

身体障害者福祉法

(援護の実施者)

第9条 この法律に定める身体障害者又はその介護を行う者に対する援護は、その身体障害者の居住地の市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行うものとする。ただし、身体障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その身体障害者の現在地の市町村が行うものとする。

同法第18条第1項

身体障害者福祉法

(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置)

第18条 市町村は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項</u>に 規定する障害福祉サービス(同条第6項に規定する療養介護及び同条第10項に規定する施設入所 支援(以下この条において「療養介護等」という。)を除く。以下「障害福祉サービス」という。) を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除 く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で 定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの 提供を委託することができる。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第5条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス(障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス(施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。)を除く。)を行う事業をいう。

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第1項

知的障害者福祉法

(更生援護の実施者)

第9条 この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村(特別区を含む。以下同じ。)による更生援護は、その知的障害者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、知的障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その知的障害者の現在地の市町村が行うものとする。

同法第15条の4

知的障害者福祉法

(障害福祉サービス)

第15条の4 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス(同条第六項に規定する療養介護及び同条第十項に規定する施設入所支援(以下この条及び次条第一項第二号において「療養介護等」という。)を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

標準処理期間 60日以内

備考

設 定 年 月 日 平成 28 年 9 月 27 日 **最終変更年月日** 令和 6 年 4 月 1 日

2

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	利用の承認
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市オレンジ工房あげき条例 第8条
例 規 番 号	平成28年 条例第28号

【根拠条文】

(利用の承認等)

- 第8条 第6条各号に定める事業を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認(以下「利用承認」という。)を受けなければならない。
- 2 多目的室を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の利用承認を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、前2項の利用承認をする場合において、総合支援センターの管理運営上必要が あると認めるときは、それらの利用について条件を付することができる。

【基準】

利用の承認の基準は、条例第7条のとおりとする。

(利用者の資格)

- 第7条 <u>前条第1号から第4号</u>までに定める事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 法第19条第1項に規定する支給決定を受けた者
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第9条第1項に規定する市町村の長から同法第18 条第1項の措置を受ける者
 - (3) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第1項に規定する市町村の長から同法第15条の4の措置を受ける者
- 2 前条第5号に定める事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所に おいて、知的障害者の判定を受け、療育手帳の交付を受けた者
 - (2) 前号に定めた者の他に、指定管理者が利用の必要性を認めた者
- 3 多目的室を利用することができる者は、市内に居住する者又は市内で勤務する者とする。

前条第1号から第4号

- 第6条 総合支援センターで行う事業及びその定員は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 法第5条第7項に定める生活介護 30人
 - (2) 同条第8項に定める短期入所 3人
 - (3) 同条第13項に定める就労移行支援 6人
 - (4) 同条第14項に定める就労継続支援 24人
 - (5) 法第77条に定める地域生活支援事業の1つとして行う生活訓練等 4人

行為の許可をしない基準は、条例第11条の規定のとおりとする。

(利用の不承認)

- 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認をしない。
 - (1) 利用者の数が定員に達しているとき。

いなべ市 条例適用申請に対する処分個票

- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 施設、備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (4) その他総合支援センターの管理運営上支障があると認めるとき。

標準処理期間 7日以内

備考

設定年月日	平成 29 年 9 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日

103

2

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	多目的室利用料金の減免
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市オレンジ工房あげき条例 第9条第3項
例 規 番 号	平成28年 条例第28号

【根拠条文】

(利用料金)

- 第9条 前条の規定により、第6条第1号から第4号までに定める事業の利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に法第29条第3項第2号に規定する額の利用料金を納付しなければならない。
- 2 前条第2項の規定により、多目的室の利用承認を受けた者は、別表に定める利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。
- 3 指定管理者は、規則で定めるところにより、前項の利用料金を減免することができる。

【基準】

いなべ市オレンジ工房あげき条例施行規則

(多目的室利用料の減免)

- 第4条 条例第9条第3項の規定による利用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 多目的室の利用者が、身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合
 - (2) ボランティアの団体に該当する場合
 - (3) 公益を目的としている場合
 - (4) 指定管理者が特に必要と認める場合
- 2 前項の規定により、利用料の減免を受けようとするものは、いなべ市オレンジ工房あげき多目 的室利用料減免申請書(様式第6号)を指定管理者に提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、前項の規定による申請書が提出されたときは、これを速やかに審査し、利用料 の減免の可否を決定し、いなべ市オレンジ工房あげき多目的室利用料減免(不)承認書(様式第7 号)を申請者に交付するものとする。

標準処理期間	7日以内		

設定年月日	平成 29 年 9 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日
-------	-----------------	---------	----------

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	利用料金等の還付
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市オレンジ工房あげき条例 第10条
例 規 番 号	平成28年 条例第28号

【根拠条文】

(利用料金等の還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が別に定める場合に限り、その全部 又は一部を還付することができる。

標準処理期間	30日以内
--------	-------

備考

設定年月日	平成 29 年 9 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日

1

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	使用料の還付
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市障害者活動支援センター条例 第8条
例 規 番 号	平成19年 条例第21号

【根拠条文】

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が別に定める場合に限り、その全部又は一部 を還付することができる。

【基準】

使用料の還付承認の基準(市長が特別の理由があると認めたとき)は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 災害その他の緊急のやむを得ない事態の発生等、利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき。
- (3) 利用者が利用の前日までに利用の許可の取消し又は変更の申出があって市長がこれについて相当の理由があると認めたとき。

標準処理期間 30日以内

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	利用料金等の還付
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市大安ぴあハウス条例 第11条
例 規 番 号	平成28年 条例第20号

【根拠条文】

(利用料金等の還付)

第11条 既納の利用料金及び費用は、還付しない。ただし、指定管理者が別に定める場合に限り、 その全部又は一部を還付することができる。

【基準】

指定管理者が別に定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき。
- (3) 利用者が利用の前日までに利用の許可の取消し又は変更の申出があって指定管理者がこれについて相当の理由があると認めたとき。

標準処理期間 30日以内

設定年月日	平成 29 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	利用料金等の還付
例 規 名根 拠条項	いなべ市篠立きのこ園条例 第10条
例 規 番 号	平成28年 条例第21号

【根拠条文】

(利用料金等の還付)

第10条 既納の利用料金及び費用は、還付しない。ただし、指定管理者が別に定める場合に限り、 その全部又は一部を還付することができる。

【基準】

指定管理者が別に定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき。
- (3) 利用者が利用の前日までに利用の許可の取消し又は変更の申出があって指定管理者がこれについて相当の理由があると認めたとき。

標準処理期間 30日以内

設定年月日	平成 29 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日
-------	-----------------	---------	----------

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	利用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市立田農園条例 第6条第2項
例 規 番 号	平成29年 条例第14号

【根拠条文】

(利用の許可)

第6条 立田農園に市民農園を置く。

2 前項に掲げる市民農園を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

【基準】

利用を許可しない基準は、条例第6条第3項の規定のとおりとする。

- 3 指定管理者は、市民農園を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないことができる。
 - (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (3) 立田農園の管理上支障があると認められるとき。
 - (4) その他指定管理者が適当でないと認めるとき。

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	利用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市立田農園条例 第10条
例 規 番 号	平成29年 条例第14号

【根拠条文】

(行為の制限)

- 第10条 立田農園において、次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の 許可を受けなければならない。
 - (1) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画の撮影をすること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 展示会、競技会、集会その他これらに類する催しを行うこと。
 - (5) 広告物等を掲示し、又は配布すること。

【基準】

行為の許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (2) 利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと (あらかじめ許可を受けた場合を除く。)
- (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。
- (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
- (6) 物品の販売をしないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
- (7) 所定の場所以外で飲食し、火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)
- (10) その他管理運営上支障があると市長が認める場合

標準処理期間	7 日以内
--------	-------

設定年月日	平成 30 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	利用料金等の還付
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市立田農園条例 第8条
例 規 番 号	平成29年 条例第14号

【根拠条文】

(利用料金等の還付)

- 第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。
 - (1) 利用者の責めに帰することができない事由により利用不能となったとき。
 - (2) 利用者が利用取消しを申し出た場合で相当の理由があるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間 30日以内

設定年月日	平成 30 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日

担当部署: 福祉部 障がい福祉課

処分の概要	使用料の還付
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市重度障害者生活支援センター条例 第8条
例 規 番 号	平成28年 条例第28号

【根拠条文】

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が別に定める場合に限り、その全部又は一部 を還付することができる。

標準処理期間

30日以内

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	利用の許可(変更許可を含む。)
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市老人福祉センター等設置及び管理に関する条例 第5条第1項
例 規 番 号	平成15年 条例第94号

【根拠条文】

(利用の許可)

- 第5条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも同様とする。
- 2 市長は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付することができる。

【基準】

- 1 利用の許可(変更許可を含む。)の基準は、条例第4条の規定及び次のとおりとする。 (利用対象者)
- 第4条 施設を利用することができる者は、それぞれ当該各号に定めるものとする。
 - (1) 市内に居住する60歳以上の者
 - (2) 市内に居住し、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者及びその介護者並びに ボランティアの団体
- 2 市長は、前項に定める者のほか、適当と認めるものに、利用させることができる。
- 3 市長は、その他特に必要があると認める団体等について利用させることができる。

利用の許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 許可を受けた目的以外に利用しないこと。
- (2) 利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと (あらかじめ許可を受けた場合を除く。)
- (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。
- (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物、ポスター等を配布し、もしくは提示しないこと (あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
- (6) 物品の販売をしないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
- (7) 所定の場所以外で飲食し、火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)
- (10) その他管理運営上支障があると市長が認める場合

条例第5条第2項に規定する「施設の管理上必要があると認めたとき」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 利用者が集会等を平穏に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれのある特別な事情がある場合。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の著しい迷惑になる行為を過去に反復継続して行うなど、

いなべ市老人福祉センターの利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見 される場合。

- (3) 利用予定人数が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合。
- (4) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合。
- (5) 休館日に利用する場合又は開館時間以外の時間に利用する場合。ただし、開館時間の変更又は臨時の開館により利用させる場合を除く。
- 2 行為の許可をしない基準は、条例第6条の規定のとおりとする。

(利用の制限)

- 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用を許可しない。
 - (1) この条例の規定に違反して利用しようとし、又は利用したとき。
 - (2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (3) 施設又はその附属設備等を損傷するおそれがあると認めたとき。
 - (4) その利用が他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為を行うと認められるとき。
 - (5) その利用が行商、宣伝、勧誘その他これに類する行為を行うと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があるとき。

標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和3年4月1日

2

<u>ID:</u> 83

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	特別の設備の許可
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市老人福祉センター等設置及び管理に関する条例 第8条
例 規 番 号	平成15年 条例第94号

【根拠条文】

(特別の設備の制限)

第8条 利用者は、施設を利用するに当たって特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間 7日

備考

設 定 年 月 日 平成 19 年 4 月 1 日 **最終変更年月日** 令和 3 年 4 月 1 日

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	使用料の減免
例 規 名	いなべ市老人福祉センター等設置及び管理に関する条例 第11条
根拠条項	V ない同名八個位 ことが
例 規 番 号	平成15年 条例第94号

【根拠条文】

(使用料の減免)

第11条 市長は、必要があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

【基準】

使用料の減免の基準は、同条例施行規則第7条の規定のとおりとする。

(使用料の減免)

第7条 条例第11条に規定する使用料の減免は、市長が特に必要と認めるときは、使用料を減額し、 又は免除することができる。

前条の使用料

(使用料)

第10条 第4条第1項及び第2項に規定するものが利用する場合は、使用料を無料とする。

2 第4条第3項に規定するものが利用する場合は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

別表 (第10条関係)

1 いなべ市北勢福祉センター使用料

単位:円

	利用時間	大会議室	その他の室1室につき
午前	午前9時から正午まで	800	300
午後	正午から午後6時まで	1,000	500
夜間	午後6時から午後10時まで	1, 500	800

2 いなべ市員弁老人福祉センター使用料

単位:円/30分

|標準処理期間 7日

区分	昼間	夜間	
	午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	
会議室1	100	150	
会議室2	100	150	
会議室3	100	150	
会議室4	100	150	
調理室	200	300	
集会室	200	300	

- 第4条 施設を利用することができる者は、それぞれ当該各号に定めるものとする。
 - (1) 市内に居住する60歳以上の者
 - (2) 市内に居住し、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者及びその介護者並びに ボランティアの団体
- 2 市長は、前項に定める者のほか、適当と認めるものに、利用させることができる。
- 3 市長は、その他特に必要があると認める団体等について利用させることができる。

N + 7C + 2791161	• •		
備考			
設定年日日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年日日	会和3年4月1日

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市老人福祉センター等設置及び管理に関する条例 第12条
例 規 番 号	平成15年 条例第94号

【根拠条文】

(使用料の不還付)

- 第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 施設の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
 - (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき。
 - (3) 利用者が利用の3日までに利用の許可の取消し又は変更の申出があって市長がこれについて相当の理由があると認めたとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	7日
備考	

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和3年4月1日

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処:	分の概	要	使用の許可
例根	規 拠 条	名項	いなべ市藤原高齢者生活支援センターいこい条例 第6条第1項
例	規 番	号	平成21年 条例第21号

【根拠条文】

(使用の許可等)

- 第6条 施設を使用しようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の許可に施設の管理上必要な条件を付すことができる。

【基準】

1 使用の許可の基準は、条例第3条の規定及び次のとおりとする。

(対象者)

- 第3条 施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 市内に居住する60歳以上の者
 - (2) 市内に居住し、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者及びその介護者並びに ボランティアの団体
 - (3) その他市長が必要と認める団体等

利用の許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 許可を受けた目的以外に利用しないこと。
- (2) 利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと (あらかじめ許可を受けた場合を除く。)
- (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。
- (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物、ポスター等を配布し、もしくは提示しないこと (あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
- (6) 物品の販売をしないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
- (7) 所定の場所以外で飲食し、火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)
- (10) その他管理運営上支障があると市長が認める場合

条例第6条第2項に規定する「施設の管理上必要」とは、次のいずれかの事項に該当するる場合をいう。

- (1) 利用者が集会等を平穏に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれのある特別な事情がある場合。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の著しい迷惑になる行為を過去に反復継続して行うなど、いなべ市老人福祉センターの利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合。
- (3) 利用予定人数が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安

全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合。

- (4) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合。
- (5) 休館日に利用する場合又は開館時間以外の時間に利用する場合。ただし、開館時間の変更又は臨時の開館により利用させる場合を除く。
- 2 使用の許可をしない基準は、条例第10条の規定のとおりとする。 (使用の制限等)
- 第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を制限し、又は禁止することができる。
 - (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用するとき。
 - (2) 施設、設備等をき損し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (4) 前各号のほか、市長が指示する事項を遵守しないとき。

標準処理期間	7 日		
備考			
設定年月日	平成 21 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和3年4月1日

2

119

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市藤原高齢者生活支援センターいこい条例 第8条
例 規 番 号	平成21年 条例第21号

【根拠条文】

(使用料の減免)

第8条 市長は、規則で定めるところにより、前条の使用料を減免することができる。

【基準】

使用料の減免の基準は、いなべ市藤原高齢者生活支援センターいこい条例施行規則第3条の規定 及び以下の基準に基づき、納付を減額し、又はその免除をすることができる。

(使用料の減免)

- 第3条 条例第8条の規定による使用料の減免の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 使用者が条例第3条第1号又は第2号に該当する場合(ただし、浴室の場合は除く。)
 - (2) 公益上の特別な理由がある場合
 - (3) 市長が特に必要と認める場合

条例第3条第1号又は第2号

いなべ市藤原高齢者生活支援センターいこい条例

- 第3条 施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 市内に居住する 60 歳以上の者
 - (2) 市内に居住し、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者及びその介護者並びに ボランティアの団体

条例施行規則第3条第1項第2号に規定する「公益上の特別な理由がある場合」、同項第3号に規定する「市長が特に必要と認める場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 学術調査、研究、その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合
- (2) 電気、ガス事業その他の公益事業の用に供するためやむを得ないと認められる場合
- (3) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合
- (4) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合
- (5) その他本市の事務事業上、市長が必要と認める場合

標準処理期間	7 日			
備考				
設定年月日	平成 21 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和3年4月1日	

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分	の概要	使用料の還付承認
	規 名	いなべ市藤原高齢者生活支援センターいこい条例 第9条ただし書
例 規	見番 号	平成21年 条例第21号

【根拠条文】

(使用料の不還付)

第9条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めるときは、その全部 又は一部を還付することができる。

【基準】

使用料の還付承認の基準(市長が必要と認めるとき)は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 天災等若しくはこれに類する利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき。
- (3) 利用者が利用の3日前までに利用の許可の取消し又は変更の申出があって市長がこれについて相当の理由があると認めたとき。

標準処理期間	7 日		
備考			
設定年月日	平成 21 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和3年4月1日

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	行為の制限の許可
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市藤原高齢者生活支援センターいこい条例 第11条第1項
例 規 番 号	平成21年 条例第21号

【根拠条文】

(行為の制限)

- 第 11 条 施設において、次の各号に掲げる行為をしようとするものは、市長の許可を受けなければならない。
 - (1) 物品の販売その他これに類する行為をするとき。
 - (2) 興行を行うとき。
 - (3) 展示会、競技会、集会その他これらに類する催しを行うとき。
 - (4) 広告物等を掲示し、又は配布するとき。
- 2 前項の許可を受けようとするものは、行為の目的、期間、場所、内容その他規則で定める事項 を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の許可に施設の管理上必要な条件を付けることができる。

【基準】

- 1 行為の許可の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
 - (2) 利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと (あらかじめ許可を受けた場合を除く。)
 - (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。
 - (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (6) 物品の販売をしないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (7) 所定の場所以外で飲食し、火気を使用し、又は喫煙しないこと。
 - (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。
 - (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)
 - (10) その他管理運営上支障があると市長が認める場合

条例第11条第3項に規定する「施設の管理上必要」とは、次のいずれかの事項に該当する場合をいう。

- (1) 利用者が集会等を平穏に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれのある特別な事情がある場合。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の著しい迷惑になる行為を過去に反復継続して行うなど、 ふじわら高齢者生活支援センターの利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的 に予見される場合。
- (3) 利用予定人数が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合。
- (4) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合。

- (5) 休館日に利用する場合又は開館時間以外の時間に利用する場合。ただし、開館時間の変更又は臨時の開館により利用させる場合を除く。
- 2 行為の許可をしない基準は、条例12条及び同条例施行規則第4条の規定のとおりとする。 いなべ市藤原高齢者生活支援センターいこい条例

(行為の不許可)

- 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の行為を許可しないことができる。
 - (1) 施設の管理上支障があると認められるとき。
 - (2) 施設を使用させることが適当でないと認められるとき。
- いなべ市藤原高齢者生活支援センターいこい条例施行規則

(制限行為の許可)

- 第4条 条例第11条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 使用予定人員
 - (2) 附属機器の使用
 - (3) 持込器具、備品等
- 2 条例第 11 条第 2 項の規定により行為の許可を受けようとするものは、制限行為の許可申請書 (様式第 5 号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により申請書が提出されたときは、これを速やかに審査し、行為の可否を 決定し、制限行為の(不)許可書(様式第6号)を申請者に交付するものとする。

 標準処理期間
 7 日

 備考

設 定 年 月 日 平成 21 年 4 月 1 日 **最終変更年月日** 令和 3 年 4 月 1 日

2

123

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	利用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市熟人荘パークゴルフ場設置及び管理に関する条例第3条
例 規 番 号	平成20年 条例第28号

【根拠条文】

(利用の許可)

第3条 施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより許可を受けなければならない。

- 2 大会を開催する場合等施設を占用して利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときもまた同様とする。
- 3 市長は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付すことができる。

【基準】

- 1 利用の許可の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
 - (2) 利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと (あらかじめ許可を受けた場合を除く。)
 - (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。
 - (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (6) 物品の販売をしないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (7) 所定の場所以外で飲食し、火気を使用し、又は喫煙しないこと。
 - (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。
 - (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)
 - (10) その他管理運営上支障があると市長が認める場合

条例第3条第3項に規定する「施設の管理上必要」とは、次のいずれかの事項に該当する場合をいう。

- (1) 利用者が集会等を平穏に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれのある特別な事情がある場合。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の著しい迷惑になる行為を過去に反復継続して行うなどこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合。
- (3) 利用予定人数が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合。
- (4) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合。
- (5) 休館日に利用する場合又は開館時間以外の時間に利用する場合。ただし、開館時間の変更又は臨時の開館により利用させる場合を除く。

2 行為の許可をしない基準は、条例第4の規定のとおりとする。 (利用の制限)

- 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用を許可しないことができる。
 - (1) 施設の設置目的に反するとき。
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (3) 施設又はその附属設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (4) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為を行うと認められるとき。
 - (5) 行商、宣伝、勧誘その他これに類する行為を行うと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認めるとき。

標準処理期間	7 日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和3年4月1日

2

125

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	利用施設の設備設置等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市熟人荘パークゴルフ場設置及び管理に関する条例第5条
例 規 番 号	平成20年 条例第28号

【根拠条文】

(特別の設備の制限)

第5条 利用者は、施設を利用するに当たって特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	7 日					
--------	-----	--	--	--	--	--

設 定 年 月 日 平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和3年4月1日
----------------------------------	---------	----------

担当部署:福祉部 長寿福祉課

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市熟人荘パークゴルフ場設置及び管理に関する条例第9条
例 規 番 号	平成20年 条例第28号

【根拠条文】

(使用料の減免)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、<u>前条の使用料</u>を減額し、又は免除することができる。 利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

【基準】

使用料の減免の基準(必要があると認めたとき)は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合
- (2) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合

前条の使用料

(使用料)

第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

別表(第8条関係)

区分	単位	大人使用料	子供使用料
			(小学生以下)
1 ラウンド	1人1回	500 円	300 円
	回数券(11 回分)	5,000円	3,000円
1日フリー	1人1日	1,200円	500 円
	回数券(11 回分)	12,000円	5,000円

備考 1ラウンドとは、18ホールをルールに従いプレーすることをいう。

標準処理期間 14日 備考

設 定 年 月 日 平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和3年4月1日
----------------------------------	---------	----------

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額の支給
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則 第11条
例 規 番 号	平成28年 規則第41号

【根拠条文】

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第11条 総合事業においては、高額介護予防サービス費等相当額を支給するものとする。

【基準】

2 前項に掲げる高額介護予防サービス費等相当額の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関し必要な事項は、<u>介護保険法施行令</u>(平成10年政令第412号)<u>第29条の2の2及</u>び第29条の3の規定を準用する。

介護保険法施行令第29条の2の2及び第29条の3の規定

(高額介護予防サービス費)

- 第29条の2の2 法第61条第1項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の100(法第59条の2第1項の規定が適用される場合にあっては80分の100、同条第2項の規定が適用される場合にあっては70分の100、法第60条第1項の規定が適用される場合にあっては100分の100を第一市町村特例割合で除して得た割合、同条第2項の規定が適用される場合にあっては100分の100を第二市町村特例割合で除して得た割合、同条第3項の規定が適用される場合にあっては100分の100を第三市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額とする。
- 2 高額介護予防サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る利用者負担世帯合算額が44,400円を超える場合に、当該月に介護予防サービス等を受けた居宅要支援被保険者に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から44,400円を控除して得た額に要支援被保険者按分率(居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等に係る第22条の2の2第2項第3号及び第4号に掲げる額の合算額(以下「居宅要支援被保険者利用者負担合算額」という。)を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。
- 3 居宅要支援被保険者が特定給付対象介護予防サービス等を受けた場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額が44,400円を超えるときは、当該得た額から44,400円を控除して得た額を高額介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。
- 4 居宅要支援被保険者が被保護者である場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月において受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額が15,000円を超えるときは、当該得た額から15,000円を控除して得た額を高額介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。

- 5 第2項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの介護予防サービス等のあった月の属する年の前年(介護予防サービス等のあった月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。以下この項、次項及び第九項において同じ。)の所得について、第1号に掲げる額(当該介護予防サービス等のあった月の属する年の前年の12月31日において世帯主であって、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する19歳未満の者で同年の合計所得金額が38万円以下であるもの(第2号において「控除対象者」という。)を有する者にあっては、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額。次項において同じ。)が690万円以上であるときは、第2項中「44,400円」とあるのは、「140,100円」とする。
 - (1) 当該所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に 係る同法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して 計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第2項の規定による控除をした後の金額
 - (2) 当該介護予防サービス等があった月の属する年の前年の12月31日において16歳未満の控除 対象者の数を33万円に乗じて得た額及び同日において16歳以上の控除対象者の数を12万円に 乗じて得た額の合計額
- 6 第2項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する第1号被保険者のいずれかの 介護予防サービス等のあった月の属する年の前年の所得について、前項第1号に掲げる額が380万 円以上690万円未満であるときは、第2項中「44,400円」とあるのは、「93,000円」とする。
- 7 第2項の場合において、居宅要支援被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「44,400円」とあるのは、「24,600円」とする。
 - (1) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等のあった月の属する年度 (介護予防サービス等のあった月が4月から7月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の 規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町 村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者 を除く。)である者(第9項において「市町村民税世帯非課税者」という。)
 - (2) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等があった月において要保護者である者であって、第22条の2の2第2項及び第2項中「44,400円」とあるのを「24,600円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
- 8 第2項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等があった月において要保護者である者であって、第22条の2の2第2項及び第2項中「44,400円」とあるのを「15,000円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(前項第2号に掲げる者を除く。)であるときは、第2項中「44,400円」とあるのは、「15,000円」とする。
- 9 居宅要支援被保険者(被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。)が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、介護予防サービス等のあった月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が80万円以下である場合又は老齢福祉年金の受給権を有している場合であって、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた介護予防サービス等に係る居宅要支援被保険者利用者負担合算額から15,000円を控除して得た額が、第7項の規定により読み替えて適用する第2項の規定により当該居宅要支援被保険者に対して支給されるべき高額介護予防サービス費の額を超えるときは、当該居宅要支援被保険者に対して支給される高額介護予防サービス費の額は、第7項の規定により読み替えて適用する第2項の規定にかかわらず、当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額から15,000円を控除して得た額とする。

2

129

- 10 居宅要支援被保険者が法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者(以下この項において「指定介護予防サービス事業者等」という。)について特定公費負担給付が行われるべき介護予防サービス等を受けた場合又は被保護者である居宅要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者等について介護予防サービス等を受けた場合において、当該介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額の支払が行われなかったときは、市町村は、当該介護予防サービス等に要した費用のうち第3項又は第4項の規定による高額介護予防サービス費として居宅要支援被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定介護予防サービス事業者等に支払うものとする。
- 11 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者に対し、第3項又は第4項の規定による高額介護予防サービス費の支給があったものとみなす。
- 12 居宅要支援被保険者が同一の月において要介護被保険者としての期間を有する場合は、当該居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等については、第2項から前項までの規定は、適用しない。
- 13 高額介護予防サービス費の支給に関する手続について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(高額医療合算介護予防サービス費)

設定年月日

- 第29条の3 法第61条の2第1項に規定する政令で定める額は、第22条の3第1項各号に掲げる額とする。
- 2 高額医療合算介護予防サービス費の支給については、第22条の3(第1項及び第8項を除く。)の 規定を準用する。この場合において、同条第2項中「第1号に掲げる」とあるのは、「第2号に掲げ る」と、同条第3項中「同項第1号に掲げる」とあるのは、「同項第2号に掲げる」と読み替えるも のとする。
- 3 居宅要支援被保険者が計算期間における同一の月において要介護被保険者としての期間を有する場合における前項において読み替えて準用する第22条の3(第1項及び第8項を除く。)の規定の適用については、前条第12項の規定を準用する。

最終変更年月日

平成 28 年 4 月 1 日

3 130

令和7年4月1日

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	保険料の徴収猶予
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市介護保険条例 第9条
例 規 番 号	平成16年 条例第3号

【根拠条文】

(保険料の徴収猶予)

- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。
 - (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
 - (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
 - (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
 - (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明 すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
 - (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
 - (3) 徴収猶予を必要とする理由

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日

標準処理期間	30日
備考	

最終変更年月日

令和5年4月1日

平成 19 年 4 月 1 日

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	保険料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市介護保険条例 第10条
例 規 番 号	平成16年 条例第3号

【根拠条文】

(保険料の減免)

- 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減額し、又は免除する。
 - (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
 - (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
 - (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
 - (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
 - (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
 - (3) 減免を必要とする理由
- 3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処	<u>.</u> 理期間	30日	
備考			

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和5年4月1日
-------	-----------------	---------	----------

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	障害者控除対象者の認定
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市高齢者に係る所得税及び地方税上の障害者控除対象者認定事務取扱規則 第3条
例 規 番 号	平成28年 規則第15号

【根拠条文】

(交付申請)

第3条 障害者控除対象者の認定を受けようとする者は、障害者控除対象者認定書交付(再交付)申請書(様式第1号)に所定の事項を記入し、市長に申請しなければならない。

【基準】

(認定)

- 第4条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、対象者が次に掲げる認定基準を満たしている ことについて、要介護認定に係る情報等により確認しなければならない。
 - (1) 次に該当する者は、障害者に準ずる者とする。
 - ア 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準(平成3年11月18日老健第102—2号厚 生省大臣官房老人保健福祉部長通知)に基づく対象者の寝たきりの程度がランクAである者
 - イ 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準(平成18年4月3日老発第0403001号厚生労働省老 健局長通知)に基づく対象者の認知症の程度がⅢa又はⅢbである者
 - (2) 次に該当する者は、特別障害者に準ずる者とする。
 - ア 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準に基づく対象者の寝たきりの程度が、 ランクB若しくはC又は6か月以上臥床の状態にある者
 - イ 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準に基づく対象者の認知症の程度がIV又はMである者

標準処理期間	7日
備考	

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	障害者控除対象者の認定書の交付
	いなべ市高齢者に係る所得税及び地方税上の障害者控除対象者認定事務取扱規則 第4条第2項
例 規 番 号	平成27年 規則第42号

【根拠条文】

第4条

2 市長は、対象者が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、速やかに障害者控除対象者 認定書(様式第2号)を交付するものとする。

【基準】

(対象者)

第2条 対象者は、身体障害者手帳等の交付を受けていない満65歳以上の者で、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定(要支援認定を含む。)を受けた被保険者とする。

(認定)

- 第4条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、対象者が次に掲げる認定基準を満たしている ことについて、要介護認定に係る情報等により確認しなければならない。
 - (1) 次に該当する者は、障害者に準ずる者とする。
 - ア 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準(平成3年11月18日老健第102—2号厚 生省大臣官房老人保健福祉部長通知)に基づく対象者の寝たきりの程度がランクAである者
 - イ 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準(平成18年4月3日老発第0403001号厚生労働省老 健局長通知)に基づく対象者の認知症の程度がⅢa又はⅢbである者
 - (2) 次に該当する者は、特別障害者に準ずる者とする。
 - ア 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準に基づく対象者の寝たきりの程度が、 ランクB若しくはC又は6か月以上臥が床の状態にある者
 - イ 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準に基づく対象者の認知症の程度がIV又はMである者

標準処理期間	7日
備考	

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

担当部署: 健康こども部 こども政策課

処分の概要	家庭生活支援員の派遣の決定
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施規則 第8条第2項
例 規 番 号	平成28年規則第25号

【根拠条文】

(家庭生活支援員の派遣手続等)

- 第8条 ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣対象の認定を受けた者は、家庭生活支援員の派遣を必要とするときは、ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣申込書(様式第6号。以下「派遣申込書」という。)を市長に提出するものとする。
- 第8条第2項 市長は、<u>前項の</u>派遣申込書の提出を受けた場合は、速やかに家庭生活支援員の派遣の 要否を審査し、必要と認めた場合は、ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣決定通知書(様式第7号) により申込者に通知するとともに、家庭生活支援員に家庭生活支援員日常生活支援依頼書(様式 第8号)を交付し、支援の依頼を行うものとする。

【基 準】

(対象者)

- 第6条 対象者は、次に掲げるひとり親家庭等とする。
 - (1) いなべ市に在住するひとり親家庭等であって、技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由又は疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事への参加その他社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助又は保育サービスが必要な家庭、及び生活環境が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている家庭
 - (2) いなべ市に在住する未就学児を養育しているひとり親家庭等であって、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる等の場合(所定内労働時間の就業を除く。)に定期的な生活援助又は保育サービスが必要な家庭

標準処理期間 30日

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日
-------	-----------------	---------	----------

担当部署: 健康こども部 こども政策課

処分の概要	子育て支援又は生活支援の支給
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施規則 第12条第2項
例 規 番 号	平成28年規則第25号

【根拠条文】

第12条第2項 市長は、<u>前項の規定</u>による報告書及び手当請求書を受領したときは、その内容を審査し、家庭生活支援員に対し、支援の内容に応じて別表第2に定める手当を支給するものとする。

前項の規定

(報告)

- 第12条 家庭生活支援員は、子育て支援又は生活支援を行ったときは、支援終了後に支援対象世帯 ごとの家庭生活支援員日常生活支援実施報告書(様式第12号。以下「報告書」という。)及び家庭 生活支援員日常生活支援手当請求書(様式第13号。以下「手当請求書」という。)を事業実施者に 提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による報告書及び手当請求書を受領したときは、その内容を審査し、家庭 生活支援員に対し、支援の内容に応じて別表第2に定める手当を支給するものとする。

【基 準】

別表第2 (第12条関係)

内容	派遣時間帯	児童数	単価	備考
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(1時間当たり)	P113 3
子育て支援	9 時~18 時	児童1人	1,000 円	
		児童2人	1,000 円×1.5	
		児童3人	1,000 円×2	
		児童4人	1,000 円×2.5	
		児童5人	1,000 円×3	
	18 時~翌日 9 時	児童1人	1,500円	
		児童2人	1,500 円×1.5	
		児童3人	1,500 円×2	
		児童 4 人	1,500 円×2.5	
		児童 5 人	1,500 円×3	
	宿泊分		6,000 円×児童数	22 時~翌日 5 時の時間につ
				いて適用
生活援助	9 時~18 時		1,000円	
	18 時~翌日 9 時		1,500円	
子育て支援	移動時間		1,500円	30 分未満は 0 単位
生活援助	(複数世帯支援時			30 分以上 1 時間未満は 0.5
	の移動時間)			単位
				1時間以上は1単位

│ 標準処理期間 │ 30日以内				
備考				
設定年月	日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日

担当部署: 健康こども部 母子保健課

処分の概要	未熟児養育医療の給付の申請及び決定	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市母子保健法施行細則 第4条	
例 規 番 号	令和2年 規則第40号	

【根拠条文】

(養育医療の給付の申請及び決定)

- 第4条 省令第9条第1項の規定による養育医療の給付の申請は、養育医療給付(新規・継続)申請書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 養育医療意見書(新規・継続)(様式第3号。以下「意見書」という。)
 - (2) 世帯調書(様式第4号)
- 2 市長は、前項の規定による提出があった場合において、養育医療の給付を行うことを決定したときは、養育医療給付(継続)決定通知書(様式第5号)に養育医療券(様式第6号の1又は薬局にかかるものについては、様式第6号の2)を添えて当該申請者に通知するものとし、養育医療の給付を行わないことを決定したときは、養育医療給付(継続)不承認通知書(様式第7号)により当該申請者及び指定養育医療機関(法第20条第4項の指定養育医療機関をいう。以下同じ。)に通知するものとする。

【基準】

(養育医療の給付に係る基準)

- 第3条 法第20条第1項に規定による養育医療の給付は、本市に居住する法第6条第6項に規定する未熟児であって、次の各号に掲げるいずれかの症状等を有しているため、医師が入院養育を必要と認めたものに対して行うものとする。
 - (1) 出生時の体重が 2,000 グラム以下のもの
 - (2) 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの
 - ア 一般状態
 - (ア) 運動不安又は痙攣があるもの
 - (イ) 運動が異常に少ないもの
 - イ 体温が摂氏 34 度以下のもの
 - ウ 呼吸器系及び循環器系
 - (ア) 強度のチアノーゼが持続するもの又はチアノーゼの発作を繰り返すもの
 - (イ) 呼吸数が毎分50以上で増加の傾向にあるもの又は毎分30以下のもの
 - (ウ) 出血傾向の強いもの
 - 工 消化器系
 - (ア) 生後24時間以上排便のないもの
 - (イ) 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの
 - (ウ) 血性吐物又は血性便があるもの
 - 才 黄疸

生後数時間以内に黄疸が現れるもの又は異常に強い黄疸のあるもの

標準処理期間 17日

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	保育料の減免	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市立保育所条例 第8条	
例 規 番 号	平成15年 条例第90号	

【根拠条文】

(保育料及び時間外保育料の徴収)

- 第7条 市長は、保育所に入所している児童の保護者から、保育料(以下「利用者負担額」という。)として、支援法第27条第3項第2号に規定する教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額として別に定める額(当該保護者が市外に居住する場合にあっては、居住地の市町村が定める額)を徴収する。
- 2 市長は、保育所に入所している第3条第1項第2号及び第3号に規定する児童であって支援法 第59条第2号に規定する時間外保育を受けたものの保護者から、時間外保育料として、規則で 定める額を徴収する。
- 3 市長は、保育所に入所している第3条第1項第1号に規定する児童であって、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の35第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業(以下「預かり保育事業」という。)を利用する保護者から預かり保育料として、規則で定める額を徴収する。

(保育料及び時間外保育料の減免)

第8条 前条に規定する利用者負担額、時間外保育料及び預かり保育料は、市長が特に必要と認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。

【基準】

1 保育料の減免の基準は、いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に 関する規則の別表1及び別表2の規定のとおりとする。

別表第1(第2条関係)

利用者負担額基準表

利用有其但領盔中农				
納入義務者の属する世帯の階層区分			利用者負担	額(月額)
階層区分		要件	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世	世帯等	0 円	0 円
第 2 階層	第1階層	市町村民税非課税世帯	0 円	0 円
第3階層	を除き、	所得割 48,600 円未満	7,000円	6,800円
第4の1階層	市町村民	所得割 48,600 円以上	10,000円	9,800円
	税課税額	64,000 円未満		
第4の2階層	が次の区	所得割 64,000 円以上	13,000円	12,700円
	分に該当	79,000 円未満		
第4の3階層	する世帯	所得割 79,000 円以上	16,500円	16, 200 円
		97,000 円未満		
第5の1階層		所得割 97,000 円以上	22,000円	21,600円
		124,000 円未満		
第5の2階層		所得割 124,000 円以上	24,500円	24,000 円
		144,000 円未満		
第5の3階層		所得割 144,000 円以上	26,500 円	26,000 円
		169,000 円未満		
第6の1階層		所得割 169,000 円以上	31,000円	30,400 円

	212,000 円未満		
第6の2階層	所得割 212,000 円以上	33,500 円	32,900 円
	255,000 円未満		
第6の3階層	所得割 255,000 円以上	37,000 円	36,300 円
	301,000 円未満		
第7階層	所得割 301,000 円以上	44,000 円	43, 200 円
	397,000 円未満		
第8階層	所得割 397,000 円以上	48,000 円	47, 100 円

備考

- 1 この表における「保育標準時間」とは、法第20条第3項の規定により認定が行われた保育必要量が、1日当たり11時間までに限るものをいう。この表における「保育短時間」とは、保育必要量が、1日当たり8時間までに限るものをいう。
- 2 この表における「生活保護世帯等」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯をいう。
- 3 この表における「市町村民税課税額」とは、市町村民税の所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割をいい、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)を計算するときには、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用せず、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。
- 4 世帯構成員の2人以上に所得がある場合は、父母及びそれ以外の扶養義務者(生計を維持する上で中心となる者の場合に限る。)の市町村民税の所得割課税額を合算する。
- 5 児童の属する世帯が次に掲げる世帯であって、第3階層、第4の1階層又は第4の2階層中所得割の額が77,101円未満の場合は、利用者負担額の半額とし、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)第28条の2第1号又は第2号に該当する者が入所児童より年長者で1人以上いる場合は、0円とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に 児童を扶養している者(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第2項 第6号に掲げる特定教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。)
 - (2) 次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を 受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号)に定める療育手帳の交付 を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に定める 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)第30条に定める障害基礎年金の受給者
 - オ その他市長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- 6 第3階層又は第4の1階層の所得割額が57,700円未満の場合であって教育・保育給付認定保護者と生計を一にする府令第28条の2第1号及び第2号に該当する者が入所児童より年長者で1人いる場合は、利用者負担額の半額とし、2人以上いる場合は、0円とする。
- 7 第4の1階層中の所得割額が57,700円以上の場合(備考5に掲げる世帯にあっては、第4の 2階層(所得割の額が77,101円以上))から第8階層までの教育・保育給付認定保護者であって、当該世帯に次に掲げる小学校就学前子どもが複数人いる場合は、当該小学校就学前子どものうち2人目を利用者負担額の半額とし、3人目以降を無料とする。
 - (1) 次に掲げる施設に在籍する小学校就学前子ども

- ア 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。)
- イ 幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園をいい、認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第10項の規定による公示がされたものを除く。)
- ウ 特別支援学校(学校教育法第1条に規定する特別支援学校をいい、同法第76条第2項に 規定する幼稚部に限る。)
- エ 保育所(児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいい、認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第10項の規定による公示がされたものを除く。)
- (2) 地域型保育又は法第30条第1項第4条に規定する特例保育を受ける小学校就学前子ども
- (3) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている施設のうち、児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)であって同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものを利用する小学校就学前子ども
- (4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第4項に規定する居 宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども
- (5) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設に通う小学校就学前子ども

別表第2(第4条関係)

利用者負担額減免基準表

	該当事由	適用要件	減免する額	添付書類	期間
1	教育・保育認	教育・保育認定保	全額	医師の診断書	申請日の属
		護者等の属する世		雇用保険被保険者証	する月の翌
	養義務者の属す	帯が、生活保護法		受給資格者証	月から必要
	る世帯の生計を	(昭和25年法律		給与証明書	な期間
	主として維持す	第 114 号)に基づ		その他証明の確認の	
	る者(以下「教	く被保護世帯と同		ために市長が求める	
	育•保育認定保	等と認められる場		書類	
	護者等」) の死	合			
	亡又は障害等に				
	より最低生活に				
	支障をきたすと				
	き。				
2	教育・保育認	教育・保育認定保	利用者負担額に2分	医師の診断書	申請日の属
	定保護者等が、	護者等の属する世	の1を乗じて得た額	雇用保険被保険者証	する月の翌
			(10 円未満は切捨	受給資格者証	月から必要
		の規定による保護	て)	給与証明書	な期間
	によらない事情	の要否判定に用い		その他証明の確認の	
		られる実収月額が		ために市長が求める	
	り収入が著しく	生活保護法による		書類	
	- · ·	保護の基準(昭和			
		38 年厚生労働省			
		告示第 158 号)に			
		規定する基準生活			
		費の 100 分の 130			
		相当額以下に減少			
		し、利用者負担額			
		の納付が著しく困			
		難であると認めら			
		れる場合			
3	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		住宅が全焼又は全壊		申請日の属
		壊、半焼、半壊し			する月の翌
	れらに類する災		住宅が半焼、半壊の		月から6か
	害(以下「災害		場合 利用者負担額	書類	月間を限度
	等」という。)		に2分の1を乗じて		とし、必要
	により、子ども		得た額(10円未満は		な期間

3

いなべ市 条例適用申請に対する処分個票

			•		11-11 0 1-11
	の属する世帯が		切捨て)		
	居住する住宅が				
	著しい損害を受				
	けたとき。				
4	小学校就学前	小学校就学前子ど	利用者負担額に2分	医師の診断書	事実のあっ
	子どもが、疾	もが、疾病、傷	の1を乗じて得た額	罹災証明書	た日の属す
				確認のために市長が	る月
	等により、一定	当該月の保育日数	て)	求める書類	
	期間欠席したと	(土曜日を含			
	き。	む。) の3分の2			
		以上欠席した場合			
5	小学校就学前	小学校就学前子ど	保育日数(土曜日を	医師の診断書	事実のあっ
	子どもが、感染	もが、感染症等に	含む。)の全日の場	確認のために市長が	た日の属す
	症等により、出	より、当該月(土	合 全額	求める書類	る月
	席停止の指示を	曜日を含む。)の	保育日数(土曜日を		
	されたとき。	保育日数を全て又	含む。) の 2 分の 1		
		は2分の1以上出	以上の場合 利用者		
		席停止の指示をさ	負担額に2分の1を		
		れた場合	乗じて得た額(10円		
			未満は切捨て)		
6	市長が特に必			確認のために市長が	必要と認め
	要と認めたと			求める書類	る期間
	き。				
		1	1	·	

別表第3(第5条関係) 時間外保育料基準額表

区分	時間外保育料こども1人につき	
30 分当たり		100 円

別表第4(第6条関係) 預かり保育料基準額表

区分	預かり保育料 子ども1人につき
30 分当たり	100 円

標準処理期間 30日以内

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和7年4月1日

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	目的外使用の許可	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市立保育所条例施行規則 第7条	
例 規 番 号	平成15年 規則第53号	

【根拠条文】

(目的外使用の制限)

第7条 保育所の建物及び附属施設を保育時間外において使用しようとする者は、事前に市長の許可を得なければならない。ただし、市長において公安又は風俗を害するおそれ等があると認められるときはその使用を許可しない。

【基準】

- 1 目的外使用の許可の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 許可を受けた目的以外に利用しないこと。
 - (2) 利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと (あらかじめ許可を受けた場合を除く。)
 - (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。
 - (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物、ポスター等を配布し、もしくは提示しないこと (あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (6) 物品の販売をしないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (7) 所定の場所以外で飲食し、火気を使用し、又は喫煙しないこと。
 - (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。
 - (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)
 - (10) その他管理運営上支障があると市長が認める場合
- 2 使用の許可をしない基準は、次のとおりとする。
 - (1) 同施行規則第8条ただし書の規定に該当するおそれがあるとき。
 - (2) 保育所及び設備器具等の損傷するおそれがあるとき。
 - (3) 保育所の保全又は管理上支障をきたすおそれがあるとき。
 - (4) 行商、宣伝、勧誘その他これに類する行為あるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

標準処理	里期間	30日以内	
備考			

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日
-------	-----------------	---------	----------

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	利用の承諾
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市一時預かり事業(余裕活用型)実施細則 第11条
例 規 番 号	平成30年 規則第12号

【根拠条文】

(利用の決定及び通知)

第11条 市長は、前項の利用申込書等の提出を受けたときは、速やかにその適否について審査し、 適当と認めたときはいなべ市一時預かり事業(余裕活用型)利用承諾通知書(様式第2号)を、 不適当と認めたときはいなべ市一時預かり事業(余裕活用型)利用不承諾通知書(様式第3号) により申請者に通知するものとする。

【基準】

利用の承諾の基準は、次のとおりとする。

(対象児童)

第4条 事業の対象となる幼児(以下「対象児童」という。)は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する教育・保育施設及び同条第5項に規定する地域型保育事業を利用していないいなべ市に在住する幼児(幼児の保護者が里帰り出産のため、当該幼児を連れて一時的に帰省する場合を含む。)とする。

児童福祉法

- 第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働 又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とす る場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所(認定こども園法第三条第 一項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。)において保育 しなければならない。
- ② 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園 (子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等 (家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同 じ。)により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。
- ③ 市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。)又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園(保育所であるものを含む。)又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。
- ④ 市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第五号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行う必要があると認められる児童について、その保護者に対し、保育所若しくは幼保連携型認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けること(以下「保育の利用」という。)の申込みを勧奨し、及び保育を受けることができるよう支援しなければならない。
- ⑤ 市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勧奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費(同法

第二十八条第一項第二号に係るものを除く。次項において同じ。)又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費(同法第三十条第一項第二号に係るものを除く。次項において同じ。)の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。

- ⑥ 市町村は、前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第四十二条第一項又は第五十四条第一項の規定によるあつせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。
 - (1) 当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。
 - (2) 当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。
- ⑦ 市町村は、第三項の規定による調整及び要請並びに第四項の規定による勧奨及び支援を適切に 実施するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな保育が積極的に提供され、児童が、その置か れている環境等に応じて、必要な保育を受けることができるよう、保育を行う事業その他児童の 福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応 じた体制の整備を行うものとする。

(実施保育所及び対象年齢)

第6条 事業を実施する保育所及び受入れ対象年齢は、別表第1に定めるとおりとする。

別表第1(第6条関係)

可衣弟1(弟0余舆馀)	
実施施設	受入れ対象年齢
いなべ市立治田こども園	満1歳以上就学前の児童
いなべ市立員弁東こども園	満1歳以上就学前の児童
いなべ市立笠間こども園	満1歳以上就学前の児童
いなべ市立ふじわらこども園	満1歳以上就学前の児童
社会福祉法人 いなべ市社会福祉協議会	生後 6 か月以上就学前の児童
員弁西こども園	
社会福祉法人 いなべ市社会福祉協議会	満1歳以上就学前の児童
山郷こども園	
社会福祉法人 いなべ市社会福祉協議会	満1歳以上就学前の児童
ほくせいこども園	
社会福祉法人 いなべ市社会福祉協議会	満1歳以上就学前の児童
丹生川こども園	
社会福祉法人 いなべ市社会福祉協議会	生後6か月以上就学前の児童
石榑こども園	
社会福祉法人 いなべ市社会福祉協議会	満2歳以上就学前の児童
三里こども園	
社会福祉法人 竜岳福祉会	満3歳以上就学前の児童
幼保連携型認定こども園 大安中央こども	
園	
社会福祉法人 竜岳福祉会 ゆめのみ保育	生後6か月以上満2歳の児童

2

園	
社会福祉法人 いなべ福祉会	生後6か月以上満2歳の児童
いなべひまわり保育園	

備考

- 1 生後6か月とは、事業利用日における月齢をいう。
- 2 満1歳とは、事業利用日における年齢をいう。
- 3 満2歳及び満3歳とは、事業利用日の属する年度の4月1日におけるそれぞれの年齢をいう。

標準処理期間	30日以内		
備考			
	-		
設定年月日	平成 30 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和7年4月1日

3

担当部署: 健康こども部 家庭児童相談室

処:	分の概	要	徴収金の減免	
例根	規 拠 条			第5条第1
例	規番	号	平成15年 規則第58号	

【根拠条文】

(徴収金の減免)

第5条 福祉事務所長は、納入義務者が災害その他やむを得ない事由により徴収金を納入することが困難であると認めるときは、徴収金の額を減額し、又は徴収金の納入を免除することができる。

【基準】

いなべ市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の別表のとおりとする。

別表(第2条、第4条関係)

徴収額表

徵収額	表			
助産の	実施の開始日に	おける妊産婦の属する世	助産施設	母子生活支援施設
帯及び	各月初日におけ	る母子生活支援施設入所		
世帯の	階層区分			
階層区	定義		徴収額(助産の実施	徴収額 (月額)
分			期間中の額)	
A			0 円	0 円
		世帯(単給世帯を含む。)		
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	羽人等の円滑な帰国の促		
	進並びに永住り	帚国した中国残留邦人及		
		の支援に関する法律によ		
	る支援給付受給			
В		4該年度分の市民税非課	2, 200 円	1,100円
	税世帯			
C1	A 階層及び D	均等割の額のみ(所得割	4,500 円	2,200 円
		の額のない世帯)		
C2		所得割の額がある世帯	6,600 円	3,300 円
	民税の課税世			
	帯であって、			
	その市民税の			
	額の区分が右			
	の区分に該当			
	する世帯			
D1		·	9,000円	4,500円
D2	階層を除き前	15,001 円から	13,500 円	6,700 円
	年分の所得税	40,000円まで		
D3	課税世帯であ		18,700円	9, 300 円
	って、その所	70,000円まで		
D4		70,001円から	29,000円	14,500円
	分が右の区分	183,000 円まで		
D5	に該当する世	183,001 円から	その月のその措置児	20,600 円
	帯	403,000 円まで	童等に係る措置費等	

		いなべ市条	:例適用甲請に対する処分
		の支弁額(全額徴	
		収。ただし、その額	
		が 41,200 円を超える	
		ときは41,200円とす	
		る。)	
D6	403,001 円から	その月のその措置児	その月のその入所世
	703,000 円まで	童等に係る措置費等	帯に係る措置費等の
		の支弁額(全額徴	支弁額(全額徴収。
		収。ただし、その額	ただし、その額が
		が 54,200 円を超える	27,100 円を超えると
		ときは 54,200 円とす	きは27,100円とす
		る。)	る。)
D7	703,001 円から	その月のその措置児	その月のその入所世
	1,078,000 円まで	童等に係る措置費等	帯に係る措置費等の
	, , , , , , , , , , , , ,	の支弁額(全額徴	支弁額(全額徴収。
		収。ただし、その額	ただし、その額が
		が 68,700 円を超える	34,300円を超えると
		ときは 68,700 円とす	きは34,300円とす
		る。)	る。)
D8	1,078,001 円から	その月のその措置児	その月のその入所世
	1,632,000 円まで	童等に係る措置費等	帯に係る措置費等の
	1, 002, 000 150	の支弁額(全額徴	支弁額(全額徴収。
		収。ただし、その額	ただし、その額が
		が 85,000 円を超える	42,500 円を超えると
		ときは85,000円とす	きは 42,500 円とす
		る。)	る。)
D9	1,632,001 円から	その月のその措置児	その月のその入所世
	2,303,000 円まで	童等に係る措置費等	帯に係る措置費等の
	2, 303, 000 1 \$ \$		
		の支弁額(全額徴	支弁額(全額徴収。
		収。ただし、その額	ただし、その額が
		が 102,900 円を超え	51,400 円を超えると
		るときは 102, 900 円	きは 51,400 円とす
		とする。)	る。)
D10	2, 303, 001 円から	その月のその措置児	その月のその入所世
	3,117,000円まで	童等に係る措置費等	帯に係る措置費等の
	5,111,000 12 (支弁額(全額徴収。
		の支弁額(全額徴	
		収。ただし、その額	ただし、その額が
		が 122, 500 円を超え	61,200 円を超えると
		るときは 122, 500 円	きは61,200円とす
		とする。)	る。)
D11	3,117,001 円から	その月のその措置児	その月のその入所世
	4,173,000円まで	童等に係る措置費等	帯に係る措置費等の
	1,113,000 12 (
		の支弁額(全額徴	支弁額(全額徴収。
		収。ただし、その額	ただし、その額が
		が 143,800 円を超え	71,900 円を超えると
		るときは 143,800 円	きは 71,900 円とす
		とする。)	る。)
D12	4, 173, 001 円から	その月のその措置児	その月のその入所世
012			** * *
	5,334,000 円まで	童等に係る措置費等	帯に係る措置費等の
		の支弁額(全額徴	支弁額(全額徴収。
		収。ただし、その額	ただし、その額が
		が 166,600 円を超え	83,300 円を超えると
		るときは 166,600 円	きは83,300円とす
		とする。)	る。)
D12	E 224 001 III 4 6		
D13	5,334,001 円から	その月のその措置児	その月のその入所世
	6,674,000 円まで	童等に係る措置費等	帯に係る措置費等の
		の支弁額(全額徴	支弁額(全額徴収。

		収。ただし、その額 が 191, 200 円を超え	ただし、その額が 95,600 円を超えると
		るときは 191, 200 円 とする。)	きは 95, 600 円とす る。)
D14	6, 674, 001 円から	全額徴収	全額徴収

備考

- 1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C1階層及びC2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。なお、同法第323条に規定する市民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 2 この表のD1階層からD14階層までの区分における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に 規定する寄附金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に 限る。)、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項及び第41条の19の5第1項
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条
- 3 妊産婦又は児童の属する世帯の階層が B 階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収額は、0円とする。
 - (1) 扶養義務者のいない世帯
 - (2) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条に規定する配偶者のない女子で現 に児童を扶養しているものの世帯
 - (3) 次に掲げる児童(者)を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を 受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱 (昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号) に定める療育手帳の交付 を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困 窮していると福祉事務所長が認めた世帯
- 4 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。ただし、平成18年10月1日以降において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童が児童福祉法第6条の2第1項の障害児通所支援を利用している場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、「障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知。以下「1218002号通知」という。)」の別表4-1障害児施設徴収金基準額表(扶養義務者用)に定める知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第24条の2に定める障害児施設に入所している児童等に係る徴収金基準額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則

		いなべ市 条例適用申請に対	ままる加八伊亜
	し、その額が 用及び居住は 者負担を含む は当該支払っ 者負担額との	けるべる 宋例週用申請に 別に定める日前の児童福祉法に基づく 1218002 号通知の徴収金基準額 ぶその月の利用者負担額(児童福祉法第 24 条の 7 に規定する食事の提 に要した費用並びに児童福祉法第 24 条の 20 に規定する障害児施設医 別利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額 った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害 の差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者 質を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は 0 円とする。	とする。)と 供に要した費 療に係る利用 を下回る場合 見施設の利用
	ては、その出 は50%をそれ	面に係る妊産婦に出産一時金があるときは、当該妊産婦に係るこの表では産一時金の額に B 階層にあっては 20%、C 階層にあっては 30%、D F れぞれ乗じて得た額をこの表の徴収額に加えるものとする。なお、こ、所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。	階層にあって
標	準処理期間	30日以内	

備考

設 定 年 月 日 平成 19 年 4 月 1 日 **最終変更年月日** 平成 29 年 4 月 1 日

4

担当部署: 農林商工部 農林整備課

処分の概要	占用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市立田公園の設置及び管理に関する条例 第5条
例 規 番 号	平成16年 条例第5号

【根拠条文】

(占用の許可)

第5条 公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて、公園を占用しようとする者は、市長に許可申請書を提出し、占用の許可を受けなければならない。

【基準】

- 1 占有の許可の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
 - (2) 占有の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと (あらかじめ許可を受けた場合を除く。)
 - (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。
 - (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (6) 物品の販売をしないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (7) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。
 - (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。
 - (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)
 - (10) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合
- 2 占有の許可をしない基準は、次のとおりとする。
 - (1) 公園を損傷し、又は土地の形質を変更し、若しくは汚損するおそれがあるとき。
 - (2) 公園施設に損傷を及ぼすおそれがあるとき。
 - (3) 樹木を伐採し、若しくは傷つけるおそれがあるとき。
 - (4) 指定された場所以外の占有するおそれがあるとき。
 - (5) 公衆の公園の利用を妨げるなど他人の迷惑となる占有をするおそれがあるとき。
 - (6) その他公園管理上支障があると認められるとき。

標準処理期間	1 7日	間				
備考						

担当部署: 農林商工部 農林整備課

処分の概要	賦課の減免等
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市三重県営土地改良事業分担金徴収条例 第5条
例 規 番 号	平成15年 条例第112号

【根拠条文】

(徴収猶予)

第5条 市長は、災害その他のやむを得ない理由により分担金の徴収が著しく困難又は不適当と認めるときは、分担金の徴収を猶予し、又はその額の一部若しくは全部を減免することができる。

【基準】

使用料の減免基準は、いなべ市三重県営土地改良事業分担金徴収条例第5条の規定及び以下の基準に基づき、納付を猶予し、又はその減免をすることができる。

- 1 分担金の徴収猶予の基準(災害その他のやむを得ない理由により分担金の徴収が著しく困難又は不適当と認めるとき)は、次のとおりとする。
 - (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
 - (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。
 - (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
 - (4) 前3号に掲げる理由に類する理由があったとき。
- 2 分担金の減免の基準(災害その他のやむを得ない理由により分担金の徴収が著しく困難又は不適当と認めるとき)は、次のとおりとする。
 - (1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる場合
 - (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となったもの又はこれに準ずると認められる場合

標準処理期間	7日間
--------	-----

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日
-------	-----------------	---------	----------

担当部署: 農林商工部 農林整備課

処分の概要 農道使用の許可(変更許可を含む。)	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市農道管理条例 第8条
例 規 番 号	平成15年 条例第117号

【根拠条文】

(農道の使用の許可)

第8条 農道に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して農道を使用しようとする場合には、管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 工事用施設又は工事用材料置場
- (2) 電柱及び電線
- (3) 用排水路
- (4) 前3号に掲げるものを除くほか、農道の構造又は通行に支障を及ぼすおそれのある工作物、 物件又は施設
- 2 管理者は、別に定める許可基準に適合すると認めるときは、使用を許可するものとする。この 場合において、使用の許可期間は、1箇年を限度とし、会計年度ごとに更新するものとする。
- 3 第1項の規定による許可を受けた者(以下「農道使用者」という。)は、申請書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

【基準】

条例第8条第2項に規定する「別に定める許可基準に適合すると認めるとき」とは、次のとおりとする。

- (1) 農作業のための通行に支障が生じるおそれがないとき。
- (2) 農道に損傷を及ぼすおそれがないとき。
- (3) 農道の通行に危険が生じるおそれがないとき。
- (4) 周辺の自然環境に支障が生じるおそれがないとき。
- (5) その他農道管理上支障があると認められないとき。

標準処	1理期間	7日間	
備考			

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日
-------	-----------------	---------	----------

担当部署: 農林商工部 農林整備課

処分の概要	行為の許可
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市林地荒廃防止施設維持管理条例 第4条ただし書
例 規 番 号	平成15年 条例第118号

【根拠条文】

(禁止行為)

- 第4条 施設の設置箇所については、人為的にその形状及び植生を変えてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長の許可を得て変更することができる。
 - (1) 公共施設が設置される場合であって保全上支障がないと認められるとき。
 - (2) 施設の効用を損なうことなく森林経営を行うとき。
 - (3) 隣接地の災害発生に伴い一体として行われる災害防止行為等を行うとき。
 - (4) 森林の病害虫の発生により伐採するとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間		5日			
備考					

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日

担当部署: 農林商工部 農林整備課

処分の概要	込分の概要 林道使用の許可(変更許可を含む。)	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市林道管理条例 第8条	
例 規 番 号	平成15年 条例第119号	

【根拠条文】

(林道の使用の許可)

第8条 林道に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して林道を使用しようとする場合は、管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 林産物又は土石の集積場
- (2) 工事用施設又は工事用材料置場
- (3) 電柱及び電線
- (4) 用排水路
- (5) 前各号に掲げるものを除くほか、林道の構造又は通行に支障を及ぼすおそれのある工作物、 物件又は施設
- 2 管理者は、別に定める許可基準に適合すると認めるときは、使用を許可するものとする。この 場合において、使用の許可期間は、1箇年を限度とし、会計年度ごとに更新するものとする。

【基準】

条例第8条第2項に規定する「別に定める許可基準に適合すると認めるとき」とは、次のとおりとする。

- (1) 林業のための通行に支障が生じるおそれがないとき。
- (2) 林道に損傷を及ぼすおそれがないとき。
- (3) 林道の通行に危険が生じるおそれがないとき。
- (4) 周辺の自然環境に支障が生じるおそれがないとき。
- (5) その他林道管の管理上支障があると認められないとき。

標準処	理期間	5 日		
備考				

設 定 年 月 日 平成 19 ⁴	年4月1日 最終変更年月日	令和6年4月1日
-------------------------------------	-----------------	----------

担当部署: 農林商工部 農林整備課

処	分の概	要	行為の許可
例根	規 拠 条	名 項	いなべ市大井田西部地区公園の設置及び管理に関する条例 第4条
例	規 番	号	平成19年 条例第19号

【根拠条文】

(行為の制限)

- 第4条 公園内においては、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
 - (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画の撮影をすること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行うこと。

【基準】

- 1 行為の許可の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
 - (2) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと (あらかじめ許可を受けた場合を除く。)
 - (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。
 - (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (6) 物品の販売をしないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (7) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。
 - (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。
 - (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)
 - (10) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合
- 2 行為の許可をしない基準は、条例第3条に規定する規制する行為をするおそれがある場合とする。

(利用のための規制)

- 第3条 公園内においては、何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 公園を損傷し、若しくは汚損し、又は土地の形質を変更すること。
 - (2) たき火その他公園施設に損傷を及ぼすおそれのある行為をすること。
 - (3) 樹木を伐採し、若しくは傷つけ、又は植物若しくは土石を採取すること。
 - (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
 - (5) 広告物を掲示し、又は広告等を配布すること。
 - (6) 指定された場所以外の場所へ車等を乗り入れ、又は止めおくこと。
 - (7) 公衆の公園の利用を妨げるなど他人の迷惑となる行為をすること。
 - (8) その他公園の管理上支障があると認められる行為をすること。

担当部署: 農林商工部 獣害対策課

処分の概要		概要	使用の許可
例	規	名	 いなべ市夢かなえ荘の設置及び管理に関する条例 第4条
根	拠 绡	₹項	いな、川多がなた在の成直及の自座に関する未例 第4米
例	規 番	新号	平成16年 条例第4号

【根拠条文】

(使用の許可)

第4条 施設及び附属設備を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、別記様式に所定の 事項を記載し、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

【基準】

- 1 利用の許可の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
 - (2) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと (あらかじめ許可を受けた場合を除く。)
 - (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。
 - (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (6) 物品の販売をしないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (7) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。
 - (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。
 - (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)
 - (10) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合
- 2 利用の許可をしない基準は、条例第5条の規定のとおりとする。

(使用の不許可)

第5条 市長は、公益上必要がある場合及び施設保全に支障があると認められるときは、使用を許可しないことができる。

「公益上特に必要がある場合」とは、次の事項に該当する場合をいう。

- (1) 学術調査、研究、その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合
- (2) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合
- (3) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合
- (4) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合

「施設保全に支障があると認められるとき」とは、次の事項に該当する場合をいう。

- (1) 利用予定人数が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合
- (2) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合

標準処理期間 3日 備考 設定年月日 平成19年4月1日 最終変更年月日 令和3年4月1日

担当部署: 農林商工部 獣害対策課

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市夢かなえ荘の設置及び管理に関する条例 第8条
例 規 番 号	平成16年 条例第4号

【根拠条文】

(使用料の減免)

第8条 市長は、必要があると認めたときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

【基準】

使用料の減免の基準(その他特に必要があると認めれるとき)は、次のとおりとする。

- (1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となったもの又はこれに準ずると認められるもの
- (3) 学術調査、研究、その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合
- (4) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に 供する場合
- (5) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合
- (6) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合

標準処理期間	3日
備考	

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和3年4月1日

担当部署: 農林商工部 獣害対策課

処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市夢かなえ荘の設置及び管理に関する条例 第9条ただし書
例 規 番 号	平成16年 条例第4号

【根拠条文】

(使用料の還付)

第9条 既に納入した使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

【基準】

使用料の還付承認の基準(市長が特別の理由があると認めたとき)は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 災害その他の緊急のやむを得ない事態の発生等、利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき。
- (3) 利用者が利用の前日までに利用の許可の取消し又は変更の申出があって市長がこれについて相当の理由があると認めたとき。

 標準処理期間
 10日

 備考

設 定 年 月 日 平成 19 年 4 月 1 日 **最終変更年月日** 令和 3 年 4 月 1 日

担当部署: 農林商工部 獣害対策課

処分の概要	特別設備等の承認
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市夢かなえ荘の設置及び管理に関する条例 第10条第2項ただし書
例 規 番 号	平成16年 条例第4号

【根拠条文】

(使用権の転貸及び設備変更の禁止)

第10条 施設の使用許可を受けた者は、その権利を転貸してはならない。

2 使用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、市長の承認を受けたときはこの限りでない。

【基準】

- 1 特別設備等の承認の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 特別設備することで、地域住民の相互融和を図り地域の活性化につながり、行政財産の効率的利用に資すると認められる場合
 - (2) 公益事業の用に供するためやむを得ないと認められる場合
 - (3) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として設備を設置する場合
 - (4) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合
 - (5) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合
- 2 特別設備等の承認しない基準は、次のとおりとする。
 - (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
 - (2) 市内又は近隣市町村に住所又は事務所を有しない者
 - (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (4) 庁舎及び設備器具等の損傷するおそれがあるとき。
 - (5) 庁舎又は管理運営上支障をきたすおそれがあるとき。
 - (6) 行商、宣伝、勧誘その他これに類する行為があるとき。(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (8) 暴力団又は暴力団員を利するおそれがあるとき。(いなべ市暴力団排除条例第9条)
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

標準処理期間		3日
備考		

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要		既要	利用の許可	
例	規	名	 いなべ市農業公園に関する条例 3	第8条
根	拠 条	項	いない印度米ム圏に関する末例	初0本
例	規 番	号	平成26年 条例第14号	

【根拠条文】

(利用の許可)

- 第8条 エコ福祉広場に別表に掲げる施設を置く。
- 2 前項に掲げる施設を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者の許可を受けるものとする。

【基準】

- 1 利用の許可の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
 - (2) 利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと (あらかじめ許可を受けた場合を除く。)
 - (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。
 - (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (6) 物品の販売をしないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (7) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。
 - (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。
 - (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)
 - (10) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合
- 2 利用の許可をしない基準は、条例第8条第3項の規定のとおりとする。
- 3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないことができる。
 - (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (3) 農業公園の管理上支障があると認められるとき。
 - (4) その他指定管理者が適当でないと認めるとき

別表(第8条、第9条関係)

藤原パークゴルフ場

(1) 施設利用料金

(1) 000001011111			
区分	単位	大人利用料金	子供利用料金
			(小学生以下)
1ラウンド	1人1回	600 円以内	400 円以内
	回数券(11 回分)	6,000 円以内	4,000 円以内
1日フリー	1人1日	1,500 円以内	700 円以内
	回数券(11 回分)	15,000 円以内	7,000 円以内

備考 1ラウンドとは、18ホールをルールに従いプレーすることをいう。

(2) 貸し用具利用料金(1日当たり)

用具セット(クラブ1本、ボール1個)	100 円以内
--------------------	---------

標準処理期間		別表1の施設	1 日~7 日		
備考					
	1				
設定	年月日	平成 27 年	4月1日	最終変更年月日	

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	利用料の減免
例 規 名根 拠条項	1ハアベロ農業公園に関する条例 第9条第4月
例 規 番 号	平成26年 条例第14号

【根拠条文】

(利用料金)

第9条

4 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

【基準】

いなべ市農業公園に関する条例

(利用料金の減免)

第5条 条例第9条第4項の規定により、利用料金を減額し、又は免除する基準は、次のとおりとする。

- (1) 公益上の特別な理由がある場合
- (2) 指定管理者が特に必要と認める場合

公益上の特別な理由がある場合は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合
- (2) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合
- (3) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合

標準処理期間 7 日	
------------	--

備考

設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
-------	-----------------	---------	--

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	利用料の返還
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市農業公園に関する条例 第10条
例 規 番 号	平成26年 条例第14号

【根拠条文】

(利用料金の返還)

- 第 10 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。
 - (1) 利用者の責めに帰することができない事由により利用不能となったとき。
 - (2) 利用者が利用日の前日までに利用取消しを申し出た場合で相当の理由があったとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	過去に事例がないため、未設定	È
備考		
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要 利用の許可(変更許可を含む。)		利用の許可 (変更許可を含む。)
例 規 : 根 拠 条 3	名項	いなべ市青川峡キャンピングパーク条例 第8条
例 規 番	号	平成17年 条例第16号

【根拠条文】

(利用の許可)

第8条 キャンピングパークを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

【基準】

- 1 利用の許可の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
 - (2) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと (あらかじめ許可を受けた場合を除く。)
 - (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。
 - (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (6) 物品の販売をしないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (7) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。
 - (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。
 - (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)
 - (10) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合
- 2 利用の許可をしない基準は、条例第11条の規定のとおりとする。

(行為の不許可)

- 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の行為を許可しないことがで きる。
 - (1) キャンピングパークの管理上支障があると認められるとき。
 - (2) キャンピングパークを使用させることが適当でないと認められるとき

条例第11条に規定する「管理上支障」、「使用させることが適当でない」とは、次のいずれかの事項に該当する場合をいう。

- (1) 利用者が集会等を平穏に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれのある特別な事情がある場合。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の著しい迷惑になる行為を過去に反復継続して行うなど、 いなべ市青川峡キャンピングパークの利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体 的に予見される場合。
- (3) 利用予定人数が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合。
- (4) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合。
- (5) 休館日に利用する場合又は開館時間以外の時間に利用する場合。ただし、開館時間の変更又は臨時の開館により利用させる場合を除く。

標準処理期间	5日		
備考			
		_	
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和3年4月1日

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	行為の許可
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市青川峡キャンピングパーク条例 第10条第1項
例 規 番 号	平成17年 条例第16号

【根拠条文】

(行為の制限)

- 第10条 キャンピングパークにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の 許可を受けなければならない。
 - (1) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画の撮影をすること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 展示会、競技会、集会その他これらに類する催しを行うこと。
 - (5) 広告物等を掲示又は配布すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所、内容その他規則で定める事項を 記載した申請書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、第1項の許可にキャンピングパークの管理上必要な条件を付けることができる。

【基準】

- 1 行為の許可の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
 - (2) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと (あらかじめ許可を受けた場合を除く。)
 - (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。
 - (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (6) 物品の販売をしないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (7) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。
 - (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。
 - (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)
 - (10) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合
- 2 行為の許可をしない基準は、条例第11条の規定のとおりとする。

(行為の不許可)

- 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の行為を許可しないことがで きる。
 - (1) キャンピングパークの管理上支障があると認められるとき。
 - (2) キャンピングパークを使用させることが適当でないと認められるとき。

条例第11条第1号に規定する「管理上支障がある」、「使用させることが適当ではない」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 利用者が集会等を平穏に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれのある特別な事情がある場合。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の著しい迷惑になる行為を過去に反復継続して行うなど、いなべ市青川峡キャンピングパークの利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合。
- (3) 利用予定人数が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合。
- (4) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合。
- (5) 休館日に利用する場合又は開館時間以外の時間に利用する場合。ただし、開館時間の変更又は臨時の開館により利用させる場合を除く。

備考

2

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処	分の概引	Ę	使用の許可
例根	規 4 拠 条 項		いなべ市ウッドヘッド阿下喜の設置及び管理に関する条例 第5条第1項
例	規番 5	3	平成20年 条例第4号

【根拠条文】

(使用の許可)

- 第5条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも、同様とする。
- 2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要な条件を付することができる。

【基準】

- 1 使用の許可の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
 - (2) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと (あらかじめ許可を受けた場合を除く。)
 - (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。
 - (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (6) 物品の販売をしないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (7) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。
 - (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。
 - (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)
 - (10) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合
- 2 使用の許可をしない基準は、条例第13条の規定のとおりとする。

(行為の不許可)

- 第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の行為を許可しないことができる。
 - (1) 施設の管理上支障をきたすおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設の使用が適当でないと認められるとき。

条例第13条に規定する「管理上支障をきたすおそれがある」、「使用が適当でない」とは、次のいずれかの事項に該当する場合をいう。

- (1) 使用者が集会等を平穏に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれのある特別な事情がある場合。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の著しい迷惑になる行為を過去に反復継続して行うなど、 いなべ市ウッドヘッド阿下喜の使用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予 見される場合。

いなべ市 条例適用申請に対する処分個票
(3) 使用予定人数が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の使用者の安
全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合。
(4) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を使用することができない場合。
(5) 休館日に使用する場合又は開館時間以外の時間に使用する場合。ただし、開館時間の変更
又は臨時の開館により使用させる場合を除く。
標準処理期間 3日
備考

平成20年4月1日条例全部改正

設定年月日 平成19年4	月 1 日 最終変更年月日	令和3年4月1日
--------------	---------------	----------

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	利用料金の減免
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市ウッドヘッド阿下喜の設置及び管理に関する条例 第9条
例 規 番 号	平成20年 条例第4号

【根拠条文】

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、規則で定めるところにより、<u>前条</u>の利用料金を減額し、又は免除することができる。

<u>前条</u>

(利用料金)

- 第8条 施設の利用者は、利用料金を納付しなければならない。
- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

【基準】

利用料金の減免の基準は、同条例施行規則第6条の規定のとおりとする。

(利用料の減免)

- 第6条 条例第9条の規定による利用料の減免の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 公益上の特別な理由がある場合
 - (2) 指定管理者が特に必要と認める場合

同条例施行規則第6条第1項に規定する「公益上の特別な理由がある場合」、「指定管理者が特に 必要と認める場合」とは、次の事項に該当する場合をいう。

- (1) 学術調査、研究、その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合
- (2) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合
- (3) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合
- (4) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合

標準処理期間	3日
15 十 25 14 70 101	υн

備考

平成20年4月1日条例全部改正

設定年月日 平成19年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日
-----------------	---------	----------

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	利用料金の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市ウッドヘッド阿下喜の設置及び管理に関する条例 第10条
例 規 番 号	平成20年 条例第4号

【根拠条文】

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、 その全部又は一部を還付することができる。

【基準】

利用料金の還付の基準(指定管理者が特に必要があると認めたとき)は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 災害その他の緊急のやむを得ない事態の発生等、利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき。
- (3) 利用者が利用の前日までに利用の許可の取消し又は変更の申出があって指定管理者がこれについて相当の理由があると認めたとき。

標準処理期間 5日

備考

平成20年4月1日条例全部改正

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和3年4月1日
-------	-----------------	---------	----------

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	利用料金の減免
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市青川峡キャンピングパーク条例 第13条
例 規 番 号	平成17年 条例第16号

【根拠条文】

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減免することができる。

【基準】

利用料金の減免基準は、同条例施行規則第5条の規定のとおりとする。

いなべ市青川峡キャンピングパーク条例例施行規則

(利用料金の減免)

第5条 条例第13条の規定による利用料金の減免の基準は、次のとおりとする。

- (1) 公益上の特別な理由がある場合
- (2) 指定管理者が特に必要と認める場合

第5条に規定する「公益上の特別な理由がある場合」、「指定管理者が特に必要と認める場合」とは、次の事項に該当する場合をいう。

- (1) 学術調査、研究、その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合
- (2) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合
- (3) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合
- (4) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合

1# 2# hn TO #0 88	
標準処理期間	3 🖯
備考	

	設定年月日	平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和3年4月1日
--	-------	-----------------	---------	----------

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	利用料金の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市青川峡キャンピングパーク条例 第14条ただし書
例 規 番 号	平成17年 条例第16号

【根拠条文】

(利用料金の不還付)

第14条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。。

【基準】

使用料の還付承認の基準(指定管理者が必要と認める場合)は、次のとおりとする。 同項に規定する「指定管理者が必要と認める場合」とは、次の事項に該当する場合をいう。

- (1) 施設の管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき。
- (3) 利用者が利用の前日までに利用の許可の取消し又は変更の申出があって指定管理者がこれについて相当の理由があると認めたとき。

標準処理期間 	7日
備考	

|--|

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	利用料金の減免
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市藤原岳駐車場条例 第9条
例 規 番 号	平成18年 条例第27号

【根拠条文】

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減免することができる。

【基準】

利用料金の減免の基準は、同条例施行規則第4条の規定のとおりとする。

(利用料金の減免)

第4条 条例第8条の規定による利用料金の減免の基準は、次のとおりとする。

- (1) 公益上の特別な理由がある場合
- (2) 指定管理者が特に必要と認める場合

規則第4条に規定する「公益上の特別な理由がある場合」、「指定管理者が特に必要と認める場合」とは、次の事項に該当する場合をいう。

- (1) 学術調査、研究、その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合
- (2) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合
- (3) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合
- (4) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合

標準処理期間	7日
備考	

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	利用料金の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市藤原岳駐車場条例 第10条ただし書
例 規 番 号	平成18年 条例第27号

【根拠条文】

(利用料金の不還付)

第10条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、 その全部又は一部を還付することができる。

【基準】

設定年月日

利用料の還付承認の基準(指定管理者が必要と認める場合)は、次のとおりとする。 同項に規定する「指定管理者が必要と認める場合」とは、次の事項に該当する場合をいう。

- (1) 施設の管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき。
- (3) 利用者が利用の前日までに利用の許可の取消し又は変更の申出があって指定管理者がこれについて相当の理由があると認めたとき。

標準処理期間 	7日
備考	

1

最終変更年月日

平成 28 年 4 月 1 日

令和3年4月1日

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要		要	占用料の減免	
例根	規 拠 条	名 項	いなべ市道路占用料等徴収条例	第3条
例	規 番	号	平成15年 条例第121号	

【根拠条文】

(占用料の減免)

- 第3条 市長は、次の各号に掲げる占用物件(法第40条に規定する占用物件をいう。以下同じ。)に 係る占用料については、前条の規定にかかわらず免除するものとする。
 - (1) 法第35条に規定する事業(道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第19 条に規定するものを除く。)及び地方公共団体の行う事業に係るもの
 - (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設並びに鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設及び同条第5項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
 - (3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
 - (4) 街灯(広告を添加してあるものを除く。)及び農道その他公共の用に供する通路
 - (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第8号に規定する電気事業者又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者が設ける架空の道路横断電線及び道路横断電話線並びに各戸引込線
 - (6) 占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱及び支線
 - (7) 水道法(昭和32年法律第177号)の規定に基づいて設ける水管
 - (8) 側溝、路端又はのり面に鉄板、板等を常置する軽易な通路
 - (9) 塩又は郵便切手の販売場所を示す規格化された看板(店舗に取り付けられたもので1店舗各 1個に限る。)
 - (10) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業 に係る待合所及び停留所標識
- 2 市長は、次に掲げる占用物件に係る占用料については、前条の規定にかかわらず規則で定める 額を減額するものとする。
 - (1) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第9項に規定するガス事業者の設けるガス管
 - (2) 駐車場法(昭和32年法律第106号)第17条第1項に規定する都市計画において定められた路外 駐車場
- 3 前2項に規定するもののほか、市長が特に必要と認めた場合は、前条に定める占用料の額を減免することができる。

【基準】

根拠条文及びいなべ市道路占用等に関する規則第10条の規定による。

(占用料の減免)

- 第10条 条例第3条第2項に規定する規則で定める額は、次に掲げる額とする。
 - (1) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第9項に規定するガス事業者の設けるガス管 条例 で定める額の100分の30
 - (2) 駐車場法(昭和32年法律第106号)第17条第1項に規定する都市計画において定められた路外 駐車場 条例で定める額の100分の75
- 2 条例第3条の規定による減額又は免除を受けようとする者は、道路占用料減免申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

標準処理期間	3週間		
備考			
占用許可と同じ。			
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	流水占用料等の減免
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市流水占用料等徴収条例 第3条
例 規 番 号	平成15年 条例第122号

【根拠条文】

(流水占用料等の減免)

- 第3条 市長は、前条本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業に係る流水占 用料等については、これを減額し、又は免除することができる。占用等の許可を受けた者が生活 保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項の被保護者である場合の流水占用料等についても同様 とする。
 - (1) 漁業
 - (2) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項の鉄道施設及び軌道法(大正10年法律第76号) 第1条第1項の軌道に関する施設に係る事業
 - (3) 河川の保全に著しく利益を与えると認められる事業
 - (4) その他公益上特に必要があると認められる事業
- 2 前項の規定により流水占用料等の減額又は免除を受けようとする者は、市長に減額又は免除の申請をしなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間 3週間	
------------	--

備考

占用許可と同じ。

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
-------	-----------------	---------	--

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	流水占用料等の返還
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市流水占用料等徴収条例 第5条ただし書
例 規 番 号	平成15年 条例第122号

【根拠条文】

(流水占用料等の返還)

- 第5条 前条の規定により納付された流水占用料等は、返還しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、流水占用料等を納付した者の申請により、その流水占用料等の全部又は一部を返還することができる。
 - (1) 法第75条第2項の規定により占用等の許可を取り消し、又はその条件を変更したとき。
 - (2) 天災その他特別の理由により占用等の許可に係る占用又は土石等の採取ができなくなったと市長が認めるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

河川法第75条

- 2 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。
 - (1) 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。
 - (2) 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があつたとき。
 - (3) 洪水、津波、高潮その他の天然現象により河川の状況が変化したことにより、許可、登録 又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上著しい支障を生ずることとなつたとき。
 - (4) 河川工事のためやむを得ない必要があるとき。
 - (5) 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。

標準処理期間	3週間
	2

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	使用等の許可(更新許可を含む。)
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市法定外公共物管理条例 第5条第1項
例 規 番 号	平成15年 条例第123号

【根拠条文】

(使用等の許可)

- 第5条 法定外公共物において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可(以下「許可」という。)を受けなければならない。許可の更新を受けようとするときも、同様とする。
 - (1) 流水水面又は敷地を使用すること。
 - (2) 法定外公共物から生じる石、土砂、砂れき、竹木、草等(以下「生産物」という。)を採取すること。
 - (3) 敷地又はその上空若しくは地下に工作物を新築し、改築し、又は除却すること。
 - (4) 流水の方向、分量、幅員若しくは深浅又は敷地の現況に著しい影響を及ぼすこと。
 - (5) 敷地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(前各号に掲げる行為のため必要なものを除く。)又は竹木の植栽若しくは伐採をすること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。
- 2 複数の者が共同して許可を受けた場合には、当該許可を受けた者それぞれがこの条例に基づく 義務の全部について履行する責任を負う。

【基準】

法定外公共物の使用の許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 使用の目的及び使用方法又は設置される施設の構造が当該法定外公共物の目的及び用途を阻害するものでないこと。
- (2) 使用するために設置される施設は、その性質上、使用が長期にわたることが予想されるものでないこと。
- (3) 使用する部分の数量は、その目的から考慮して最小限度のものであること。
- (4) 山口パーキングの使用に関しては、この条例を適用する。その場合には、いなべ市都市公園条例第6条各号に掲げる使用については、その公共性、公益性の高いものについてのみ許可する。

標準処理期間		3週間
備考		

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 4 月 1 日

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	変更の許可
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市法定外公共物管理条例 第8条第1項
例 規 番 号	平成15年 条例第123号

【根拠条文】

(変更の許可)

第8条 許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更許可を受けなければならない。

2 前条の規定は、変更許可について準用する。

【基準】

法定外公共物の変更の許可の基準は、使用等の許可基準に準じ次のとおりとする。

- (1) 使用の目的及び使用方法又は設置される施設の構造が当該法定外公共物の目的及び 用途を阻害するものでないこと。
- (2) 使用するために設置される施設は、その性質上、使用が長期にわたることが予想されるものでないこと。
- (3) 使用する部分の数量は、その目的から考慮して最小限度のものであること。

標準処理期間		3週間		
備考				
			_	
設定	年 月 日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 4 月 1 日

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	権利譲渡の承認
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市法定外公共物管理条例 第12条
例 規 番 号	平成15年 条例第123号

【根拠条文】

(権利の譲渡)

第12条 許可に基づく権利は、市長の承認を受けなければ譲渡することができない。

【基準】

法定外公共物の使用の許可を譲渡できる基準は、使用等の許可基準に準じ次のとおりとする。

- (1) 使用の目的及び使用方法又は設置される施設の構造が当該法定外公共物の目的及び用途を阻害するものでないこと。
- (2) 使用するために設置される施設は、その性質上、使用が長期にわたることが予想されるものでないこと。
- (3) 使用する部分の数量は、その目的から考慮して最小限度のものであること。
- (4) 許可に付した条件が、譲渡後も順守されること。
- (5) 当該許可に係る使用料等に未納がないこと。

標準処理期間	3週間		

備考

設 定 年 月 日 平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 4 月 1 日
----------------------------------	---------	-----------------

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	使用料等の減免
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市法定外公共物管理条例 第19条
例 規 番 号	平成15年 条例第123号

【根拠条文】

(使用料等の減免)

- 第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料等を減額し、又は免除することができる。
 - (1) 許可を受けた者が公共の用に供する目的で許可を受けたとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

【基準】

根拠条文及びいなべ市法定外公共物管理条例施行規則第11条の規定による。

(使用料等の減免)

- 第11条 条例第19条の規定により使用料等を減額し、又は免除する場合及びその基準は、次のとおりとする。
 - (1) 他の地方公共団体又は地方道路公社が道路、水道又は下水道の用に供する場合 免除
 - (2) 他の地方公共団体、水害予防組合又は土地改良区が次に掲げる用に供する場合で、営利を目的とせず、かつ、利益を上げないとき 免除
 - ア 緑地、公園、ため池、用排水路、火葬場、墓地、ごみ処理施設、し尿処理施設、と畜場そ の他これらに類する施設
 - イ 保護を要する生活困窮者の収容
 - ウ 災害発生時における応急対策の実施
 - エ 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第2条第14号に規定する地震防災応急対 策の実施
 - (3) 国、他の地方公共団体又は公的団体が営利を目的としない事業の用に供する場合 免除
 - (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者又は電気通信 事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1号に規定する認定電気通信事業者が設ける各戸引込 線の用に供する場合 免除
 - (5) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第11項に規定するガス事業者(ガス小売事業を除く)が設けるガス管の用に供する場合 10パーセント減額
 - (6) 使用許可物件である電柱又は電話柱を支えている支柱(支線を含む。)の用に供する場合 免除
 - (7) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条第1号に規定する公営企業がその事業の用に供する場合 免除
 - (8) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による公職選挙活動のために看板を設置する場合 免除
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合 市長が定める割合

標準処理期間	3週間		
備考			
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 4 月 1 日

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	用途廃止の承認
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市法定外公共物管理条例 第20条
例 規 番 号	平成15年 条例第123号

【根拠条文】

(用涂廃止)

第20条 市長は、法定外公共物がその用途目的を喪失し、将来にわたり公共の用に供する必要がなくなった場合には、当該法定外公共物について行政財産の用途を廃止し、普通財産とするものとする。

- 2 前項の規定により用途廃止を行う場合は、おおむね次に掲げる場合とする。
 - (1) 現況において機能を喪失し、将来においても機能を回復する必要がない場合
 - (2) 代替施設の設置により、存置の必要がなくなった場合
 - (3) 地域開発等により、存置する必要がない場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、法定外公共物として存置する必要がないと認める場合
- 3 第1項の規定により用途廃止を行う場合において、寄附採納を伴うときは、原則として次に掲げる場合に用途廃止を行うものとする。
 - (1) 法定外公共物の用途廃止を認めるに当たり、当該法定外公共物に公共用としての用途がある等の理由により、その代替施設の設置が必要とされる場合
 - (2) 前号の場合において、法定外公共物の代替施設として従前と同等以上の機能を有する施設を設置し、当該施設及びその敷地を法定外公共物として市に寄附するとき。
 - (3) 水路にあっては、その機能の管理について留意されていると認める場合

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	4週間
備考	

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 4 月 1 日

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	行為の許可(変更許可を含む。)
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市都市公園条例 第6条
例 規 番 号	平成15年 条例第128号

【根拠条文】

(行為の制限)

第6条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため、公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- 2 前項の許可を受けようとするものは、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容 その他市長が定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した 申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、 第1項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

【基準】

- 1行為の許可(変更許可を含む。)の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 許可を受けた行為以外に使用しないこと。
 - (2) 行為の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 公園施設又は公園設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)
 - (4) 許可を受けていない公園施設又は公園設備を使用しないこと。
 - (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (6) 火気を使用し、又は喫煙しないこと。
 - (7) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。
 - (8) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)
 - (9) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合
- 2 行為の許可をしない基準は、条例第8条及び第9条の規定のとおりとする。

(行為の禁止)

- 第8条 公園において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項 若しくは第3項又は第6条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。
 - (1) 公園を損傷し、又は土地の形質を変更し、若しくは汚損すること。
 - (2) はり紙、はり札その他の方法によって広告を表示すること。
 - (3) たき火その他公園施設に損傷を及ぼすおそれのある行為をすること。

- (4) 樹木を伐採し、若しくは傷つけ、又は植物若しくは土石を採集すること。
- (5) 鳥獣類若しくは魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ車等を乗り入れ、又は止めおくこと。
- (7) 立入りを禁止されている区域に立ち入ること。
- (8) 公衆の公園の利用を妨げるなど他人の迷惑となる行為をすること。
- (9) その他公園管理上支障があると認められる行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第9条 市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園 に関する工事のためやむを得ないと認める場合においては、公園を保全し、又はその利用者の安全を図るため、区域を定めて、その公園の全部又は一部の利用を制限することができる。

標準処理期間

10日

備考

設 定 年 月 日 平成 19 年 4 月 1 日 最終 3	更年月日 令和7年4月1日
--	---------------

2

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要 優良宅地、優良住宅の認定	
	いなべ市土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例措置に係る優良宅地等 の認定事務施行規則 第6条
例 規 番 号	平成18年 規則第10号

【根拠条文】

(認定申請の手続)

- 第2条 法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イの規定に基づく優良宅地認定を受けようとする者は、宅地の造成に着手する前に優良宅地認定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 法第28条の4第3項第7号イ、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イの規 定に基づく優良宅地認定を受けようとする者は、宅地の造成が完了した後に前項に掲げる申請書 を市長に提出しなければならない。
- 第3条 前条第1項及び第2項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、 第13条に規定する宅地の造成に係る申請にあっては、この限りでない。
 - (1) 設計説明書及び設計図
 - (2) 造成区域位置図
 - (3) 造成区域図
 - (4) 造成区域内の土地の登記事項証明書
 - (5) 造成区域内の公図の写し
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項第1号の設計説明書は、設計の方針、造成区域(造成区域を2以上の工区に分けたときは、 造成区域及び工区)内の土地の現況、土地利用計画及び公共施設の整備計画を記載したものでな ければならない。
- 3 第1項第1号の設計図は、次の表により作成したものでなければならない。

3 第1項第1号0)設計凶は、次の表により作成	したもの でなける	いはならない。
図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
現況図	地形、造成区域の境界並びに造	2,500 分の1以	等高線は2メートルの標高
	成区域内及び造成区域の周辺	上	差を示すものであること。
	の公共施設		
土地利用計画図	造成区域の境界、公共施設の位	1,000 分の1以	
	置及び形状、予定建築物の敷地	上	
	の形状、敷地に係る予定建築物		
	の用途並びに公益施設の位置		
造成計画平面図	造成区域の境界、切土又は盛土	1,000 分の1以	
	をする土地の部分、がけ(地表	上	
	面が水平面に対し、30度を超		
	える角度をなす土地で硬岩盤		
	(風化の著しいものを除く。)		
	以外のものをいう。)又は擁壁		
	の位置並びに道路の位置、形		
	状、幅員及び勾配		
造成計画断面図	切土又は盛土をする前後の地	1,000 分の1以	高低差の著しい箇所につ
	盤面	上	いて作成するものである
			こと。
排水施設計画平面	排水区域の区域界並びに排水	500 分の 1 以上	

		0.19.711	木内地田中間に対する地方
図	施設位置、種類、材料、形状、		
	内のり寸法、勾配、水の流れの		
	方向、吐口の位置及び放流先の		
	名称		
給水施設計画平面	i給水施設の位置、形状、内のり	500 分の 1 以上	排水施設計画平面図にま
図	寸法及び取水方法並びに消火		とめて図示しても差し支
	栓の位置		えない。
がけの断面図	がけの高さ、勾配及び土質(土	50 分の 1 以上	1 切土をした土地の部分
	質の種類が2以上であるとき		に生ずる高さが2メート
	は、それぞれの土質及びその地		ルを超えるがけ、盛土を
	層の厚さ)、切土又は盛土をす		した土地の部分に生ず
	る前の地盤図並びにがけ面の		る高さが1メートルを超
	保護の方法		えるがけ又は切土と盛
			土を同時にした土地の
			部分に生ずる高さが2メ
			ートルを超えるがけに
			ついて作成するもので
			あること。
			2 擁壁で覆われるがけ面
			については、土質に関す
			る事項は示すことを要
			しないものであること。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材	50 分の 1 以上	
	料の種類及び寸法、裏込めコン		
	クリートの寸法、透水層の位置		
	及び寸法、擁壁を設置する前後		
	の地盤面、基礎地盤の土質並び		
	に基礎ぐいの位置、材料及び寸		
	法		

- 4 第1項第2号の造成区域位置図は、縮尺5万分の1以上とし、造成区域の位置を表示した地形図でなければならない。
- 5 第1項第3号の造成区域図は、縮尺2,500分の1以上とし、造成区域(造成区域を工区に分けたときは、造成区域及び工区)の区域及びその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において、市町界、市の区域内の町又は字の境界、都市計画区域並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

【基準】

(認定の基準)

第6条 市長は、優良宅地認定の申請があった場合においては、当該申請に係る宅地の造成が昭和 54年建設省告示第767号(以下「優良宅地認定基準」という。)に、優良住宅認定の申請があった場合においては、当該申請に係る住宅の新築が優良住宅認定基準に、それぞれ適合しないとき 又はその申請の手続がこの規則に違反していると認めるときは、認定しないものとする。

標準処理	標準処理期間 認定申請書を受理した日から起算して15日以内			
備考	備考			
設定年	月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和7年4月1日

2

担当部署: 水道部 水道総務課

処分の概要	排水設備指定工事店の指定(指定更新を含む。)
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市下水道条例 第8条第1項
例 規 番 号	平成15年 条例第129号

【根拠条文】

(指定の申請)

第8条 前条第1項の指定は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行う。

【基準】

第9条第1項の規定による。

(指定の基準)

- 第9条 市長は、第7条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認める ときは、同項の指定を行う。
 - (1) 営業所ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1人以上専属している者であること。
 - (2) 市長が定める機械器具を有する者であること。
 - (3) 三重県内に営業所がある者であること。
 - (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 第14条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由 がある者
 - エ 法人であって、その役員のうちにアからウまでのいずれかに該当する者があるもの

標準処理期間 45日以内(新規)、90日以内(更新)	
----------------------------	--

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和2年4月1日

担当部署: 水道部 水道総務課

処分の概要	使用料の納期限の延長及び減免(いなべ市農業集落排水処理施設条例第12条において準用する場合を含む。)
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市下水道条例 第25条の8
例 規 番 号	平成15年 条例第129号

【根拠条文】

(使用料の納期限の延長及び減免)

第25条の8 市長は、天災その他特別の事情がある場合において使用料の納期限を延長又は減免を 必要とする者、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受ける者及びこれに準ずる者そ の他特別の事情のある者に限り、使用料の納期限の延長をし、若しくはこれを減額し、又は免除 することができる。

【基準】

- 1 使用料の納期限の延長の対象者の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、罹災証明書の交付を受けた者
 - (2) 生活保護法による保護を受ける者及びこれに準ずる者
- 2 下水道使用料の軽減又は免除(以下「減免」という)の対象者の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、罹災証明書の交付を受けた者
 - (2) 漏水を原因とした汚水量を含む使用料の賦課を受けた者
- 3 使用料の減免の対象とならないものは、次のとおりとする。
 - (1) 下水道使用者等又は第三者の故意又は過失による漏水

 - (3) 過去1年以内に修理し、下水道使用料軽減又は免除措置を受けた箇所と同一の箇所からの漏水
 - (4) 軽減又は免除対象の使用期間(検針日から翌検針日)の下水道使用料が未納である漏水。 ただし、申請者が軽減後の下水道使用料で納付約束をした場合は除く。
 - (5) 計算汚水量が認定汚水量を超えない漏水
 - (6) 下水道管への流入が認められる漏水
- 4 下水道使用料の減免ができる場合の取扱いに関する基準は、次のとおりとする。
 - (1) 減免の対象となる使用期間は、1使用期間とし、継続してこれを対象としないものとする。
 - (2) 漏水による減免は、漏水修理をした月の下水道使用料に対して行う。ただし、漏水が複数の使用期間にかかる場合においては、漏水の時期、下水道使用の経過、実績等を勘案し、対象となる使用期間を特定する。
- 5 認定汚水量の計算方法
 - (1) 認定汚水量は、減免対象使用期間の前3使用期間の平均汚水量と前年同使用期間の汚水量

とを比較し、多い方とする。ただし、前年同使用期間が存在しない場合は、前3使用期間の平均汚水量とする。

- (2) 漏水が複数の使用期間に係る場合において、前述(1)の計算により認定汚水量を算出し難いときは、漏水修理が完了したと認められる直後2使用期間の平均を認定汚水量とする。
- (3) 認定汚水量が前述(1)及び(2)の計算により得難い場合は、過去の使用実績等を勘案し、別に算出したものを認定汚水量とする。
- (4) 認定汚水量に1㎡未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 6 減免汚水量の計算方法

減免汚水量の計算は、減免対象使用期間の使用汚水量から認定汚水量を差し引くことによって行う。

7 下水道使用料減免の方法

漏水による減免は漏水対象使用期間の下水道使用料から減免汚水量にて算出した下水道使用料を差し引くことによって行う。

標準処理期間	漏水8箇月	その他1箇月

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和6年4月1日

2

担当部署: 水道部 水道総務課

処分の概要	料金等の軽減又は免除等及び放棄
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市給水条例 第37条
例 規 番 号	平成15年 条例第137号

【根拠条文】

(料金等の軽減又は免除等及び放棄)

- 第37条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、工事負担金、手数料その他この条例によって納入すべき金額を軽減、 免除、分納又は延納することができる。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例によって納入すべき料金等を放棄 することができる。
 - (1) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条その他の法令の規定により債務者が料金等につきその責任を免れた場合
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、徴収の見込みがないと認められる場合
 - (3) 債務者が死亡し、その相続について民法(明治29年法律第89号)第919条第4項に規定する限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき、又は料金等に優先して弁済を受けるものの債権の金額に満たないと認められる場合
 - (4) 消滅時効に係る時効期間が経過し、債務者の存在が不明又は資力が無く徴収の見込みがないと認められる場合

【基準】

根拠条文及びいなべ市給水条例施行規程第24条の規定による。

第24条第1項第1号に該当するものは次のとおり。

暴風 豪雨 豪雪 洪水 地震その他異常な自然現象または火災による給水装置の故障、破損したことに起因する料金

第24条第1項第2号に該当するものは次のとおり。

- (1) 埋設管からの漏水
- (2) 床下からの漏水
- (3) 壁体又は壁裏における漏水

第24条第1項第2号に該当しないものは次のとおり。

- (1) 水道使用者等又は第三者の故意又は過失による漏水
- (2) 水道使用者等が漏水の事実を認知しながら、正当な理由なく修繕その他の必要な措置を怠ったときの漏水
- (3) 指定給水装置工事事業者以外が修理した漏水
- (4) 給水栓、受水槽等のボールタップ装置、その他これに類する給水装置の故障、破損箇所からの漏水
- (5) 過去1年以内に修理し、水道料金軽減又は免除措置を受けた箇所と同一の箇所からの漏水
- (6) 軽減又は免除対象の使用期間(検針日から翌検針日)の水道料金が未納である漏水。ただし、申請者が軽減後の水道料金で納付約束をした場合は除く。
- (7) 計算水量が認定使用水量を超えない漏水

いなべ市給水条例施行規程第24条第1項第2号の規定に該当し、水道料金の軽減又は免除(以下「減免」という)ができる場合の取扱いに関する基準

(水道料金減免の対象となる使用期間)

- (1) 減免の対象となる使用期間は、1使用期間とし、継続してこれを対象としないものとする。
- (2) 漏水による減免は、漏水修理をした月の水道料金に対して行う。ただし、漏水が複数の使用期間にかかる場合においては、漏水の時期、水道使用の経過、実績等を勘案し、対象となる使用期間を特定する。

(認定使用水量(漏水をしていなかったと仮定した場合の使用水量)の計算方法)

- (1) 認定使用水量は、減免対象使用期間の前3使用期間の使用平均水量と前年同使用期間の使用水量とを比較し、少ない方とする。(ただし前年同使用期間が存在しない場合は前3使用期間の使用平均水量とする。)
- (2) 漏水が複数の使用期間に係る場合において、前述(1)の計算により認定使用水量を算出し難いときは、漏水修理が完了したと認められる直後2使用期間の平均を認定使用水量とする。
- (3) 認定使用水量が前述(1)及び(2)の計算により得難い場合は、過去の使用実績等を勘案し、別に算出したものを認定使用水量とする。
- (4) 認定使用水量に1㎡未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(漏水水量の計算方法)

漏水水量は上記で算出した認定使用水量を漏水対象使用期間から差し引いた水量の2分の1とする。この場合の1 ㎡未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(減免水量の計算方法)

減免水量の計算は認定使用水量に漏水水量を加算することによって行う。

(水道料金減免の方法)

漏水による減免は漏水対象使用期間の水道料金から減免水量にて算出した水道料金を差し引く ことによって行う。

標準処理期間

240日

備考

8箇月(施行規程第24条. 第1項第2号の規定による減免申請の場合) その他設定なし

設 定 年 月 日 | 平成 25 年 8 月 9 日 | **最終変更年月日** | 平成 30 年 4 月 1 日

2

担当部署: 水道部 水道総務課

処	分の概	要	指定工事業者の指定
例 根	規 名 拠条項 いなべ市指定給水装置工事事業者規程 第4条第1項		いなべ市指定給水装置工事事業者規程 第4条第1項
例	規 番	号	平成15年 水道管理規程第4号

【根拠条文】

(指定の申請)

第4条 給水条例第8条の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

- 2 指定工事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第1による申請書に次に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
 - (2) 給水条例第2条に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
 - (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
 - (4) 事業の範囲
- 3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。
 - (1) 次条第1項第3号のアからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
 - (2) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
- 4 前項第1号に規定する書類は、施行規則に定められた様式第2によるものとする。

【基準】

第5条の規定による。

(指定の基準)

- 第5条 市長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めると きは、同項の指定をしなければならない。
 - (1) 事業所ごとに、第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
 - (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
 - (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に、行うに当たって必要な認知、判断 及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 から2年を経過しない者
 - エ 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由 がある者
 - カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの
 - (4) 給水条例第34条第1項第2号又は第3号による手数料を納めていること。

標準処理期間 45日 (新規)、90日 (更新)

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和5年4月1日

担当部署: 水道部 水道総務課

処分の概要	分の概要 水道メーターの設置個数に対する決定	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市給水条例 第19条第2項	
例 規 番 号	平成15年 条例第137号	

【根拠条文】

(給水装置の新設等の申込み)

第19条第2項 メーターは給水装置に設置し、その位置は市長が定める。

【基準】

いなべ市給水条例施行規程第11条第1項及び第2項の規定による。

(建築物の定義)

第11条第1項及び第2項における建築物とは次のとおり。

いなべ市給水条例(平成15年12月1日いなべ市条例第137号。) 第3条に規定する給水装置を有している建物のこと。

(敷地の定義)

第11条第2項における敷地とは次のとおり。

同一の土地利用目的により一体的に利用する区画全体のこと。

(メーター設置個数の上限)

第11条第1項及び第2項によるメーター設置個数の上限は次のとおり。

- (1) 建築物数が1のとき、メーター設置数の上限は、1個とする。
- (2) 建築物数が2以上かつ使用者数が1かつ敷地数が1のとき、メーター設置個数の上限は、1個とする。
- (3) 建築物数が2以上かつ使用者数が1かつ敷地数が2以上のとき、メーター設置個数の上限は、建築物数または敷地数のうち少ない方とする。
- (4) 建築物数が2以上かつ使用者数が2以上かつ敷地数が1のとき、メーター設置個数の上限は、建築物数または使用者数のうち少ない方とする。
- (5) 建築物を持たない敷地の場合、メーター設置数の上限は、敷地数を上限とした個数とする。
- (6) 上記(1)から(5)によらない場合は、その都度当該申請者と協議のうえメーター設置個数の上限を決定する。

標準処理期間	7	H
--------	---	---

備考

机中午口口	亚战 26 年 8 日 18 日	旦级亦西年日口	
設定年月日	半成 26 年 8 月 18 日	最終変更年月日	

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	公共ます設置申請
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市下水道条例 第3条第2項
例 規 番 号	平成15年 条例第129号

【根拠条文】

(排水設備の設置義務等)

第3条

2 市は、公共ますを一の建築物(附属建物を含む。)の敷地又は一の事業用地について1箇所設置するものとする。ただし、開発行為に係るものを除く。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間 7日以内

備考

設 定 年 月 日 平成 19 年 4 月 1 日 最終変更年月日 令和 4 年 4 月 1 日	定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	平成 19 年 4 月 1 日	定年月日	設:
--	------	----------	---------	-----------------	------	----

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	排水設備等の計画の確認(変更確認を含む。)(いなべ市農業集落排水処理施設条例 第12条において準用する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市下水道条例 第6条		
例 規 番 号	平成15年 条例第129号		

【根拠条文】

(排水設備等の計画の確認)

- 第6条 排水設備、水洗便所又は<u>前条</u>の排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市長が定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。
- 2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとすると きは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受け なければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあっては、事 前にその旨を届け出ることをもって足りる。

【基準】

排水設備等の計画の確認の基準は、いなべ市下水道条例施行規程第3条及び第4条の規定のとおりとする。

(排水設備等の構造等の基準)

第3条 条例第4条の規定により排水設備又は水洗便所(以下「排水設備等」という。)の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、条例で定めるほか、<u>別表第1</u>に定める構造基準によらなければならない。ただし、この基準により難い理由があるときは、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)の指示を受けなければならない。

(附帯設備)

- 第4条 排水設備の新設等を行おうとするときは、次に定めるところにより附帯設備を設けなければならない。
 - (1) 防臭装置 汚水を流出する箇所
 - (2) ごみよけ装置 固形物を含む汚水を排出する箇所
 - (3) 油脂しゃ断装置 油脂類を多量に排出する箇所
 - (4) 沈砂装置 土砂を多量に排出する箇所
 - (5) 水洗便所の附帯装置
 - ア 逆流防止装置 大便器の洗浄にフラッシュバルブを使用する場合
 - イ 洗浄装置 小便器
 - (6) ポンプ施設 地下室その他自然流下が十分でない箇所

別表第1(第3条関係)

種別 排水設備等の構造基準			
A-A- S	ੈ ਪ	排水管の土かぶりは、建築物の敷地内では20センチメートル以上、建	
管	朱	築物の敷地外では 60 センチメートル以上を標準とする。ただし、これに	

より難い場合で必要な防護を施した場合は、この限りでない。 ます |(1) 設置箇所 ますは、管渠の起点、終点、合流点及び屈曲点又は内径 若しくは管種の異なる箇所又は勾配が著しく変化する箇所に設けるこ と。ただし、清掃又は検査の容易な場所には枝付管又は曲管を用いる ことができる。 |(2)| 間隔||ますは、管渠の直線部においては、内径の 120 倍以下の間隔 内に設けること。 |(3)||大きさ||ますは、内径又は内のりが 15 センチメートル以上の円形 とし、管渠の内径及び埋設の深さに従って清掃又は検査に支障のない 大きさとすること。 (4) 蓋、その他 アますには密閉蓋を設けること。 イ ますの底部は、接続する管渠の内径及び内のりに応じたインバー トを設け、汚泥のたまらないようにすること。 水洗便所、台所、浴室、洗濯場その他汚水の流出箇所には、防臭装置 防臭装置 を取り付けること。防臭装置の封水がサイホン作用又は逆流によって破 損するおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。 ごみよけ装置 台所、浴室、洗濯場その他固形物を含む汚水を排出するおそれのある 流し口には固形物の流下を阻止できる目幅の堅固なスクリーンを取り付 けること。 油脂販売店、自動車修理工場、飲食店その他油脂類を多量に排出する 油脂しゃ断装置 場所の流し口には、油脂しゃ断装置を設けること。 洗車場その他土砂を多量に排出する場所には適当な砂たまりを設ける 沈砂装置 こと。 管渠及びますその他附属装置は、塩ビ製又は同等品で耐水性のものを 構造及び材料 用い、不浸透耐久構造とすること。 地下室、その他下水の自然流下が十分でない場所における排水は、下 ポンプ施設 水が逆流しないような構造のポンプ施設を設けること。

標準処理期間

水洗便所

10日以内

備考

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 31 年 4 月 1 日

2

圧力水を注流することができる構造とすること。

水洗便所は、便器内のし尿を公共下水道に支障なく排除するに足りる

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要 検査済証の交付(いなべ市農業集落排水処理施設条例第12条において準用す を含む。)	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市下水道条例 第15条第2項及び第16条第2項
例 規 番 号	平成15年 条例第129号

【根拠条文】

(排水設備等の工事の検査)

第15条

2 市長は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令 の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、上下水道事 業管理規程で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。

(既設排水施設の検査)

第16条

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

【基準】

検査済証の交付をする基準は、いなべ市下水道条例施行規程第7条第3項の規定のとおりとする。 (工事の完了届及び検査)

第7条

3 市長は、条例第15条第2項の規定により、排水設備等の工事の検査に適合すると認めたときは排水設備検査済証(様式第8号)を、除害施設の工事の検査に適合すると認めたときは除害施設検査済証(様式第9号)を交付する。

【参考】

(排水設備等の工事の検査)

第15条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から7 日以内にその旨を市長に届け出て、市職員の検査を受けなければならない。

(既設排水施設の検査)

第16条 既設の排水施設を排水設備として使用し、公共下水道に排除しようとする者は、市長の定めるところにより、市長に申請して当該排水施設の検査を受けなければならない。

標準処	0理期	間	7日		
備考					
む 宁	年 F		亚战 10 年 4 日 1 日	是级亦再年日口	会和 4 年 4 日 1 日

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和4年4月1日

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要 占用の許可(いなべ市農業集落排水処理施設条例第12条において準用する場合 む。)	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市下水道条例 第30条
例 規 番 号	平成15年 条例第129号

【根拠条文】

(占用の許可)

第30条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、市長が定めるところにより、申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置については<u>法第24条第1項</u>の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

【基準】

占有の許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 公共下水道の管理上支障がないと認める場合
- (2) 下水道法及び関係条例等の規定に抵触しないと認める場合
- (3) 許可を受けた目的以外に占有するおそれがないと認める場合
- (4) 占有物件の構造等により、公共下水道施設が破損するおそれがないと認める場合
- (5) 利害関係者の同意書を得られると認める場合

なお、公共下水道の管理上支障がないと認められ、かつ次の各号いずれかに該当する場合、下水 道の敷地の占有の許可をすることがある。

- (1) 運輸事業、電気、ガス供給事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められる場合。
- (2) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合
- (3) 国又は公法人の事務遂行上、占有させることが必要と認められる場合
- (4) 下水道の敷地を利用しなければ、水道・ガス等の供給確保が困難であり、下水道の敷地を 占有させることがやむを得ないと認められる場合
- (5) その他本市の事務事業上やむを得ないと認められる場合

下水道法第24条第1項

(行為の制限等)

- <u>第24条</u> 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。
 - 1 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること(第10条第1項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。)。

標準処理期間	14日以内
--------	-------

備考

│ 設 定 年 月 日 │ 平成 19 年 4 月 1 日 │ 最終変更年月日 │ 平成 31 年 4 月 1	月 1 日
---	-------

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	権利の譲渡等の承認 (いなべ市農業集落排水処理施設条例第12条において準用する 場合を含む。)
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市下水道条例 第32条ただし書
例 規 番 号	平成15年 条例第129号

【根拠条文】

(権利の譲渡等の禁止)

第32条 <u>前条</u>の規定による許可を受けて公共下水道の敷地又は排水施設を占用する者は、その権利 を他に譲渡又は転貸してはならない。ただし、市長が定めるところにより市長に申請して承認を 受けたときは、この限りではない。

【基準】

権利の譲渡等の承認の基準は、次のいずれにも該当しないこととする。

- (1) 譲渡の前後において、承認の申請に係る許可に基づく権利の同一性が確保されていること。
- (2) 申請者の事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲り受けとする者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。

前条

(軽微な変更に係る届出)

第31条 <u>令第16条各号</u>に掲げる軽微な行為をしようとする者は、市長が定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

下水道法施行令第16条各号

- 第16条 法第24条第1項に規定する政令で定める軽微な行為は、次の各号に掲げるものを設ける行為で、次条第1号ニ本文及びホ、第2号イ及びホ並びに第3号イ及びニの規定に適合するものとする。
 - 1 内径が28ミリメートル以下の水道の給水管又はガスの導管
 - 2 100ボルト以下の電圧で電気を伝送する電線
 - 3 主として歩行者の通行の用に供する橋又は踏板で取りはずしの容易なもの

標準処理期間	過去に事例がないため、未設定
備考	

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 31 年 4 月 1 日

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	水質暫定管理責任者の承認(いなべ市農業集落排水処理施設条例施行規程第4条にいて準用する場合を含む。)	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市下水道条例施行規程 第12条第2項	
例 規 番 号	平成31年上下水道事業管理規程第1号	

【根拠条文】

(水質管理責任者の資格)

- 第12条 条例第20条に規定する水質管理責任者の資格は、除害施設等を設置する事業所に勤務している者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)第7条第1項 に規定する公害防止管理者(水質関係第1種から第4種までの有資格者に限る。)の資格を有 する者
 - (2) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3に規定する資格を有する者
 - (3) 市長が指定する講習の課程を終了した者
- 2 市長は、事業所に前項各号に掲げる資格を有する者がいないときは同項の規定にかかわらず、 市長が承認した者を水質管理責任者とみなすことができる。この場合において、水質管理責任者 とみなす期間は、市長が承認後初めて行う同項第3号に規定する講習の終了するときまでとす る。
- 3 前項に規定する承認を受けようとする者は、水質暫定管理責任者承認申請書(様式第12号)を 市長に提出しなければならない。
- 4 第1項第3号に規定する講習に関して必要な事項は、市長が定める。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	14日以内
備考	

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 31 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	負担金の徴収猶予(いなべ市農業集落排水事業負担金徴収条例第6条において準用する場合を含む。)	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市下水道事業受益者負担に関する条例 第7条	
例 規 番 号	平成15年 条例第133号	

【根拠条文】

(負担金の徴収猶予)

- 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、受益者がその負担金を納付することが困難であると認められるときは、その徴収を猶予することができる。
 - (1) 受益者がその財産につき、災害を受け又は盗難にあったこと。
 - (2) 受益者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、特に徴収を猶予する必要があると認められること。

【基準】

いなべ市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程別表第1(第8条関係)

下水道事業受益者負担金徵収猶予基準

徵収猶予項目		猶予期間	摘要
1	受益者がその財産につき、災害を受け又	納期限後1年以	公の罹災証明又は警察の盗
	は盗難にかかったこと。	内	難届証明を添付すること。
2	受益者又はその者と生計を一にする親	納期限後1年以	医師の診断書を添付するこ
	族が病気にかかり、又は負傷したこと。	内	と。
3	前2号に掲げるもののほか、特に徴収を	市長の認定する	
	猶予する必要があると認められること。	期間	

備考

設定年月日	平成 31 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和5年4月1日

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	負担金の減免(いなべ市農業集落排水事業負担金徴収条例第6条において準用する 合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市下水道事業受益者負担に関する条例 第8条		
例 規 番 号	平成15年 条例第133号		

【根拠条文】

(負担金の減免)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者のうち、市長において特に必要があると認める場合については、当該受益者の負担金減免申請に基づき負担金を減額し、又は免除することができる。
 - (1) 公の生活扶助を受けている受益者又はその他これに準ずる特別な事情があると認められる 受益者
 - (2) 公益のため使用する施設(有料で使用するものを除く。)の受益者
 - (3) いなべ市下水道条例第3条第4項に規定する開発行為を行い、これに要する全ての経費を負担し、かつ、市に当該開発行為に係る施設を寄贈した受益者
 - (4) 市長が特に必要と認める場合

【基準】

いなべ市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程別表第2(第10条関係)

下水道事業受益者負担金減免基準

下水道事業受益者負担金減免基準			
該当する受益者	対象施設	主な用途	減免率 %
国又は地方公共団体が 所有し、又は使用する施	一般庁舎	裁判所、警察署、県庁舎、市 役所等一般庁舎	50
設の受益者(管理者又は 職員等が住居に使用す る施設を除く。)	学校教育法 (昭和22年法律第 26条) 第1条に規定する学校	小学校、中学校、高等学校、 大学、高等専門学校、特別支 援学校、幼稚園	75
	社会福祉法 (昭和26年法律第 45号) 第2条に規定する社会 福祉事業施設	社会福祉事務所、母子生活 支援施設、児童養護施設、老 人ホーム、保育所等	75
	警察法務収容施設	刑務所、拘置所、少年院等	75
	病院及び療養所	国立病院、県立病院、市立病院	25
	公務員宿舎	有料の国家公務員宿舎、有 料の地方公務員宿舎	25
地方公共団体が所有し、	遺跡、史跡保存施設	遺跡、史跡等	50
又は使用する施設の受益者	その他公有財産 (公営住宅を除く。)	図書館、公民館、体育館、資 料館、市民ホール、博物館等	50
国又は地方公共団体が 所有し、又は使用する施 設で、企業に属する行政 財産に係る施設の受益 者	国有林野特別会計に属する 行政財産及び公営企業法(昭 和27年法律第292号)に基づ く企業用施設	水道事業、電気事業、ガス事業	25

いなべ市 条例適用申請に対する処分個票

	_	いなべの一条例週用中間に対す	
国又は地方公共団体が、	公衆の自由使用に供される	道路、公園、河川、水路等	100
公共の用に供すること	もの		
を決定している施設の			
 受益者			
生活保護法(昭和25年法	一般住宅等	一般住宅等	100
律第144号) 第11条第 1		730 12 13	200
項第1号に規定する生			
活扶助を受けている受			
益者、その他これに準ず			
る特別の事情があると			
認められる受益者			
国等が指定した文化財	文化財保護法(昭和25年法律	遺跡、史跡、保存用地等	100
に係る施設の受益者	第214号)等により指定され		
	た文化財保存のための施設		
国等以外のものが設置	私立学校法(昭和24年法律第	小学校、中学校、高等学校、	75
する学校等の施設の受	270号) 第3条に規定する学校	大学、高等専門学校、特別支	
益者(管理者、職員等が	法人が設置し、管理する施設		
住居に使用する施設を			
除く。)			
	医底洪 (四至100万) 法统约05		7.5
一般社団法人及び一般	医療法(昭和23年法律第205	病院、診療所	75
財団法人が開設する医	号) 第31条に規定する医療機		
療機関の施設の受益者	関の施設		
国等以外の社会福祉法	社会福祉法第2条に規定する	母子生活支援施設、児童養	75
人が事業のために設置	事業で同法第22条に規定す	護施設、老人ホーム、保育所	
する施設の受益者(管理	る社会福祉法人が経営する	等	
者、職員等が住居に使用	施設		
する施設を除く。)			
児童厚生施設の受益者	児童福祉法(昭和22年法律第	児童遊園、児童館	100
	164号) 第40条に規定する児		
	童厚生施設		
宗教法人が所有する施	宗教法人法(昭和26年法律第	神社、寺院、教会、修道院、	75
設の受益者(管理人等が	126号) 第2条各号に掲げる団	, , , , , , ,	15
		ての他これに類する地蔵	
住居に使用する施設を	体が同条の規定する目的の		
除く。)	ために使用する施設		
宗教法人以外の者が所	市民の集会や祭事のために	神社、寺院等	75
有する小規模な寺社寺	使用されている施設		
院の受益者			
墓地の受益者	墓地、埋葬等に関する法律	墓地	100
	(昭和23年法律第48号)第2		
	条に規定する施設		
自治会が所有し、又は使	自治会管理施設	公民館、集会所等	100
用している施設の受益			
者(管理人等が住居に使		WITH III II I I I I I I I I I I I I I I I	7.0
用する施設を除く。)		消防器具、備品等の格納庫	50
事業のため土地、物件、			提供され
労力又は金銭を提供し			た土地、
た受益者			物件、労
			力又は金

いなべ市 条例適用申請に対する処分個票

		いなべ市	条例適用申請に対す	る処分個票_
				銭に対応
				する範囲
その他実情に応じて減	その他状況に応じて管理者	その他り	代況に応じて管理者	市長が定
免することが必要と認	が定める	が定める)	める率
められる受益者				
標準処理期間 14日以内	J			
備考				

最終変更年月日

3

平成19年4月1日

設定年月日

203

令和4年4月1日

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	利用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市学校施設の利用に関する条例 第2条
例 規 番 号	平成15年 条例第84号

【根拠条文】

(利用の許可)

- 第2条 学校施設の利用は、学校教育に支障を来たさない範囲において、住民の公共的利用を目的 とした場合に限り許可するものとし、営利を目的とする興行的利用は一切許可しない。
- 2 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、あらかじめいなべ市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。

【基準】

- 1 利用の許可をする基準(住民の公共的利用を目的とした場合)は、次のとおりとする。
 - (1) 学術調査、研究、その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合
 - (2) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合
 - (3) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合
 - (4) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合
- 2 学校施設の目的外利用の許可の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 法令によって使用を認められているもの
 - (2) 官公署及び之に準ずる公共的性質を有する団体の主催し又は後援する行事
 - (3) PTA及び学校同窓会が主催する行事
 - (4) 社会教育法第5条に規定する諸行事に適合するもの
 - (5) 協同組合、同業組合、労働組合等の組合員のみの組合会合

社会教育法第5条

(市町村の教育委員会の事務)

第5条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に 応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 1 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 2 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 3 公民館の設置及び管理に関すること。
- 4 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 5 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 6 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 7 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 8 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。

- 9 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 10 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 11 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 12 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 13 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
- 14 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 15 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 16 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 17 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 18 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 19 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務
- 3 利用の許可をしない範囲の基準は次のとおりとする。
 - (1) 学校施設の管理上支障が認められるとき。
 - (2) 営利を目的とする活動のための使用と認められるとき。
 - (3) 宗教的な活動のための使用と認められるとき。
 - (4) 政治的な活動のための使用と認められるとき。ただし、公職選挙法その他法令の定めのあるときを除く。
 - (5) 公の支配の属しない慈悲、教育又は博愛の活動のための使用と認められるとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)

標準処理期間

3日 (条例3条2項)

備考

【関連部署】学校教育課及び生涯学習課

(学校施設利用の許可)

第45条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

設 定 年 月 日 平成 19 年 4 月 1 日 **最終変更年月日** 平成 26 年 4 月 1 日

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市学校施設の利用に関する条例 第6条
例 規 番 号	平成15年 条例第84号

【根拠条文】

(使用料の減免)

第6条 <u>前条の規定</u>による使用料は、市長が特に必要と認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。

前条の規定

(使用料)

第5条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

【基準】

1 使用料の減免基準は、いなべ市教育委員会所管体育施設使用料の減額及び免除に関する要綱第 3条及び教育委員会所管体育施設使用料の減免に関する内規第2条の規定に基づくものとする。

いなべ市教育委員会所管体育施設使用料の減額及び免除に関する要綱

(減免の対象)

- 第3条 教育委員会所管体育施設の使用料の減免を受けることができる者又は減免の対象となる ものは、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) いなべ市、いなべ市教育委員会及び市内公共団体(全額免除)
 - (2) いなべ市又はいなべ市教育委員会が設置する教育機関等(全額免除)
 - (3) <u>社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 2 条に定義</u>する活動を行う市内社会教育関係団体 等(全額免除)
 - (4) いなべ市又はいなべ市教育委員会から業務等の委託を受けて、当該業務等遂行するために教育委員会所管体育施設を利用する場合(全額免除)
 - (5) その他市長又は教育委員会が使用料の減免が特に必要と認めたもの(全額免除又は半額免除)

社会教育法第2条の定義

(社会教育の定義)

第2条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

教育委員会所管体育施設使用料の減免に関する内規

(減免の対象)

第2条 要綱第3条第1号から第5号までに規定する減免対象団体等は、<u>別表</u>に掲げるものとする。

別表 (第2条関係)

第1号	市役所、教育委員会事務局、行政委員会(執行機関)、行政機関、附属機関及び消防・
	防災機関
	小学校、中学校、幼児教育センター、教育研究所、保育所及び子育て支援センター
第3号	体育協会(各種専門部を除く。)、スポーツ少年団、レクリエーション協会、文化協会、
	青少年育成市民会議、子ども会連合会、PTA 組織及び老人クラブ連合会
第4号	産業経済団体、厚生社会事業団体、文化事業団体、公法人、民法法人、学校法人、NPO
	法人及びボランティア団体等

	これらの団体が、いなべ市又はいなべ市教育委員会から業務等の委託を受けて、当該
	業務を教育委員会所管体育施設で実施する場合の利用
第5号	障害者及びこれらの者で構成する団体(全額免除)、いなべ総合学園高等学校(全額免
	除)、中学校及び高等学校体育連盟(全額免除)
	体育協会専門部 (半額免除)、60 歳以上の者及びこれらの者で構成する団体 (半額免
	除)、学校のクラブ活動等を補完する目的で構成する市内の児童生徒の団体(半額免
	除)、社団法人元気クラブいなべ会員(半額免除)
	ゲートボール協会、グラウンドゴルフ協会、ユニカール協会(全額免除又は半額免除)、
	その他市長又は教育委員会が使用料の減免が特に必要と認めたもの(全額免除又は半
	額免除)

2 使用料の減免を許可しない基準は、いなべ市教育委員会所管体育施設使用料の減額及び免除に 関する要綱第4条の規定に基づくものとする。

いなべ市教育委員会所管体育施設使用料の減額及び免除に関する要綱

(適用除外)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる使用料の減免は行わない。
 - (1) 体育施設条例第9条別表その2及び学校施設利用条例第5条別表に準拠して徴収する午後10 時から翌日午前9時までの利用に係る使用料
 - (2) 体育施設条例第9条別表その2及び学校施設利用条例第5条別表に掲げる夜間料金から昼間 料金を差引いた使用料の差額

標準処理期間

15日以内

備考

いなべ市教育委員会所管体育施設使用料の減額及び免除に関する要綱第1条の規定抜粋いなべ市体育施設及びいなべ市学校施設(以下「教育委員会所管体育施設」という。)

【関連部署】学校教育課及び生涯学習課

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------

2

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市学校施設の利用に関する条例 第7条ただし書
例 規 番 号	平成15年 条例第84号

【根拠条文】

(使用料の不還付)

- 第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部 又は一部を還付することができる。
 - (1) 利用者の責めに帰することができない理由によって利用が不能となった場合
 - (2) 第4条第1項第4号により利用の許可が取り消された場合
 - (3) 利用日の前日までに利用の中止の申出があり、教育委員会がこれについて相当の理由があると認めた場合

【基準】

根拠条文に同じ。

第7条第1号に規定する利用者の責めに帰することができない理由とは、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 天災等若しくはこれに類する事由により施設を利用することができないとき。

第4条第1項第4号

(利用の許可の取消し)

- 第4条 利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が学校施設の維持管理、保全及び運営上必要と認めるとき。

標準処理期間 15日以内

備考

【関連部署】学校教育課及び生涯学習課

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	会議の傍聴の許可
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市教育委員会会議傍聴人規則 第2条
例 規 番 号	平成15年 教育委員会規則第3号

【根拠条文】

(傍聴の許可)

- 第2条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、開会前までに、自己の住所、氏名その他教育 委員会委員長(以下「委員長」という。)が必要と認める事項を告げて、委員長の許可を受けなけ ればならない。
- 2 傍聴人の人数は、傍聴席の状況により、委員長が定める。
- 3 傍聴の許可は、先着順に行うものとする。

(傍聴できない者)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる者
 - (2) 会議の妨害となると認められる器物を携帯している者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が傍聴を不適当と認める者

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	1日(即日)
備考	

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	学校給食費の減免に対する決定
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市学校給食条例施行規則 第8条
例 規 番 号	令和7年 いなべ市教育委員会規則第1号

【根拠条文】

(減免)

- 第8条 条例第8条の規定により学校給食費を減免することができる場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 学校給食費負担者が災害、事故その他の事由により一時的に納付の資力を失った場合
 - (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が特別の事情があると認めた場合
- 2 条例第8条の規定により減免する学校給食費は、前項各号に掲げる事由が発生した日から教育 長が相当と認める期間までに提供を受けた学校給食に係る学校給食費とする。
- 3 学校給食費の減免を受けようとする者は、いなべ市学校給食費減免申請書(様式第1号)を教育 長に提出しなければならない。
- 4 教育長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、減免することができるものと決定したときはいなべ市学校給食費減免決定通知書(様式第2号)により、減免することができないものと決定したときはいなべ市学校給食費減免却下通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

標準処理期間 15日以内

設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	
-------	----------	---------	--

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	就学援助費の支給認定
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市就学援助費支給条例 第6条
例 規 番 号	平成27年 条例第17号

【根拠条文】

(支給の認定)

第6条 教育委員会は、<u>前条の規定</u>による申請を受けたときは、その内容を審査し、就学援助費の 支給の認定の可否を決定し、その旨を当該申請者及び学校長へ通知するものとする。

前条の規定

(就学援助費の支給の申請)

- 第5条 就学援助費の支給を受けようとする者は、毎年度、教育委員会が指定する日までに教育委員会規則で定める書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、転入した者又は年度の途中から就学援助費の支給を受けようとする 者は、随時申請することができる。

【基準】

(支給対象者)

- 第3条 就学援助費の支給対象者は、いなべ市に居住し、又は住所を有する児童若しくは生徒又は 就学予定者の保護者で次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者
 - (2) 生活保護法に基づく保護の廃止又は停止の措置を受けた者(前年度に廃止又は停止の措置を受けた者を含む。)
 - (3) 前2号に定めるもののほか、次に掲げるいずれかの特別の事情により就学困難な理由があると教育委員会が認めた者
 - ア 震災、火災その他の災害により、児童生徒の保護者の世帯が被災したとき。
 - イ 児童又は生徒の保護者の収入が、失業、倒産等により著しく減少したとき。
 - ウ 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められると き。

標準処	D.理期間	申請書を受理した日から起算して30日以内
備考		

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 31 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	公民館利用の許可	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市公民館条例 第4条第1項	
例 規 番 号	平成15年 条例第75号	

【根拠条文】

(利用の許可)

- 第4条 公民館を利用しようとする者は、あらかじめいなべ市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。
- 2 教育委員会は、公民館の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

【基準】

- 1 利用の許可の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
 - (2) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと (あらかじめ許可を受けた場合を除く。)
 - (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。
 - (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (6) 物品の販売をしないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (7) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。
 - (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。
 - (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)
 - (10) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合
- 2 利用の許可をしない基準は、条例第5条の規定のとおりとする

(利用の制限)

- 第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公民館の利用を許可しないものとする。
 - (1) 法令の規定に違反して利用しようとし、又は利用したとき。
 - (2) 利用のための手続に違反したとき。
 - (3) 利用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
 - (4) 利用に関して係員の指示に違反し、又は利用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。

C o	
標準処理期間	15日以内

設 定 年 月 日 平成 19 年 4 月 1 日 最終変更年月日 平成 26 年 4 月 1 日

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要 公民館使用料の減免	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市公民館条例 第8条
例 規 番 号	平成15年 条例第75号

【根拠条文】

(使用料の減免)

第8条 市長は、必要があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

【基準】

使用料の減免基準は、いなべ市教育委員会所管文化施設使用料減免要綱第3条及び教育委員会所 管文化施設使用料減免に関する内規第2条の規定に基づくものとする。

いなべ市教育委員会所管文化施設使用料減免要綱

(減免の対象)

- 第3条 教育委員会所管文化施設の使用料の減免を受けることができる者又は減免の対象となるものは、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) いなべ市、いなべ市教育委員会及び市内公共団体(全額免除)
 - (2) いなべ市又はいなべ市教育委員会が設置する教育機関等(全額免除)
 - (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に定義する活動を行う市内社会教育関係団体等(全額免除)
 - (4) 公共的団体等又は公益法人がいなべ市又はいなべ市教育委員会から業務等の委託を受けて、当該業務等遂行のために教育委員会所管文化施設を利用する場合(全額免除)
 - (5) その他市長又は教育委員会が使用料の減免が特に必要と認めたもの(全額免除又は半額免除)

教育委員会所管文化施設使用料減免に関する内規

(減免の対象)

第2条 要綱第3条第1号から第4号までに規定する減免対象団体等は、別表に掲げるものとする。 別表(第2条関係)

第1号	市役所、教育委員会事務局、行政委員会(執行機関)、行政機関、附属機関、消				
	防・防災機関、財産区、土地改良区等公共組合				
第2号	小学校、中学校、幼稚園、教育研究所、保育所				
第3号	文化協会、青少年育成市民会議、子ども会連合会、和太鼓協会、PTA組織、体育協				
	会、スポーツ少年団、レクリエーション協会等				
第4号	産業経済団体、厚生社会事業団体、文化事業団体、公法人、民法法人、学校法人、				
	NPO法人、中間法人、ボランティア団体等				
	これらの団体が、いなべ市又はいなべ市教育委員会から業務等の委託を受けて、				
	当該業務を教育委員会所管文化施設で実施する場合の利用				

標準処理期間 15日以内

備考

いなべ市教育委員会所管文化施設使用料減免要綱第1条の規定抜粋

いなべ市大安公民館、いなべ市北勢市民会館、いなべ市員弁コミュニティプラザ及びいなべ市藤 原文化センター(以下「教育委員会所管文化施設」という。)

設 定 年 月 日 平成 19 年 4 月 1 日 **最終変更年月日** 平成 26 年 4 月 1 日

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	公民館使用料の還付承認	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市公民館条例 第9条ただし書	
例 規 番 号	平成15年 条例第75号	

【根拠条文】

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、全部又は一部を還付できる。

【基準】

いなべ市公民館管理規則第10条の規定による。

(使用料の還付)

- 第11条 公民館条例第9条ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付の割合は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 災害、施設管理上の理由その他利用者の責めによらない理由で利用できないとき 100分の 100
 - (2) 利用変更を許可された場合において既納使用料に過納金が発生したとき 過納金の100分の100
 - (3) 次表に掲げる日までに利用者が利用の取消しを申請し、教育委員会が許可したとき

赤-	ール	その他の施設	
利用までの日数	還付の割合	利用までの日数	還付の割合
90日前まで	100分の70	30日前まで	100分の100
60日前まで	100分の50	7日前まで	100分の80
30日前まで	100分の30	3日前まで	100分の50

- 2 前項の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、いなべ市文化施設等使用料還付申請書(様式第5号)に変更・取消許可書を添えて、教育委員会に申請しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の申請があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、いなべ市文 化施設等使用料還付決定通知書(様式第6号)を交付する。

標準処理期間	15日以内
備考	

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	図書館利用カードの交付	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市図書館条例施行規則 第4条第3項	
例 規 番 号	現番号 平成15年 教育委員会規則第17号	

【根拠条文】

(登録等)

- 第4条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用者カード申込書(様式第1号)を館長(条例 第4条に規定する館長をいう。以下同じ。)に提出し、登録を受けなければならない。
- 2 前項の申込みには、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるものを提示又は提出しなければならない。
 - (1) 個人 本人であることを証明する書類
 - (2) 団体 会員名簿等
- 3 館長は、第1項の登録をしたときは、当該登録申込者に図書館利用カード(様式第2号。以下「カード」という。)を交付するものとする。
- 4 第1項の登録を受けた者は、登録事項に異動が生じたとき又はカードを紛失し、若しくは損傷したときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	即日	
備考		

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要 文化施設利用の許可	
例 規 名根 拠条項	いなべ市文化施設条例 第4条第1項
例 規 番 号	平成15年 条例第77号

【根拠条文】

(利用の許可)

- 第4条 文化施設を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめいなべ市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも、同様とする。
- 2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、文化施設の管理上必要な条件を付することができる。

【基準】

- 1 利用の許可の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
 - (2) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと (あらかじめ許可を受けた場合を除く。)
 - (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。
 - (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (6) 物品の販売をしないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (7) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。
 - (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。
 - (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)
 - (10) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合
- 2 利用の許可をしない基準は、条例第5条の規定のとおりとする

(利用の制限)

設定年月日

- 第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化施設の利用を許可しない。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 施設、設備器具等を損傷するおそれがあるとき。
 - (3) 施設の保全又は管理上支障をきたすおそれがあるとき。

平成 19 年 4 月 1 日

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めたとき。

標準処理期間	15日以内
備考	

1

最終変更年月日

<u>ID:</u> 40

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	特別設備設置による文化施設利用の許可	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市文化施設条例 第7条	
例 規 番 号	例 規 番 号 平成15年 条例第77号	

【根拠条文】

(設備等の利用)

第7条 利用者は、特別な設備をして利用するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

【基準】

- 1 利用の許可の基準(特別な設備をして利用をする)は、次のとおりとする。
 - (1) 市民の文化、芸術及び生涯教育の増進並びに地域の活性化を図るために開催されるイベント等で、いなべ市文化施設条例第5条に規定する利用の制限のいずれにも該当しないこと。
 - (2) 法令によって使用を認められていること。
 - (3) 施設の安全管理上の問題がないことを利用内容に応じて総合的に勘案し、教育委員会が適当と認めたとき。
- 2 利用の許可をしない基準は、同条例第5条の規定のとおりとする (利用の制限)
- 第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化施設の利用を許可しない。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 施設、設備器具等を損傷するおそれがあるとき。
 - (3) 施設の保全又は管理上支障をきたすおそれがあるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めたとき。

標準処理期間		15日以内		
備考				

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要		既要	文化施設使用料の減免	
例 根	規 拠 条	名:項	いなべ市文化施設条例	第10条
例	規番	号	平成15年 条例第77号	

【根拠条文】

(使用料の減免)

第10条 市長は、必要があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

【基準】

いなべ市教育委員会所管文化施設使用料減免要綱及び教育委員会所管文化施設使用料減免に関する内規の規定に基づくものとする。

使用料の減免の基準は、次のとおりとする。

いなべ市教育委員会所管文化施設使用料減免要綱

(減免の対象)

- 第3条 教育委員会所管文化施設の使用料の減免を受けることができる者又は減免の対象となるものは、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) いなべ市、いなべ市教育委員会及び市内公共団体(全額免除)
 - (2) いなべ市又はいなべ市教育委員会が設置する教育機関等(全額免除)
 - (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に定義する活動を行う市内社会教育関係団体等(全額免除)
 - (4) 公共的団体等又は公益法人がいなべ市又はいなべ市教育委員会から業務等の委託を受けて、当該業務等遂行のために教育委員会所管文化施設を利用する場合(全額免除)
 - (5) その他市長又は教育委員会が使用料の減免が特に必要と認めたもの(全額免除又は半額免除)

教育委員会所管文化施設使用料減免に関する内規

(減免の対象)

第2条 要綱第3条第1号から第4号までに規定する減免対象団体等は、別表に掲げるものとする。 別表 (第2条関係)

	in the state of th
第1号	市役所、教育委員会事務局、行政委員会(執行機関)、行政機関、附属機関、消
	防・防災機関、財産区、土地改良区等公共組合
第2号	小学校、中学校、幼稚園、教育研究所、保育所
第3号	文化協会、青少年育成市民会議、子ども会連合会、和太鼓協会、PTA組織、体育協
	会、スポーツ少年団、レクリエーション協会等
第4号	産業経済団体、厚生社会事業団体、文化事業団体、公法人、民法法人、学校法人、
	NPO法人、中間法人、ボランティア団体等
	これらの団体が、いなべ市又はいなべ市教育委員会から業務等の委託を受けて、
	当該業務を教育委員会所管文化施設で実施する場合の利用

標準処理期間 15日以内

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	文化施設使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市文化施設条例 第11条ただし書
例 規 番 号	平成15年 条例第77号

【根拠条文】

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が相当の理由があると認めたときは、 全部又は一部を還付できる。

【基準】

いなべ市公民館管理規則第10条の規定による。

(使用料の還付)

- 第11条 公民館条例第9条ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付の割合は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 災害、施設管理上の理由その他利用者の責めによらない理由で利用できないとき 100分の 100
 - (2) 利用変更を許可された場合において既納使用料に過納金が発生したとき 過納金の100分の100
 - (3) 次表に掲げる日までに利用者が利用の取消しを申請し、教育委員会が許可したとき

本-	ール	その他の施設		
利用までの日数 還付の割合		利用までの日数	還付の割合	
90日前まで	100分の70	30日前まで	100分の100	
60日前まで	100分の50	7日前まで	100分の80	
30日前まで	100分の30	3日前まで	100分の50	

- 2 前項の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、いなべ市文化施設等使用料還付申請書(様式第5号)に変更・取消許可書を添えて、教育委員会に申請しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の申請があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、いなべ市文 化施設等使用料還付決定通知書(様式第6号)を交付する。

標準処理期間	15日以内	
--------	-------	--

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 23 年 4 月 1 日

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	文化施設利用の変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市文化施設条例施行規則 第9条第2項
例 規 番 号	平成20年 教育委員会規則第 4 号

【根拠条文】

(利用の変更)

- 第10条 利用者は、申請内容(利用日を除く。)を変更し、又は文化施設の利用を取り消そうとするときは、いなべ市文化施設等利用変更(取消)許可申請書(様式第3号)に利用許可書を添えて、教育委員会に申請しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の利用の変更等を許可したときは、いなべ市文化施設等利用変更(取消)許可書(様式第4号。以下「変更・取消許可書」という。)を利用者に交付する。

【基準】

- 1 利用変更の許可の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
 - (2) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと (あらかじめ許可を受けた場合を除く。)
 - (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。
 - (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示しないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (6) 物品の販売をしないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (7) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。
 - (8) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。
 - (9) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)
 - (10) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合
- 2 利用の許可をしない基準は、条例第5条の規定のとおりとする。

(利用の制限)

- 第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化施設の利用を許可しない。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 施設、設備器具等を損傷するおそれがあるとき。
 - (3) 施設の保全又は管理上支障をきたすおそれがあるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めたとき。

標準処理期間	15日以内		
備考			
設定年月日	平成 20 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	文化施設における宣伝行為等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市文化施設条例施行規則 第17条
例 規 番 号	平成20年 教育委員会規則第4号

【根拠条文】

(宣伝行為等の制限)

- 第17条 文化施設等の内外、駐車場等において、教育委員会の許可を受けないで次の各号に掲げる 行為をしてはならない。
 - (1) 物品等の宣伝若しくは販売又はチラシ等の頒布
 - (2) 広告物の掲出
 - (3) 募金活動

【基準】

- 1 宣伝行為等の許可の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 許可を受けた行為以外に使用しないこと。
 - (2) 行為の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと(あらかじめ許可を受けた場 合を除く。)
 - (4) 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。
 - (5) 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物若しくはポスター等を配布し、若しくは提示 しないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く。)。
 - (6) 所定の場所以外で飲食、火気を使用し、又は喫煙しないこと。
 - (7) 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。
 - (8) 暴力団又は暴力団員を利することとならないこと。(いなべ市暴力団排除条例第9条)
 - (9) その他管理運営上支障がないと市長が認める場合
- 2 宣伝行為等の許可をしない基準は、次のとおりとする。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 庁舎及び設備器具等の損傷するおそれがあるとき。
 - (3) 庁舎又は管理上支障をきたすおそれがあるとき。
 - (4) 行商、宣伝、勧誘その他これに類する行為あるとき。(あらかじめ許可を受けた場合を除 < 。)。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

平成 20 年 4 月 1 日

標準処理期間 15日以内			
備考			

最終変更年月日

1

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	文化資料保存施設入場の許可(変更許可を含む。)
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市文化資料保存施設条例 第5条
例 規 番 号	平成15年 条例第78号

【根拠条文】

(入場の許可)

第5条 この施設に入場しようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも、同様とする。

【基準】

1 入場の許可の基準は、条例施行規則第3条の規定のとおりとする。

いなべ市文化資料保存施設条例施行規則第3条

(入館者の遵守事項)

- 第3条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 館内において飲酒・喫煙をしないこと。
 - (2) 展示品に手をふれないこと。
 - (3) 許可なく物品の販売をしないこと。
 - (4) 許可なく貼紙等の建物その他の物件を損傷又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
 - (5) 他の利用者の迷惑となるような行為をしないこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。
- 2 利用の許可をしない基準は、条例第6条の規定のとおりとする。

(利用の制限)

設定年月日

- 第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を許可しない。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

平成 19 年 4 月 1 日

- (2) 施設の保全又は管理上支障のおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、入館させることが不適当であると認めたとき。

標準処	D理期間	即日	
備考			

1

最終変更年月日

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	体育施設利用の許可(変更許可を含む。)
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市体育施設条例 第5条第1項
例 規 番 号	平成15年 条例第82号

【根拠条文】

(利用の許可)

- 第5条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも、同様とする。
- 2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要な条件を付することができる。

【基準】

1 利用の許可の基準は、条例施行規則第10条のとおりとする。

(遵守事項)

- 第10条 条利用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 入場人員は、収容定数を超えないこと。
 - (2) 火災及び盗難の防止に努めること。
 - (3) 利用団体責任者の統率、監督の下であること。
 - (4) 体育施設を利用するにふさわしい服装及び靴を着用すること。
 - (5) 所定の場所以外で喫煙、飲食又は火気を使用しないこと。
 - (6) 許可を受けないで物品の販売行為をしないこと。
 - (7) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会の指示に従うこと。
- 2 利用の許可をしない基準は、条例第6条の規定のとおりとする。

(利用許可の制限)

設定年月日

- 第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用を許可しない。
 - (1) その利用が施設の設置の目的に反するとき。
 - (2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (3) その利用が施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があるとき。

平成19年4月1日

標準処理期間		15日以内	
備考			

最終変更年月日

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	体育施設使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市体育施設条例 第10条
例 規 番 号	平成15年 条例第82号

【根拠条文】

(使用料の減免)

第10条 市長は、必要があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

【基準】

1 使用料の減免の基準は、いなべ市教育委員会所管体育施設使用料の減額及び免除に関する要綱 第3条及び教育委員会所管体育施設使用料の減免に関する内規第2条の規定に基づくものとする。

いなべ市教育委員会所管体育施設使用料の減額及び免除に関する要綱

(減免の対象)

- 第3条 教育委員会所管体育施設の使用料の減免を受けることができる者又は減免の対象となるものは、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) いなべ市、いなべ市教育委員会及び市内公共団体(全額免除)
 - (2) いなべ市又はいなべ市教育委員会が設置する教育機関等(全額免除)
 - (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に定義する活動を行う市内社会教育関係団体等(全額免除)
 - (4) いなべ市又はいなべ市教育委員会から業務等の委託を受けて、当該業務等遂行するために 教育委員会所管体育施設を利用する場合(全額免除)
 - (5) その他市長又は教育委員会が使用料の減免が特に必要と認めたもの(全額免除又は半額免除)

社会教育法第2条の定義

(社会教育の定義)

第2条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

教育委員会所管体育施設使用料の減免に関する内規

(減免の対象)

第2条 要綱第3条第1号から第5号までに規定する減免対象団体等は、<u>別表</u>に掲げるものとする。

別表 (第2条関係)

第1号	市役所、教育委員会事務局、行政委員会(執行機関)、行政機関、附属機関及び消防・		
	防災機関		
第2号	小学校、中学校、幼児教育センター、教育研究所、保育所及び子育て支援センター		
第3号	体育協会(各種専門部を除く。)、スポーツ少年団、レクリエーション協会、文化協会、		
	青少年育成市民会議、子ども会連合会、PTA 組織及び老人クラブ連合会		
第4号	産業経済団体、厚生社会事業団体、文化事業団体、公法人、民法法人、学校法人、NP0		
	法人及びボランティア団体等		
	これらの団体が、いなべ市又はいなべ市教育委員会から業務等の委託を受けて、当該		
	業務を教育委員会所管体育施設で実施する場合の利用		

第5号 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下、「障がい者」という。)及びその介助者(使用する障がい者1人につき1人とする。)並びに構成員の2分の1以上が障がい者である団体(全額免除)、いなべ総合学園高等学校(全額免除)、中学校及び高等学校体育連盟(全額免除)体育協会専門部(半額免除)、60歳以上の者及びこれらの者で構成する団体(半額免除)、学校のクラブ活動等を補完する目的で構成する市内の児童生徒の団体(半額免除)、社団法人元気クラブいなべ会員(半額免除)が一トボール協会、グラウンドゴルフ協会、ユニカール協会(全額免除又は半額免除)、その他市長又は教育委員会が使用料の減免が特に必要と認めたもの(全額免除又は半額免除)

2 使用料の減免をしない基準は、いなべ市教育委員会所管体育施設使用料の減額及び免除に関する要綱第4条の規定に基づくものとする。

(適用除外)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる使用料の減免は行わない。
 - (1) 体育施設条例第9条別表その2及び学校施設利用条例第5条別表に準拠して徴収する午後 10時から翌日午前9時までの利用に係る使用料
 - (2) 体育施設条例第9条別表その2及び学校施設利用条例第5条別表に掲げる夜間料金から昼間料金を差引いた使用料の差額

標準処理期間	15日以内		
備考			
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和2年4月1日

2

225

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	体育施設使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市体育施設条例 第11条ただし書
例 規 番 号	平成15年 条例第82号

【根拠条文】

(使用料の不還付)

- 第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると 認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用できないとき。
 - (2) 第8条第3号の規定により利用の許可を取り消した場合
 - (3) 利用者が利用日の前日までに利用の取消しを申請した場合において、教育委員会が相当の理由があると認めたとき。

第8条第3号の規定

(利用の許可等の取消し)

- 第8条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用条件を取り消すことができる。この場合、利用者に損害を及ぼすことがあっても教育委員会は、その賠償の責めを負わない。
 - (3) 公益上又は運営上やむを得ない理由が生じたとき。

【基準】

使用料の返還承認の基準は、いなべ市体育施設条例施行規則第8条の規定に基づくものとする。 いなべ市体育施設条例施行規則第9条の規定

(使用料の環付)

- 第9条 教育委員会は、条例第11条ただし書の規定により、次に該当するときは既納の使用料についてそれぞれの割合を乗じて得た額を使用料還付申請書(様式第4号)により還付する。
 - (1) 自己の責任によらない理由で利用できなかったとき 100分の100
 - (2) 利用日の1週間前までに利用許可の取消しをしたとき 100分の100
 - (3) 利用日の前日までに利用許可の取消しをしたとき 100分の50

第8条第1号に規定する利用者の責任によらない理由とは、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 天災等若しくはこれに類する事由により施設を利用することができないとき。

標準処理期間	15日以内		
備考			
		T	
設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	市指定有形文化財の現状変更等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市文化財保護条例 第16条第1項
例 規 番 号	平成15年 条例第85号

【根拠条文】

(現状変更等の制限)

- 第16条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を行う場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

【基準】

現状変更等の許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 市指定文化財(建造物)の現状変更等が、当該指定建造物の意匠、材質、技法、環境等から構成される「文化財としての価値」の存続に相当程度の支障となるおそれがないこと。
- (2) 市指定文化財(美術工芸品)の現状変更等が、指定物件の保存及び指定の要件保持に支障となるおそれがないこと。
- (3) 指定文化財(美術工芸品)の現状変更等が、歴史的、芸術的等あらゆる角度から見て妥当であると認められること。

標準処理期間		60日以内	
備考			

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	市指定有形文化財の所有者等以外の者の観覧許可		
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市文化財保護条例 第19条第2項(第31条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	平成15年 条例第85号		

【根拠条文】

- 第19条 <u>前条第2項の規定</u>による公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため<u>第11条の規定</u>による届出があった場合には、教育委員会は、当該市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。
- 2 市指定有形文化財の所有者等及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて市指定有形文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

前条第2項の規定

(公開)第18条

2 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者等又は管理団体に対し、3月以内の期間を限って当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

第11条の規定

(所在の変更)

第11条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者等は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後、届け出ることをもって足りる。

【基準】

市指定有形文化財の所有者等以外の者の観覧許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 市指定文化財(建造物)の観覧等が、当該指定有形文化財の意匠、材質、技法、環境等から構成される「文化財としての価値」の存続に相当程度の支障となるおそれがないこと。
- (2) 市指定文化財(美術工芸品)の観覧が、指定物件の保存及び指定の要件保持に支障となる おそれがないこと。
- (3) 指定文化財(美術工芸品)の観覧が、歴史的、芸術的等あらゆる角度から見て妥当であると認められること。

標準処理期間	60日以内
備考	

設定年月日	平成 19 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	市指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可	
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市文化財保護条例 第39条第1項	
例 規 番 号	平成15年 条例第85号	

【根拠条文】

(現状変更等の制限)

第39条 市指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急処置を行う場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

【基準】

現状変更等の許可の基準は、次のとおりとする。

(1) 市指定史跡名勝天然記念物の現状変更等が、当該市指定史跡名勝天然記念物の維持管理に必要であって、「文化財としての価値」の存続に相当程度の支障となるおそれがないこと。

標準処理期間 60日以内

備考

設 定 年 月 日 平成 19 年 4 月 1 日 **最終変更年月日** 平成 26 年 4 月 1 日

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可	
例 規 名 根 拠 条 項	三重県文化財保護条例 第39条第1項	
例 規 番 号	昭和32年 県条例第72号	

【根拠条文】

(現状変更等の制限)

第39条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については 維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為について は影響の軽微である場合は、この限りでない。

【基準】

現状変更等の許可をすることができる範囲の基準は次のとおりとする。

(1) 県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等が、県指定史跡名勝天然記念物の維持管理に必要であって、「文化財としての価値」の存続に相当程度の支障となるおそれがないこと。

標準処理期間 60日以内

備考

三重県の事務処理の特例に関する条例

第2条 すべての市町が処理することとする事務は別表第1に掲げるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、別表第2の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町が 処理することとする。

別表第2(2条関係)

35 三重県文化財保護条例の施行のための教育委員会規則に基づく県指定史跡名勝天然記念物の 管理に関する事務で別に教育委員会規則で定めるもの

設 定 年 月 日 平成 18 年 12 月 31 日 **最終変更年月日** 平成 26 年 4 月 1 日

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

処分の概要	施設予約システム登録の決定
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市施設予約システムの利用に関する規則第3条
例 規 番 号	平成24年 規則第5号

【根拠条文】

(利用者登録の申請)

第4条 利用者登録を希望する者又は団体の代表者(以下「申請者」という。)は、いなべ市施設予約システム利用者登録申請書(届出書)(<u>様式第1号</u>。以下「申請書」という。)をいなべ市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

- 第5条 教育委員会は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、 当該申請の内容について利用者登録を行うものとする。
- 2 教育委員会は、前項の規定により登録したものに対し、いなべ市施設予約システム利用者登録 (更新)決定通知書(様式第2号。以下「通知書」という。)を交付するものとする。
- 3 利用者登録の有効期間は、前項の通知書の交付日(以下「登録日」という。)から5年とする。

(利用者登録の更新)

- 第6条 前条第3項の有効期間の満了後引続き施設予約システムを利用しようとするものは、有効期間満了の1箇月前から有効期間満了日までに更新の手続をしなければならない。
- 2 前条の規定は、更新手続について準用する。

(登録事項の変更の届出)

第7条 利用者登録を受けたもの(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更が生じたときは、 速やかに申請書により、教育委員会に登録事項の変更を届け出なければならない。

(登録の廃止の届出)

第8条 登録者は、登録日から5年が経過する前に利用者登録を廃止しようとするときは、申請書により教育委員会に登録の廃止を届け出なければならない。

【基準】

(利用者登録対象者)

第3条 施設予約システムに利用者登録をすることができるものは、個人にあっては、満15歳以上の者(中学生を除く。以下同じ。)とし、団体にあっては、その代表者が満15歳以上の者であるものとする。

標準処理期間	15日以内	
備考		
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	温水プール利用の許可(変更許可を含む。)
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市温水プール条例 第7条第1項
例 規 番 号	令和5年 条例第15号

【根拠条文】

(利用の許可)

- 第7条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも、同様とする。
- 2 指定管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、<u>前項</u>の許可に条件を付すことができる。

【基準】

1 利用の許可の基準は、いなべ市温水プール条例施行規則第6条のとおりとする。

(遵守事項)

- 第6条 利用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 入場人員は、収容定員を超えないこと。
 - (2) 火災及び盗難の防止に努めること。
 - (3) 利用団体責任者の統率、監督の下であること。
 - (4) 所定の場所以外で喫煙、飲食又は火気を使用しないこと。
 - (5) 許可を受けないで物品の販売行為をしないこと。
 - (6) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。
- 2 利用の許可をしない基準は、いなべ市温水プール条例第8条の規定のとおりとする。(利用許可の制限)
- 第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しない。
 - (1) その利用が施設の設置の目的に反するとき。
 - (2) その利用が公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (3) その利用が施設、設備器具等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があるとき。

標準処理期間	15日以内	
備考		
設定年月日	令和 5 年 6 月 26 日	最終変更年月日

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	温水プール使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市温水プール条例 第11条
例 規 番 号	令和5年 条例第15号

【根拠条文】

(使用料の減免)

第 11 条 指定管理者は、規則で定めるところにより、前条の利用料金を減額し、又は免除することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	令和5年6月26日	最終変更年月日	

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	温水プール使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市温水プール条例 第12条ただし書
例 規 番 号	令和5年 条例第15号

【根拠条文】

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

【基準】

使用料の還付承認の基準(指定管理者が特に必要があると認めるとき)は次のとおりとする。 同項に規定する「指定管理者が特に必要があると認めるとき」とは、次の事項に該当する場合を いう。

- (1) 施設の管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき。

標準処理期間	15日以内	
備考		
	1	
設定年月日	令和5年6月26日	最終変更年月日

担当部署: 議会事務局 庶務課

処分の概要	開示請求に対する決定
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市議会の個人情報の保護に関する条例 第24条
例 規 番 号	令和 4 年条例第21号

【根拠条文】

(開示請求に対する措置)

- 第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し規程で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。
- 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【基準】

(保有個人情報の開示義務)

- 第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報 若しくは情報公開条例第9条第1号又は第8号に規定する情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
 - (1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
 - (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる 情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
 - (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を 害するおそれがあるもの
- イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は 個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付すること が当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、 当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 議長が第24条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、 鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の 把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難 にするおそれ
 - ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立 行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、 その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

標準処理期間

開示請求があった日から15日以内(やむを得ない理由によりその期間内に決定をすることができないときは、その期間を30日以内に限り延長可)(第25条)

備考

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	
-------	----------	---------	--

2

236

担当部署: 議会事務局 庶務課

処分の概要	訂正請求に対する決定等
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市議会の個人情報の保護に関する条例 第34条
例 規 番 号	令和4年条例第21号

【根拠条文】

(訂正請求に対する措置)

- 第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求 者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【基準】

(訂正請求権)

- 第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
 - (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
 - *事実の誤りを証明する証拠がある場合→訂正に応じる。

描准加理批問	訂正請求があった日から30日以内(やむを得ない理由によりその期間内に決定を
標準処理期間 	することができないときは、その期間を30日以内に限り延長可)(第35条第2項)
備考	

│設 定 年 月 日 │	□5年4月1日 │最終	变更年月日
---------------------	-------------	-------

担当部署: 議会事務局 庶務課

処分の概要	利用停止請求に対する決定等
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市議会の個人情報の保護に関する条例 第41条
例 規 番 号	令和4年条例第21号

【根拠条文】

(利用停止請求に対する措置)

- 第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、 利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【基準】

(利用停止請求権)

- 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
 - (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の 停止
 - *事実の誤りを証明する証拠がある場合→訂正に応じる。

	利用停止請求があった日から30日以内(やむを得ない理由によりその期間内に決
標準処理期間	定をすることができないときは、その期間を30日以内に限り延長可)(第42条第2
	項)

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	